

玉城町地域防災計画

令和6年3月修正（案）

玉城町防災会議

目 次

I. 総則・災害予防対策編	1
第1部 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 用語	1
第5節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第6節 町の概要	10
第7節 被害想定	15
第2部 災害予防計画	17
【第1章 自助・共助】	17
第1節 町民や地域の防災対策の促進	17
第2節 防災人材の育成・活用	21
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	23
第4節 ボランティア活動の促進	26
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	28
第6節 児童生徒等に係る防災教育・防災対策の推進	31
【第2章 公助】	33
■1 防災体制の整備・強化■	33
第1節 町災対本部の整備	33
第2節 自主防災組織の育成	35
第3節 防災訓練の実施	37
■2 災害に強いまちづくり■	39
第4節 避難対策等の推進	39
第5節 風水害予防	42
第6節 火災予防	45
第7節 危険物等災害予防	47
第8節 建築物災害予防	49
第9節 地盤災害防止	51
第10節 公共施設整備・災害予防	53
■3 災害応急対策への備え■	55
第11節 輸送体制の整備	55
第12節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	56
第13節 医療・救護体制及び機能の確保	58
第14節 応援・受援体制の整備	59
第15節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	61
第16節 ライフラインに係る防災対策の推進	62
第17節 防災営農の推進	66
第18節 災害廃棄物処理体制の整備	68

第19節 学校・保育所などにおける児童生徒等の安全確保	69
II. 風水害対策計画編	70
第1部 災害応急対策計画	70
【第1章 自助・共助】	70
第1節 風水害による被災を防ぐ	70
第2節 適切な避難の実施	72
第3節 災害時要配慮者の支援	74
第4節 物資の輸送と円滑な供給に協力	75
第5節 災害支援のための行動	76
【第2章 公助】	78
■1 災対本部機能の確保■	78
第1節 活動体制の整備	78
第2節 動員計画	89
第3節 災害対策要員の確保	92
第4節 災害通信計画	94
第5節 気象予警報等の伝達活動	96
第6節 被害情報収集・伝達計画	103
第7節 災害広報活動	110
第8節 自衛隊災害派遣要請	113
第9節 労務供給計画	115
■2 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧■	116
第10節 水防計画	116
第11節 消防活動	126
第12節 緊急輸送活動	130
第13節 県防災ヘリコプター応援要請計画	133
第14節 道路交通応急対策計画	135
第15節 ライフライン等応急復旧計画	140
■3 救助・救急及び医療・救護活動■	143
第16節 救助・救急活動	143
第17節 医療・救護活動	145
■4 避難及び被災者支援等の活動■	148
第18節 避難対策活動	148
第19節 ボランティアの受入体制	158
第20節 防疫・保健衛生活動	160
第21節 行方不明及び遺体の取り扱い	162
第22節 食料供給活動	164
第23節 生活必需品等供給活動	167
第24節 文教対策	170
■5 特定災害対策■	172
第25節 危険物等災害応急対策	172
■6 復旧に向けた対策■	174
第26節 廃棄物対策活動	174

第27節	応急住宅対策	177
第28節	農業災害対策	179
第29節	災害義援金・義援物資の受入れ	181
第30節	災害救助法の適用	182
第2部 災害復旧・復興計画	185
第1節	公共土木施設災害復旧計画	185
第2節	農業経営安定計画	187
第3節	被災者の生活確保	188
III. 地震対策計画編	192
第1部 災害応急対策計画	192
【第1章 自助・共助】	192
第1節	地震による被災を防ぐ	192
第2節	適切な避難の実施	193
第3節	災害時要配慮者の支援	193
第4節	物資の輸送と円滑な供給に協力	193
第5節	災害支援のための行動	194
【第2章 公助】	195
■1 災害対策本部機能の確保■	195
第1節	活動体制の整備	195
第2節	災害通信計画	199
第3節	地震情報等の伝達計画	199
第4節	被害情報収集・伝達計画	200
第5節	災害広報活動	203
第6節	自衛隊災害派遣要請	204
第7節	労務供給計画	204
■2 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧■	205
第8節	消防活動	205
第9節	緊急輸送活動	206
第10節	県防災ヘリコプター応援要請計画	206
第11節	公共施設・ライフライン等の応急復旧計画	207
■3 救助・救急及び医療・救護活動■	208
第12節	救助・救急活動	208
第13節	医療・救護活動	208
■4 避難及び被災者支援等の活動■	208
第14節	避難対策活動	208
第15節	ボランティアの受入体制	208
第16節	防疫・保健衛生活動	208
第17節	行方不明及び遺体の取り扱い	208
第18節	食料供給活動	209
第19節	生活必需品等供給活動	209
第20節	文教対策	209
■5 特定災害対策■	209

第21節 危険物等災害応急対策	209
■6 復旧に向けた対策■	209
第22節 廃棄物対策活動	209
第23節 応急住宅対策	209
第24節 農業災害対策	210
第25節 災害義援金・義援物資の受入れ	210
第26節 災害救助法の適用	210
第2部 災害復旧・復興計画	211
第1節 公共土木災害復旧事業計画	211
第2節 農業経営安定計画	211
第3節 被災者の生活確保	211
第4節 激甚災害の指定	212
第5節 復興体制の構築と方針策定	214
第3部 特別対策 南海トラフ地震防災対策推進計画	215
第1節 総則	215
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	216
第3節 関係者との連絡協力の確保に関する事項	217
第4節 防災訓練に関する事項	218
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	219
第4部 特別対策 南海トラフ地震に関する緊急応急対策計画（南海トラフ地震臨時情報）	221
第1節 総則	221
第2節 活動体制の整備	223
第3節 情報伝達計画	225
第4節 避難対策活動	231
第5節 消防活動	233
第6節 ライフライン施設応急対策計画	234
第7節 道路交通応急対策計画	237
第8節 食料、生活必需品確保活動	238
第9節 医療救護活動	239
第10節 公共施設等の対策	240
第11節 町民の防災対応	241
第12節 企業の防災対応	243

I. 総則・災害予防対策編

第1部 総則

第1節 目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町及び防災関係機関が有機的に結合し、総合的かつ計画的な災害対策の推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、玉城町防災会議が作成するものである。

なお、この計画は、水防法第33条の規定に基づく水防計画(Ⅱ 風水害対策計画編 第1部 第2章 2 10節 水防計画)及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南海トラフ措置法」という。)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画及び南海トラフ地震に関する緊急応急対策計画(南海トラフ地震臨時情報)を含むものである。

第3節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県災対本部…………… 三重県災害対策本部をいう。
- 2 地方部…………… 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 町災対本部…………… 玉城町災害対策本部をいう。
- 4 町水防本部…………… 玉城町水防本部をいう。
- 5 防災関係機関…………… 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 6 災害時要配慮者…………… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、外国人等で、防災施策において特に配慮を要する方をいう。
- 7 避難行動要支援者…………… 災害時要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため、その支援を要する方をいう。
- 8 基本法…………… 災害対策基本法をいう。

- 9 救助法…………… 災害救助法をいう。
- 10 大震法…………… 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 11 南海トラフ特措法……………南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法※をいう。
- 12 復興法…………… 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 13 南海トラフ地震…………… 本計画第1章第1節第2項2に規定する「(1)過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称
- 14 指定避難所…………… 災害の危険性があり避難した町民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または災害により家にもどれなくなった町民等を一時的に滞在させるための施設として、町長が指定するもの
- 15 指定緊急避難場所…………… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、災害ごとの安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、町長が指定するもの
- 16 福祉避難所…………… 指定避難所のうち、主として、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者などで介護を必要とする人を滞在させるために町が指定する施設をいう
- 17 避難所外避難所…………… 指定避難所以外で個人が自主的に避難する場所で、在宅で避難する（在宅避難）、倉庫、カーポートで避難する（軒先避難）、自家用車で避難する（車中避難）、安全な親戚宅、知人宅で避難する（縁故避難）をいう。
- 18 自主避難所…………… 指定避難所とは異なり、避難情報が発令されていない時期等において、自宅での待機に不安をもつ町民等のために、自治区等が定めて運用する避難所をいう。
- 19 その他の用語については、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法の例による。

※「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けで施行された。

第5節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 町及び防災関係機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、町民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

県は、県の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。また、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関に係る防災対策の総合調整を行う。

3 伊勢警察署

伊勢警察署は、防災関係機関と連携・協力して、災害発生時の避難誘導・救助、交通対策、行方不明者の捜索、検視等、安全・安心確保のための活動を実施する。

4 伊勢市消防署玉城出張所

伊勢市消防署玉城出張所は、本部や防災関係機関と連携・協力して、消火・救助・救急活動等、被害を最小限に食い止め、一人でも多くの人命を救助する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。また、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び町の防災活動業務に協力する。

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び町の防災活動業務に協力する。

8 陸上自衛隊久居駐屯地

陸上自衛隊久居駐屯地は、防災関係機関と協力して災害救援活動を実施する。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県及び町の防災活動業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の町民に対する広報
- (10) 町民等に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の予防及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急措置
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）発令時及び災害時の混乱防止その他公安の維持

- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上設備が必要な事を行う
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 伊勢警察署

- (1) 災害時における交通規制及び治安維持
- (2) 信号機等交通規制に係る施設の被害調査並びに復旧活動
- (3) 各種災害情報の受理及び収集・伝達
- (4) 災害時における町民の避難誘導及び救出救助
- (5) 行方不明者の捜索及び死者の検視
- (6) その他被災地における犯罪の予防、検挙

4 伊勢市消防署玉城出張所

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 火災の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等
- (5) 危険物等の保安

5 指定地方行政機関

(1) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
- サ 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備
- シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

(2) 津地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達
- ウ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等
- オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
- カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）等の通報及び周知
- キ 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
- ク 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
- ケ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

(3) 三重労働局

- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- イ 事業場における労働災害発生状況の把握
- ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施

(4) 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

- ア 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧
- イ 所轄河川区域における水防業務並びに所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧
- ウ 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- エ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- オ 所管施設の緊急点検の実施

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社 東海支社四日市営業所

- ア 災害時における郵便業務の確保
郵便物の送達の確保
支店の窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
被災者に対する郵便葉書等の無償交付
被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災地あて救助用郵便物の料金免除
被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

(2) 西日本電信電話株式会社三重支店

- 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置

- イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(3) 移動通信事業者（株式会社ドコモCS東海三重支店、KDDI株式会社au中部支社、ソフトバンクモバイル株式会社等）

- ア 電気通信設備に関する災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) 日本赤十字社 三重県支部

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）等の発表に伴う、医療、救護の派遣準備の実施
- イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
- ウ 救援物資の配分
- エ 災害時の血液製剤の供給
- オ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- カ 義援金の受付及び配分
- キ その他災害救護に必要な業務

(5) 日本放送協会津放送局

- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成
- イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）等の放送による社会的混乱防止のための町民への周知
- エ 町民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- オ 町民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(6) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）発表時の情報伝達
- イ 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等
- ウ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盜難等各種犯罪の防止

(7) 中部電力パワーグリッド株式会社 伊勢営業所

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施

- ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施

(8) 中日本高速道路株式会社

- ア 伊勢自動車道の維持、修繕
- イ その他の管理並びに災害復旧の実施

7 指定地方公共機関

(1) 伊勢地区医師会

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動

(2) 伊勢地区歯科医師会

- ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び救護活動

(3) 三重県薬剤師会

- ア 救護班の編成並びに連絡調整
- イ 救護活動

(4) 三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社

- ア 災害時におけるバス輸送
- イ 車両施設等の被害状況調査及び災害復旧

(5) 三重県ＬＰガス協会伊勢支部

- ア 災害時におけるガスの供給確保
- イ ガス供給施設の被害状況調査及び災害復旧

(6) 三重県トラック協会南勢支部

- ア 災害応急活動のための車両借上要請に対する即応態勢の整備
- イ 災害時における救援物資、人員等の輸送及び避難者の輸送協力

8 陸上自衛隊久居駐屯地

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 玉城町社会福祉協議会

- ア 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力
- イ ボランティアセンターの設立、運営の協力

(2) 伊勢農業協同組合

- ア 農産物等の災害応急対策についての指導
- イ 災害時における農作物の確保
- ウ 農業関係の被害調査等応急対策についての協力
- エ 米の保存（備蓄）、確保
- オ 防災関係機関へ石油類（燃料等）の優先供給

(3) 玉城町商工会

- ア 町が行う商工業関係被害調査
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

(4) 公共的団体（日赤奉仕団、青年団等）

- ア 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力

(5) 日本水道協会三重支部・県企業庁

- ア 部内及び関係機関との連絡調整
- イ 水道の応急補修
- ウ 飲料水等の供給
- エ 水道施設の災害対策

第6節 町の概要

第1 自然的条件

1 位置

本町は伊勢平野の南部にあって、東は伊勢市に、西は多気町に、南は国東山系（くづか）をへだてて度会町に、北は明和町に接している。

本町の中心、田丸は、古来陸上交通の要地で田辺（たぬい）の丘を通って大和を結ぶ初瀬街道と外城田の丘を通る熊野街道（世界遺産熊野古道出立の地）が合して伊勢に通じていた。今は、JR参宮線田丸駅が町の中央にあり、東西南北、縦横に県基幹道とともに、南方を伊勢自動車道が走っている。

2 地勢

本町北部の丘陵は多気丘陵の先端部で、玉城丘陵と区分している。

中央部は、西から北へと流下する外城田川を中心として、水田、畑、住居地帯があり、外城田川平野と区分される。南部は、国東山や大日山を主峰とする標高100メートル～300メートルの国東山地が位置している。また、本町の西端、昼田、岩出地区には宮川のつくった扇状地性の氾濫原ならびに河口三角州からなる宮川低地がある。

3 気候

年間の日平均気温は16.4度、日平均最高気温は21.3度、日平均最低気温は11.9度、年間降水量は2,229.5ミリメートル（2020年気象庁ホームページ 小俣観測所）であり、比較的に温暖な気候となっている。

4 地質

(1) 大断層積

本町には、白亜紀（1億3,600万年～6,500万年前）に起った大断層運動による中央構造線が、東西に走っていることが認められている。国東山地の北側に下った山麓部に等高線の間隔が大きくなり、東西に長く認められる地域、すなわち積良、山神、宮古、中角等の南側一帯の地形は断層によるものである。

中央構造線の北側（内帶）は高温低圧型の領家変成帯、南部（外帶）は低温高压型の三波川帯として区分されている。また、外城田川及び宮川周辺には沖積層が乗った形となっている。

(2) 領家変成帯

この地域を作る岩石は複合岩類で、花崗岩と領家変成岩類に区分され、花崗岩類には花崗岩及び花崗閃緑岩があり、領家変成岩類には片麻岩及び変輝緑岩類の変成塩基性岩類が含まれている。

これらの形成時期は古生代末から白亜紀にかけての時期とされ、マグマの大規模な貫入による様々な程度の混成現象による岩類である。

(3) 三波川帶

この地域は主に結晶片岩からなるが、南縁部には、塩基性～超塩基岩類などからなる御荷鉢緑色岩類も断続的に分布している。

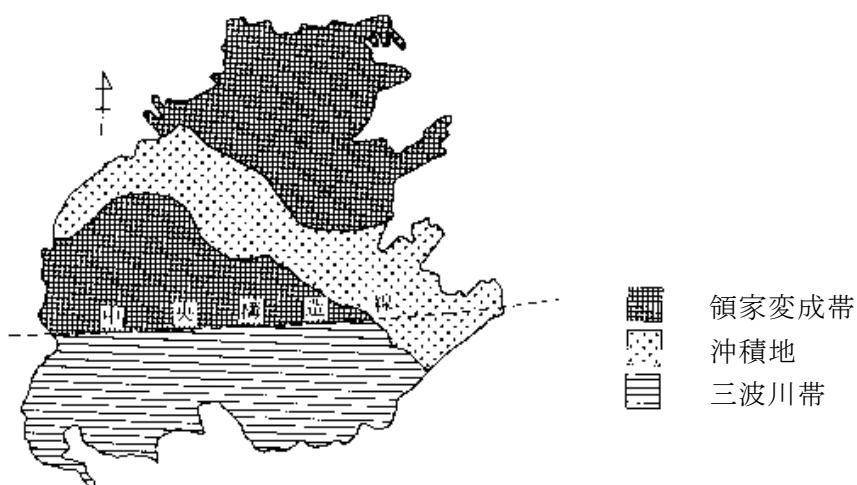
三波川結晶片岩は碎屑性堆積岩類・塩基性火成岩岩類・チャートなどを源岩とし、おもに泥質～砂質片岩・塩基性岩・石英片岩などからなっている。

一方御荷鉢岩類が分布する層は、さらに鷲嶺層と宮川層に分けられ、前者は主として度会町以東の宮川層の南側に分布して角閃岩からなり、石英片岩、まれに石墨千枚岩をはさんでいるが、後者は石墨千枚岩からなり緑泥片岩、石英片岩、角閃岩、石灰岩をはさんでいる。

(4) 沖積地

約1万年前から現在に至る沖積世の間に、その時代その時代の旧外城田川、宮川などの堆積作用によってできた地層で、礫、砂、シルト、粘土などからなり、その表土層は水田等に利用されている。

■ 町地質区分図



第2 社会的条件

1 人口及び産業

当町の人口は15,101人、世帯数は5,945世帯（2024年1月31日現在。住民基本台帳）で、平成27年をピークに人口減少局面に入っている。年齢別階層人口は、全国的傾向と同様に老齢人口の占める割合が増加傾向にある。

県内の代表的な農業の町として栄えているが、産業別就業者数は大きく変化しており第2次、第3次産業への移行の傾向は今後も続くものと思われる。

2 交通

本町の道路網は、南縁に「近畿自動車道関伊勢線」が通り、その他には、主要地方道「伊勢多気線」、「度会王城線」、「鳥羽松阪線」、「伊勢大宮線」及び一般県道「田丸停車場斎明線」、「玉川小俣線」、「岩出田丸線」、「玉城南勢線」が走っている。

町の中央部を南北に走る一般県道田丸停車場斎明線及び玉城南勢線は、度会町から本町に通じる度会王城線と交差し、玉城インターチェンジにも繋がっている。

公共交通機関は、JR参宮線と三重交通のバスが主体となっている。

第3 過去の主な災害

本町に関わる災害のうち主なものを掲載する。なお、全国各地で発生している集中豪雨等の災害についても、教訓や知見を本町に生かすために掲載する。

■本町に関わる過去の主な災害

発生時期	被害
慶長 9 年 12 月 16 日 (1605 年 2 月 3 日)	伊勢地域では、地震後潮が引き、約 2 時間後に津波がきた。
宝永 4 年 10 月 4 日 (1707 年 10 月 28 日) (宝永地震)	災害は、東海道・伊勢湾・紀伊半島で最も被害を受けた。海岸では地割れから泥を噴出した。
寛保元年 7 月 21 日 (1741 年 8 月 31 日)	21 日夜からの大雨となり、22 日には強風が吹いて暴風雨となつた。
嘉永 7 年 11 月 4 日(安政元) (1854 年 12 月 23 日) (安政東海地震)	津では局地的に被害が大きかった。津波が房総から土佐の沿岸を襲い、志摩半島などで多くの被害が発生した。
文久 2 年 8 月 1 日(1862 年)	宮川が大洪水となり、昼田村の堤が切れた。町内の家々に水が入り川のようになった
明治 15 年 8 月 4 日(1882 年)	5、6 両日にわたって雨が止まず、諸川が増水して、宮川西側の堤防切れた。
昭和 9 年 9 月 21 日(1934 年)	本台風は室戸台風と名付けられた。四国及び近畿地方に未曾有の大暴雨を起した。
昭和 19 年 8 月 7 日(1944 年)	櫛田川 3 メートル、宮川 3 メートル、赤羽川 2 メートル増水。
昭和 19 年 12 月 7 日(1944 年) (東南海地震)	M7.9 の大規模地震発生(東南海地震)。三重県は震度 5 の強震で、地震発生後津波が襲来し、熊野灘沿岸では高波 6 ~ 8 メートル、ところにより 10 メートルに達した。
昭和 28 年 9 月 25 日(1953 年)	観測史上第 2 位といわれた稀有の猛威を振い、中心風速 5、60 メートル。時速 40 キロメートルの速度をもって接近してきた。満潮時と台風の通過とが一致し、近代未曾有の大風水害を蒙った。
昭和 34 年 9 月 26 日(1959 年) (伊勢湾台風)	台風 15 号、通称「伊勢湾台風」は夕刻より夜半に当地方を通過したが、当地域での日雨量 149.0 ミリメートル、23 日よりの継続雨量は 367.5 ミリメートルに達し、最大風速は 44.17 メートルに及んだ。本町では死者はでなかつたが、全

	壊家屋 30 棟、半壊家屋 79 棟の外、数か所で土砂崩れ、堤防の決壊等の被害があった。
昭和 36 年 9 月 16 日(1961 年) (第二室戸台風)	猛烈な暴風雨になり、県内は大きな被害を受けた。津で最大風速 27.4 メートル。
昭和 46 年 8 月 30 日(1971 年) (台風第 23 号)	強雨が長時間にわたって継続し、県内の総降水量 300~500 ミリメートル、時間雨量 70 ミリメートルに達し、大雨による被害が大きかった。
昭和 49 年 7 月 7 日(1974 年) (台風第 8 号、七夕豪雨)	伊勢市周辺で約 400 ミリメートルの記録的な大雨になった。町内では各河川が氾濫し、東宮古へ通じる橋が流出した。床上浸水 6 戸、床下浸水 234 戸という浸水被害をはじめ、玉城中学校の南斜面崩落により、南斜面下にあった町営住宅 2 戸が全壊した。
昭和 51 年 9 月 8 日(1976 年) (台風第 17 号)	県内、なかでも飯南郡、多気郡では豪雨となった。
昭和 57 年 8 月 1 日(1982 年) (台風第 10 号)	強い雨のため、名松線全線が土砂崩れで不通。記録的な豪雨となった。
昭和 57 年 9 月 11 日(1982 年) (台風第 18 号)	大雨となった。総降水量は、小俣で 328 ミリメートル。
平成 7 年 1 月 17 日(1995 年) (兵庫県南部地震)	地震の規模は、M7.3。神戸地等で震度 7、三重県では震度 4。死者は発生当時戦後最多となる 6,434 人、行方不明者は 3 人、負傷者は 43,792 人に上り、689,776 棟の建物が被害を受け、被害総額は約 10 兆円に達した。
平成 16 年 9 月 29 日(2004 年) (台風第 21 号)	記録的な大雨となり、県内は昭和 57 年以来の大災害となった。
平成 19 年 4 月 15 日(2007 年) (三重県中部を震源とする地震)	震度 5 強：亀山市、震度 5 弱：鈴鹿市・津市・伊賀市。
平成 23 年 3 月 11 日(2011 年) (東北地方太平洋沖地震) (東日本大震災)	地震の規模は M9.0 で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震。各地で最大震度 7 を記録し、場所によっては波高 10m 以上、最大遡上高 40.1m に上がる巨大な津波が発生した。東京電力福島第一原子力発電所は全交流電源を喪失、メルトダウン（炉心溶融）が発生、大量の放射性物質の漏洩事故となった。この地震で死者 15,899 名、行方不明者 2,529 名で、死因は津波によるものが約 90% であった。
平成 23 年 8 月 31 日(2011 年) (台風第 12 号)	三重県南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、県内で土砂災害や浸水害が発生した。
平成 24 年 9 月 30 日(2012 年) (台風第 17 号)	三重県沿岸を北上したため、県内で大雨、強風となった。大雨や高潮による被害が各地で発生した。
平成 25 年 9 月 14 日(2013 年) (台風第 18 号)	三重県沿岸を北上したため、県内では大雨による浸水害や土砂災害、暴風による人的被害、竜巻によるとみられる住家被害が発生した。

<p>平成 29 年 10 月 21 日(2017 年) (台風第 21 号)</p>	<p>超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸。三重県では 21 日から台風第 21 号や前線の影響により雨が降り 23 日にかけて大雨となった。伊勢市、玉城町を中心に 706 戸の床上浸水。</p> <p>町内の被害状況(平成 29 年 12 月 27 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家屋被害:床上浸水 278 戸(全壊 3 戸、半壊 88 戸、部分損壊 187 戸) 床下浸水 250 戸 ○人的被害:重症者(骨折) 2 名 ※度会町内で玉城町民 1 名死亡 ○公共施設等の被害: 道路 51 箇所 河川 10 箇所 農林施設 201 箇所 田丸城跡 24 箇所 土砂崩れ 8 箇所
<p>平成 30 年 7 月豪雨 (台風第 7 号)</p>	<p>西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となり、計 11 府県に大雨特別警報が発表され、西日本を中心に、河川の氾濫や洪水、土砂災害が発生し、死者 263 名、行方不明者 8 名、負傷者 484 名を出す大災害となった</p>
<p>平成 30 年 9 月 4 日(2018 年) (台風第 21 号)</p>	<p>非常に強い勢力で徳島県南部に上陸、非常に強い勢力を保ったまま神戸市付近に再上陸、三重県においても記録的な暴風となり、本町においても民家の屋根が破損するなどの被害が生じた。</p> <p>また、高潮により関西国際空港が浸水・停電し、関西国際空港連絡橋に強風で流されたタンカーが衝突し連絡橋が中破、一時孤立した。</p>
<p>令和元年 10 月 12 日 (台風第 19 号)</p>	<p>中心付近の気圧が 915hpa、スーパー台風と位置づけられた台風で、神奈川県に上陸後、日本列島にかつてない規模の水害をもたらし、7 県合わせて 59 河川、90 か所以上の堤防が決壊し、特に信濃川水系の千曲川左岸の長野市穂保地区では浸水深さ 10m 以上という所もあり、新幹線基地も水没した。死者、行方不明者合わせて 95 名の大災害となった。</p>

(出典 : 県地域防災計画、玉城町史等をもとに整理)

第7節 被害想定

第1 風水害の想定

当町において発生の懸念される災害は、台風及び集中豪雨による洪水・浸水、土砂災害、ため池浸水等の風水害である。

洪水・浸水については、宮川左岸に浸水想定区域があり、国により重要水防区域に指定されている。また、平成29年台風第21号による浸水被害を受けて、町では外城田川沿いに浸水想定区域を指定し、新たな洪水、浸水ハザードマップを作成した。

町には、**27箇所**のため池があり、すべてのため池について災害時浸水区域のハザードマップを作成した。また、土砂災害**警戒区域**としては、山腹崩壊危険個所が6箇所、急傾斜地崩壊危険個所が**9箇所**指定されている。

これらの災害想定個所については、資料編に記載している。

第2 地震の想定

地震の場合について以下に被害想定を示す。これは、南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の被害想定である。

1 被害想定調査の概要

県は、平成24～25年度に大規模な被害を及ぼすと考えられる地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で、被害想定調査を行った。

2 想定地震

被害想定調査では、プレート境界型地震及び内陸直下地震を想定している。

プレート境界型地震については（1）過去最大クラスの南海トラフ地震、（2）理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査を実施している。

内陸直下型地震については、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老一桑名一四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）をとりあげている。

3 被害想定結果

被害想定の結果は、ハザード予測（地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測すること）と、リスク予測（死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測すること）の2つで示されている。

以下に、町もしくは伊勢志摩地域の被害想定結果を示す。

※ 「冬・夕18時」ケースを想定している。

※ 内陸直下型地震については、町に最も大きな被害をもたらす「布引山地東縁断層帯（東部）」について示している。

■ハザード予測（災害で想定される事象）…町もしくは伊勢志摩地域の被害

	プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震	(1)過去最大クラスの南海トラフ地震	(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震	布引山地東縁断層帶(東部)
町の震度予測	6 強	7	6 弱
液状化危険度	新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に危険度が極めて高い範囲がある		伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度の極めて高い範囲が広がっている

■リスク予測（災害により引き起こされる被害）…町の被害

	プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震	(1)過去最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	布引山地東縁断層帶(東部) (冬夕発災)
人的被害（死者、重傷者、軽傷者数）	約 20 人、30 人、200 人	約 200 人、300 人、500 人	約 0 人、10 人、100 人
建物被害 (全壊・焼失)	約 400 棟	約 2,900 棟	約 100 棟
避難者数	1 日後で約 1,100 人 (うち避難所外約 400 人)、1 ヶ月後で約 5,600 人 (うち避難所外約 3,900 人)	1 日後で約 6,500 人 (うち避難所外約 2,600 人)、1 ヶ月後で約 12,000 人 (うち避難所外約 8,600 人)	—
帰宅困難者	2,700 人		—
停電件数	直後で 8,300 軒 (約 89%)、1 週間後で約 0 軒	直後で 8,300 軒 (約 89%)、1 週間後で約 300 軒 (約 3%)	—
上水道断水	直後で約 16,000 人 (約 100%)、1 週間後で約 11,000 人 (約 73%)	直後で約 16,000 人 (約 100%)、1 週間後で約 14,000 人 (約 89%)	—
下水道機能障害	直後で約 15,000 人 (約 100%)、1 週間後で約 13,000 人 (約 87%)	直後で約 15,000 人 (約 100%)、1 週間後で約 13,400 人 (約 89%)	—
固定電話不通	直後で約 3,200 回線 (約 89%)、1 週間後で 0 回線	直後で約 3,300 回線 (約 90%)、1 週間後で約 300 回線 (約 9%)	—
携帯電話停波 基地局率	1 日後 81%、1 週間後 0%	1 日後 82%、1 週間後 9%	—

(出典：三重県被害想定結果 平成 26 年 3 月)

第2部 災害予防計画

【第1章 自助・共助】

第1節 町民や地域の防災対策の促進

災害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を確認し、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、地域における防災の日常化の定着に向けた取組をすすめる。

第1 町が実施する対策

第2 自主防災組織等が実施する対策

第3 防災関係機関が実施する対策

第4 町民が実施する対策

第1 町が実施する対策

1 自治区等地域コミュニティを対象とした対策

町は、地域における共助の取組を促進するため、普及・啓発事業を地域の実情に合わせて行うとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組み、自主防災組織の育成、充実及び強化に努める。

- (1) 地域が行う防災訓練実施等への支援
- (2) 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- (3) 地域の実情に応じた自主避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成支援
- (4) 地域コミュニティごとに防災活動が効果的に実施できるよう、地区の特性を踏まえた実践的な地区防災計画及びコミュニティ・マイタイムラインの作成支援

2 町民を対象とした対策

(1) 町民の防災対策の促進

災害を防止するためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等、町民が知っておくべき心得や注意事項等を普及し、町民が的確な避難活動ができるようにする。また、当該地区で援助すべき在宅の高齢者、障がい者等をあらかじめ把握しておき、避難行動要支援者の避難個別計画の作成を推進する。

(2) 災害対策に関する普及・啓発事業の実施

町は、町民の自助の取組や共助への参画を促進するため、地域で発生し得る災害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ア 町民の適切な避難や防災活動に役立つ「総合防災マップ」などの配布
- イ 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ウ 防災講演会(研修会)等の実施

エ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

第2 自主防災組織等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織の設立

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、地域の人々が互いに助け合うための組織として、自治区ごと等に自主防災組織を設立する。

自主防災組織の未結成の自治区においては、既に結成されている自衛消防団を発展的に再編する等、自主防災の充実強化を図るとともに、あらゆる機会を通じて、自主防災の必要性について啓発していく。

また、各自治区に防災委員を選出して、町と各自治区との間において防災に関する情報の共有、及び防災講話・訓練等の実施に関して調整を行い、自助・共助体制の確立を図る。

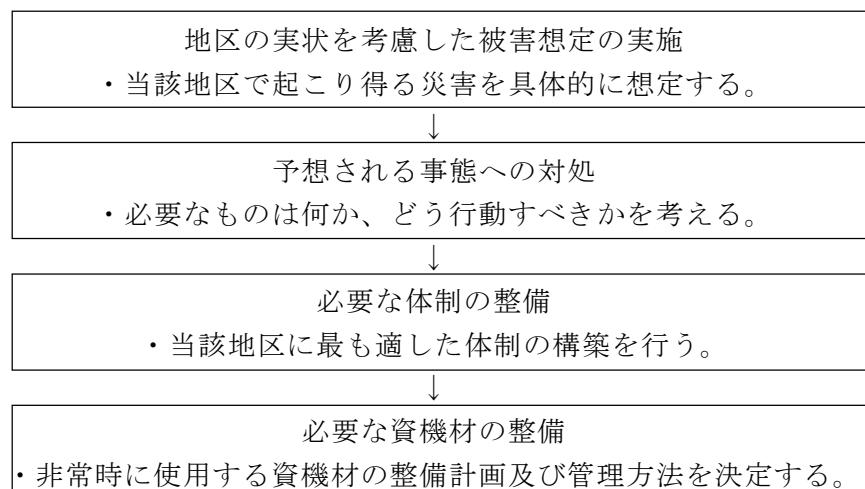
(2) 自主防災組織による訓練の実施

自主防災組織は、以下のような訓練を行う。

- ア 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
- イ 倒壊家屋等からの救出訓練
- ウ 負傷者の手当及び救命訓練
- エ 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- オ 炊出し訓練
- カ 避難行動要支援者の参加する避難訓練
- キ 情報収集・伝達訓練
- ク 避難所開設・運営訓練

(3) 地区防災計画、避難所運営マニュアル等の作成・協力

自主防災組織は、地区の特性に合った地区防災計画、避難所運営マニュアル等の作成を推進する。作成にあたっては、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（もしくはO B）が在住しているかを確認の上、概ね次のような段階を重ねて行う。



(4) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

自主防災組織は、町や県が実施する町民の自助・共助の促進に係る防災意識・防災知識の普及・啓発事業や、自主避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 組織の活動の情報発信と協力関係の構築

防災活動に取り組むNPO等は、町民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るために、組織の活動を積極的に情報発信するとともに、町民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

防災活動に取り組むNPO等は、各々の活動の中で、町や県が実施する町民の自助・共助の促進に係る防災意識・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

第3 防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

防災関係機関は、各々の事業活動の中で、町民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、発災時に町民の協力が必要な場合には、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

防災関係機関は、各々の事業活動の中で、町や県が実施する町民の自助・共助の促進に係る防災意識・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

第4 町民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の災害時の被害想定把握

町民は、町が提供する防災ハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が災害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて避難所を確認する。

2 家族防災会議の開催

町民は、自宅や家族の通勤・通学先等における災害時の被害想定、避難所、非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレの備蓄や、非常持ち出し品等の常備に努める。

3 自宅の耐震化と家具固定

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など地震の基本となる揺れから確実に命を守る

ための防災対策に努める。

4 マイタイムラインの作成

風水害による被害から身を守るために、風水害発生時に取るべき防災行動を書き出したマイタイムラインを作成し、被害の軽減に努める。

5 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

町民は、被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

第2節 防災人材の育成・活用

市民などによる地域の防災活動への参画を推進し、地域の防災活動を牽引する防災人材の育成・活用を図る。

第1 町が実施する対策

第2 自主防災組織や防災関係団体等が実施する対策

第3 町民が実施する対策

第1 町が実施する対策

1 町民を対象とした対策

町は、地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、市民が参加する防災訓練やタウンウォッキング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

町は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する市民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

町は、県が実施する自主防災組織の研修会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第2 自主防災組織や防災関係団体等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

自主防災組織は、町や県が実施する人材育成事業等を活用して、組織構成員の育成や啓発に努める。

2 防災関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

防災関係団体等は、県レベルで行われている次の研修などを通じて災害ボランティアの活用を担う人材育成に努める。

ア 災害ボランティアセンター運営に関する人材の育成研修の実施

イ 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

(2) 構成員に対する教育・啓発

災害関係団体は、町や県の人材育成事業等を活用して、組織構成員の育成や啓発に努める。

第3 町民が実施する対策

町民は、町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災活動等に積極的に参画するよう努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

自主防災組織や消防団に対し適切に情報提供と共有を行い、相互の連携化を図ることができるよう活動支援及び活性化を図る。

第1 町が実施する対策

第2 自主防災組織や消防団が実施する対策

第3 町民が実施する対策

第1 町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう、平常時から組織の活性化に向けた支援を行う。

- ア 訓練等の自主防災活動に対する支援
- イ 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ウ 防災資機材の整備に係る支援
- エ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- オ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- カ 必要に応じ、町民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

地震等の災害により、防災関係機関の活動が著しく妨げられる事態に対処するために「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに、町民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要である。

このため、町は、地域及び事業所単位での自主防災組織の育成整備と活動の強化を図る。

また、自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。さらに、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)の周知

町は、平常時からの備えや地震発生後に必要な行動について、パンフレット等の作成、講習会の実施などにより、自主防災組織及び町民へ周知を図る。

■ 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)

	平常時の活動	非常時の活動
情報に関する活動	1 地震防災に関する正しい知識を吸収する。 2 地震災害を防ぐ方法や家庭における防災の話し合いを指導する。 3 講演、印刷物等により啓発し防災意識の高揚を図る。 4 地震その他の災害に関する情報の収集伝達方法を確立し訓練する。 5 避難の際の心得（方法、用具等）について、各家庭へ周知徹底する。 6 避難所、避難地を巡回点検して避難の方法、ルートを確立する。 7 避難誘導に必要な用具を整備し、避難誘導の訓練をする。	1 南海トラフ地震臨時情報等の情報を的確に町民に提供し、混乱を防ぐ。 2 迅速かつ正確に被害状況を把握し防災機関へ連絡する。 3 町民の生命に危険が生ずるおそれがあるとき、又は防災機関から警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示などが発せられたときは、混乱なく安全に誘導する。 4 避難所へ誘導したときは、その状況を町災対本部へ連絡する。
救出活動に関する活動	1 各家庭における応急処置法や救急薬品の備えを指導する。 2 負傷者の救出に必要な用具を調達する。 3 避難行動要支援者の所在地、避難計画を確認する。	1 負傷者が出了場合は、その救出活動に当たる。 2 負傷者の状況によっては、近隣の人達の協力を得て、安全な場所に収容し、応急手当を施す。 3 避難行動要支援者の避難支援を行う。
消火に関する活動	1 各家庭に消火器、バケツ等消火器材の備えを啓蒙する。 2 消火栓、消火器による消火活動の訓練や指導をする。	1 火災の発生が予想されるときは、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかける。 2 火災が発生したときは、近隣の人達の協力を得て、初期消火に努めるとともに伊勢市消防本部へ連絡する。

2 消防団を対象とした対策

町は、町消防団及び自衛消防団（以下「消防団」という。）の団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 町民を対象とした対策

町は、自主防災組織や消防団と連携し、町民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

第2 自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

自主防災組織は、町民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材の整備、地区防災計画の作成や避難所マニュアルの作成支援などにより、組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰や研修会の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

消防団は、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、町民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、他地域の消防団との交流を図る。

第3 町民が実施する対策

町民は、地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織、消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

第4節 ボランティア活動の促進

防災活動に取り組むNPO、ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政の円滑な関係を構築し、さまざまな分野のボランティアが自らの力を十分に發揮しながら被災地支援に取り組めるよう、ボランティア活動の促進を図る。

第1 町が実施する対策

第2 防災関係団体が実施する対策

第3 町民や企業・事業所が実施する対策

第1 町が実施する対策

町は、社会福祉協議会と連携して次のボランティアセンターの設立、活動の促進等を図るとともに、町受援計画（ボランティアの受入れに関する計画）に基づきボランティアの受入れ、活動を支援する。

1 町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受入等に係る協力関係・連携体制の構築

災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用に係る協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO、ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

災害ボランティアに係る情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO、ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。

3 町民・企業を対象とした対策

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、町民及び企業の災害ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への参画を促進する。

第2 防災関係団体が実施する対策

町は、防災関係団体が災害ボランティアセンター等を運営するにあたって、技術的支援を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

第3 町民や企業・事業所が実施する対策

1 町民の対策

町民は、可能な範囲で災害ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への協力や参画に努める。

2 企業・事業所の対策

企業・事業所は、社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への協力や参画の促進に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

企業・事業所の事業継続計画（B C P）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策を推進し、災害発生時の事業の継続や地域と一緒にとなった防災活動の実施のための備えを整える。

- 第1 町が実施する対策**
- 第2 防災関係機関が実施する対策**
- 第3 企業・事業所が実施する対策**
- 第4 みえ企業等防災ネットワークが実施する対策**
- 第5 自主防災組織、自治区等が実施する対策**

第1 町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

町は、企業・事業所に対して次の防災対策を推進する。

(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（B C P）の作成・点検を促進する。

特に洪水、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者に係る避難対策を含めたB C Pの策定・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と町民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努めるとともに、地域の一員として、地区が作成する地区防災計画の作成等に支援・協力するように要請する。

(3) 企業・事業所の自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

(4) 情報の提供

災害時において、町民の避難、救出、応急手当、消火活動、物資の調達等の情報を提供することにより、相互に連携した取り組みができるよう努める。

2 自主防災組織、自治区等を対象とした対策

町は、自主防災組織や自治区等に対して、企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

第2 防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は、災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等、町民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等の関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

第3 企業・事業所が実施する対策

企業・事業所は、次の防災対策を実施する。

1 防災計画や事業継続計画（B C P）の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（B C P）の作成・点検に努める。

特に土砂災害等の危険性の高い場所に立地する企業・事業者については、避難対策を含めたB C Pの策定・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

企業・事業所施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整える。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災意識・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- (1) 自然災害から従業員とその家族等を守るため、防災対策に関する教育・啓発の実施に努める。
- (2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

町民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- (1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、町民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

- (2) 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

第4 みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

みえ企業等防災ネットワークは、防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やB C P作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

第5 自主防災組織、自治区等が実施する対策

自主防災組織、自治区等は、地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等に係る防災教育・防災対策の推進

すべての学校や保育所などにおける災害時のリスク把握を行い、警報発表前の休校判断基準の整備や非常時の児童生徒、教職員の避難対策を整えられるように、児童生徒等に係る防災教育・防災対策の推進を図る。

第1 町が実施する対策

第2 保護者及び児童生徒が実施する対策

第1 町が実施する対策

町は、次の防災教育、防災対策等を実施する。

1 町立小中学校の防災対策の推進

(1) 校内の防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、防災ハザードマップ等を確認し、地震、台風や大雨時に学校施設や通学路等で起こりうる災害について把握するとともに、これに対応した防災計画の策定や防災訓練の実施に努める。

(2) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を隨時行い、必要な補修を行う。

(3) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について、隨時必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ気象警報等の発令や交通機関の運休等が見込まれる場合等について、休校基準となる警報発表前であっても事前に臨時休校とするための判断基準の策定を検討する。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノートや地震体験車、更には三重県作成の防災啓発コンテンツの活用等による防災教育を継続して行う。

(5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

防災教育・対策に係る人材を育成し、防災研修等を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 小中学校所在地域及び町民を対象とした対策

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域、町及び学校が話し合いを行うなどして、事前に検討しておく。

3 町立保育所等の防災対策の推進

町立保育所については、小中学校の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策に係る報提供等の支援を行う。

また、児童館、放課後児童クラブにおける防災対策を促進する。

第2 保護者及び児童生徒が実施する対策

保護者及び児童生徒は、学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【第2章 公助】

■ 1 防災体制の整備・強化 ■

第1節 町災対本部の整備

総務政策課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災対本部の施設・設備が災害に対応できることが必要である。特に、大規模な震災に対応するためには、安全性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備が必要となる。

このため、災害が発生しても、町災対本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制を整備する。

- 第1 町災対本部機能等の整備・充実
- 第2 物資・機材の備蓄
- 第3 通信設備の整備
- 第4 迅速な参集体制の整備
- 第5 職員への防災教育・防災訓練の実施
- 第6 職員の防災対策の推進
- 第7 消防力の強化
- 第8 救助・救急機能の強化

第1 町災対本部機能等の整備・充実

町は、発災時、迅速に町災対本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、通信手段（衛星携帯電話等）の確保、浸水対策などの整備・充実に努める。

また、職員が円滑・迅速に災害対応ができるように、災害時初動対応マニュアル、災害対応フローチャート、事業継続計画（B C P）、受援計画及び風水害タイムライン（防災行動計画）等のソフト面の修正・整備を進める。

第2 物資・機材の備蓄

町は、発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されるため、計画的に必要量の備蓄に努める。

第3 通信設備の整備

町は、災害時における的確な情報の収集、伝達を確保するための通信設備の整備を行う。

第4　迅速な参集体制の整備

町は、災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備等により、迅速な職員参集体制の整備を推進する。

第5　職員への防災教育・防災訓練の実施

町は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められる町職員に対して、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害対策本部の設置・運営訓練や職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図る。

第6　職員の防災対策の推進

町職員は、町民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

第7　消防力の強化

町は、災害による被害の防止又は軽減を図るとともに、消防力を高めるため、消防組織の充実強化を図り、消防訓練の実施や消防用施設等の整備に努める。

第8　救助・救急機能の強化

町は、災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 自主防災組織の育成

総務政策課、消防団

地震等の災害により、防災機関の活動が著しく妨げられる事態に対処するためには「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに、町民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域及び企業・事業所単位での自主防災組織の育成整備と活動の強化を図る。

第1 自主防災組織の育成

第2 町民の自主防災活動の促進

第3 企業・事業所の自主防災体制の充実・強化

第4 消防団の活性化の推進

第5 地区防災計画の作成支援

第1 自主防災組織の育成

町は、自衛消防団を核として自主防災組織の育成を図る。

第2 町民の自主防災活動の促進

町は、平常時からの備えや地震発生後に必要な行動について、パンフ等の作成、講習会の実施などにより、町民へ周知を図る。

■ 町民の自主防災活動

平常時の活動	災害時の活動	避難後の活動
<p>1 家族防災会議の開催</p> <p>2 食料、身の回り品等の家庭内備蓄</p> <p>3 わが家の安全点検の実施</p> <p>4 住居周辺の災害特性の把握</p> <p>5 家具転倒防止、消火器の設置等災害時の安全措置</p> <p>6 避難場所、避難経路、家族の集合場所、連絡方法等の認識の共有化</p> <p>7 地域として必要な行動の事前確認</p> <p>8 マイタイムラインの作成</p>	<p>1 自分自身の安全の確保</p> <p>2 身の回りの安全の確保</p> <p>3 火元の始末(出火防止)</p> <p>4 消火、救出作業</p> <p>5 正しい情報の収集</p> <p>6 避難行動</p>	<p>1 避難生活への対応</p> <p>2 自立へ向けた行動</p>

第3 企業・事業所の自主防災体制の充実・強化

町は、企業・事業所に対して、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図るよう要請する。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるよう要請する。

■ 企業・事業所の活動

平常時の活動	災害時の活動	職場機能の回復
<p>1 防災計画の策定 2 重要書類、データの保存対策の実施 3 情報連絡の複数ルートの確保 4 自衛消防隊の充実・強化 5 資機材の整備 6 町、地域との協働計画の検討 7 町との防災協定の締結</p>	<p>1 従業員自身の安全の確保 2 負傷者の手当、初期消火の実施 3 災害対策本部の設置 4 地域との協働（消火・救出作業、避難場所としての提供）の推進 5 社員の安否確認 6 救援物資の調達</p>	<p>1 被災者の避難場所への移動に伴う町との連携 2 業務の再開</p>

第4 消防団の活性化の推進

大規模災害時において、消防団は、初期消火、救出・救護、避難誘導等に大きな役割を果たしている。

町は、地域の防災力を向上させ町民の安全を確保するため、消防団の育成強化及び装備の充実を図るとともに消防団が活動し易い環境をつくり、団員の加入を促進し、消防団を中心とした地域防災力の向上に努める。

第5 地区防災計画の作成支援

町は、地区毎に、地区の実状に合った地区防災計画の作成を支援する。

第3節 防災訓練の実施

総務政策課、消防団

町及び防災関係機関は、本防災計画の習熟と防災知識の普及を図り、防災関係機関の協力体制の推進と防災活動の円滑な運用を目的として、町民と一緒に、防災訓練を実施する。

第1 基礎訓練の実施

第2 総合防災訓練

第3 自主防災組織、企業・事業所等が実施する防災訓練への支援

第1 基礎訓練の実施

基礎訓練は、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救助訓練、水防訓練、消防訓練、その他必要に応じて行う訓練とする。

町は、地域ごとの特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、災害時要配慮者、事業所など、多様な主体の参画に努める。

また、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

第2 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、前項に掲げる基礎訓練を組合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、より機能的な活動ができるよう、防災体制の強化に努める。

1 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事し又は協力する者の動員及び配置計画
- (2) 災害応急対策用資機材及び救助物質等の緊急輸送対策
- (3) 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等
- (4) 町災対本部の活動訓練等

2 実動訓練

実動訓練は、災害想定に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう、防災技術の鍛錬を図るためのものであり、概ね次のとおりとする。

- (1) 警報の伝達及び通信訓練
- (2) 災害防御訓練
 - ア 大火災の消火訓練（消防訓練）
 - イ 水害時の土のう作成、水防工法訓練（水防訓練）
- (3) 避難訓練
- (4) 救急・救助訓練
- (5) 災害応急復旧訓練

- ア 道路の交通確保訓練
- イ 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
- ウ 堤防の応急修復訓練
- エ 通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
- オ 防疫及び清掃等の訓練
- カ 災害広報の訓練
- キ その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

3 訓練方法

図上訓練・実動訓練は、町防災会議が総合的に関与して行う方法、あるいは、それぞれの組織の防災担当者が責任をもって実施する方法とする。

4 実施時期

訓練は、原則として防災週間に実施する。

5 点検

訓練の実施者は、訓練後の実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載する。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

第3 自主防災組織、企業・事業所等が実施する防災訓練への支援

町は、自主防災組織や企業・事業所等が実施する防災訓練に対し、企画への助言、啓発資料の提供、運営人員の支援等を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、災害時要配慮者や企業・事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

■2 災害に強いまちづくり■

第4節 避難対策等の推進

総務政策課、教育委員会、保健福祉課、伊勢警察署、消防団

町は、災害から人命の安全を確保するため、指定避難所等の整備、避難者の多様性に配慮した対策、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定、避難時の災害時要配慮者への配慮など、避難対策等の推進を図る。

- 第1 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と町民等への周知
- 第2 避難指示等の基準の策定・見直し
- 第3 避難誘導対策
- 第4 避難施設・設備等
- 第5 情報収集体制の整備
- 第6 避難所運営対策
- 第7 避難所感染症対策
- 第8 避難者支援のための資機材、物資の確保
- 第9 災害時要配慮者対策
- 第10 観光客、帰宅困難者等対策
- 第11 ペット対策
- 第12 避難所外避難者対策

第1 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と町民等への周知

町は、切迫した災害から町民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等安全性が確保できるものについて、指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、町民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて伊勢警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、町民、観光客等に対する周知を図る。

第2 避難指示等の基準の策定・見直し

町は、国のガイドライン等を参考にして、可能な限り定量的かつわかりやすい避難指示等に係る発令の判断基準を設定する。発令の判断基準を定めた後は、必要に応じて見直しを行う。

第3 避難誘導対策

町は、避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施など、国・県・町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の町民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

第4 避難施設・設備等

町は、災害時における被災者の避難施設を指定避難所としてあらかじめ選定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定避難所までの安全な避難路を整備して町民に周知する。指定避難所の選定に当たっては、災害に対して安全な建物で給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し、一定期間の生活可能な設備を有する場所を選定するよう考慮する。

第5 情報収集体制の整備

町は、防災気象情報の収集については、必要に応じ、津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所（以下、「三重河川国道事務所」という。）、三重県伊勢建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握の体制整備に努める。

また、町が気象台等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようとするなど、県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。

第6 避難所運営対策

町は、町の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、特に指定避難所ごとの避難所運営マニュアルに基づき、関係者による避難所運営訓練の実施の推進を図る。

第7 避難所感染症対策

町は、大規模災害発生時に避難所において、新型コロナウイルス感染症等の感染症がまん延することも否定できないため、「玉城町避難所運営マニュアル基本モデル VI 新型コロナウイルス感染症等への対応について」及び「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（別冊）」に基づき、感染症まん延防止に努める。

第8 避難者支援のための資機材、物資の確保

町は、食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。また、家庭・企業・事業所に対して、備蓄に関する啓発を行うものとす

る。

第9 災害時要配慮者対策

町の実情に応じた災害時要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に支援を要する者について「避難行動要支援者名簿」の整備と「個別避難支援計画」の作成を推進し、災害から身を守るために体制の構築に努める。

第10 観光客、帰宅困難者等対策

町は、次の帰宅困難者等対策に努める。

- (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、企業・事業所との協力により避難施設の確保等の対策を進める。
- (2) 鉄道・バス事業者その他民間事業者と連携して、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保について検討を進める。
- (3) 企業・事業所と連携し、災害発生後の避難所、備蓄品等の確保に努める。

第11 ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

第12 避難所外避難者対策

三重県の「避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、避難所外避難者（在宅避難、軒先避難、車中避難、縁故避難）対策を促進する。

第5節 風水害予防

総務政策課、建設課、産業振興課、消防団

河川の整備や山腹崩壊及び急傾斜地崩壊対策を講ずることにより、風水害時の被害の軽減を図る。また、町と県における避難判断時における連携体制を確立し、非常時に避難指示等を適切に発令できる体制を構築する。

- 第1 計画的な河川整備の推進**
- 第2 河川のソフト対策の推進**
- 第3 山腹崩壊及び急傾斜地崩壊対策**
- 第4 施設の維持管理**
- 第5 避難判断情報の収集**
- 第6 避難判断基準の設定**
- 第7 水防体制の整備**
- 第8 滞水防除対策**
- 第9 老朽ため池対策**

第1 計画的な河川整備の推進

1 現状

当町では、外城田川、国束川、相合川が準用河川に指定されている。これらの河川は各々の事業によって改修されているものもあるが、町は、今後も各河川について計画的な改修を進めていく。

2 事業計画

町は、護岸の改修を中心に進め、外城田川については2級河川昇格に向けた要望を継続する。

第2 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、町は、従来から実施しているハード対策に加え、降雨や河川水位の状況を把握するための雨量計や危機管理水位計及び河川遠隔監視カメラの設置、浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。

第3 山腹崩壊及び急傾斜地崩壊対策

1 山腹崩壊危険対策

当町には山腹崩壊危険地区に指定されている箇所が計6箇所存在する。

町は、防止対策として、危険地区の把握につとめ、治山事業の推進を図るとともに、町民に対して啓発活動を推進する。

2 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5m以上）で人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域（5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。）として、町内で5箇所が指定されている。

町は、緊急施工の必要のある箇所から防止工事の実施を県に要請し、さらに町民への周知及び避難体制の確立を図る。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定と対策

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域について、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を町民等に周知する。

第4 施設の維持管理

1 巡視・点検の実施

町は、町内土木施設の巡視・点検を行い、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

2 維持工事の実施

町は、対策が必要になった施設の維持修繕工事を実施し、適切に維持管理する。

第5 避難判断情報の収集

町は、河川監視カメラ、河川巡視等の情報及び、県等から河川の危険水位情報やダム放流等により避難情報等の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、国土交通省の「川の防災情報」などインターネットを活用した情報収集に努める。

第6 避難判断基準の設定

町は、県等から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

第7 水防体制の整備

町は、「三重県水防計画」に基づき、必要な水防体制を確立する。

第8 滞水防除対策

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に浸水被害が発生しており、その防除事業が必要になっている。このため、町は、排水機、排水路、樋門及び堤防の防災施設の

整備事業を促進する。

第9 老朽ため池対策

町には、**27**箇所のため池があり、すべてのため池について災害時浸水区域のハザードマップを作成した。

町は、このハザードマップをもとに、農村地域防災減災事業などを活用して対策を進める。損傷が進んでいるため池の漏水対策、取水施設等の改修、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。

- (1) 洪水の発生が予想される場合には、事前に巡回点検に努める。
- (2) 堤体、取水施設等の補修に努める。
- (3) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

第6節 火災予防

総務政策課、消防団

災害の発生に対処するための消防力を充実強化するとともに、県と伊勢市消防本部との連絡調整、消防思想の普及徹底に努め、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

第1 火災予防対策

第2 特定防火対象物の火災予防対策

第3 消防施設、設備等

第1 火災予防対策

町は、次の火災予防対策に努める。

1 火災発生の危険性

近年、建築物の不燃化や住宅用火災警報器の普及など、火災予防の取り組みが進展しているが、人口減少や高齢単身世帯の増加などの社会環境が変化しており、火災の発生や拡大の危険性は依然高い。

2 火災予防運動の実施

町民に、火災予防思想と、具体的な予備知識を浸透させるため、県と町が中心となり、関係機関団体の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施する。

3 建築物の不燃化・耐震化

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。
- (2) 耐震診断を推進するとともに、耐震性のない木造建築物の耐震化を促進する。
- (3) 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

4 消防力の強化

(1) 消防組織の充実強化

消防団員の確保と資質の向上、自治区等における自衛消防団の設置の促進など、「消防力の整備指針」（消防庁告示）に基づく消防力の拡充強化に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように、消防施設、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図るものとする。

特に、耐震性防火水槽等の整備を推進し、大規模地震対策の充実・強化を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる消防水利の多元化を推進する。

(3) 自衛消防力の強化

ア 地域の自主防災組織及び自衛消防団の育成強化

当町では現在 22 の自主防災組織、16 の自衛消防団を有するが、未結成地区の自主防災組織結成に向けて、あらゆる機会を捉えて啓発し、設置促進を図るとともに、初期消火等に必要な資機材の整備等を促進する。

イ 防火対象物の消防体制の整備

建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっている。火災に対する初期消防体制を強化するため、防火対象物（消防法第17条に規定するもの）の関係者に対して、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を要請する。

第2 特定防火対象物の火災予防対策

町は、一定規模以上の対象物に、消防法施行令に定める資格を有する防火管理者を選任させ、訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させる。

また、違反対象物に対しては、所有者、管理者、占有者等に対して防火管理者の選任、消防計画の作成、並びに消防設備等の維持管理、火気使用等について、伊勢市消防本部を通して指導を行い、悪質な防火対象物については公表制度に基づき公表する。

第3 消防施設、設備等

町は、消防力等を増強するため年次計画により消防施設、設備を整備する。

消防ポンプ自動車等の機械器具、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等を行い、災害発生への即応体制を確立する。

また、危険地域、住宅密集地等における耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震性防火水槽に改良し、地震火災発生時の水利の確保を図る。

併せて、防火水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として活用できるよう整備する。

第7節 危険物等災害予防

総務政策課、消防団

危険物、毒劇物及び火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第1 危険物製造所等に対する指導

第2 危険物製造所等の予防対策

第3 毒物劇物災害予防計画

第1 危険物製造所等に対する指導

町は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）における立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について確認を行うとともに、主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行うよう要請する。

- (1) 危険物運搬車両の管理者及び運転者に対する移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行等
- (2) 各種の講習会及び研修会の開催
- (3) 防災訓練の徹底

第2 危険物製造所等の予防対策

町は、危険物製造所等の管理者に対して、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じるよう要請する。

- (1) 取り扱う危険物の性状、数量等の把握及び火災爆発防止のための必要な措置
- (2) 危険物施設の管理、点検、巡視基準の策定
- (3) 危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備についての定期点検、確認
- (4) 緊急時における保安体制の整備と町、伊勢市消防本部等に対する通報体制の確立
- (5) 定期的又は必要に応じ実施する教育訓練を通じた従事者に対する保安意識の啓発

第3 毒物劇物災害予防計画

町は、農業協同組合等毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っている事業所等に対して、次の事項について要請する。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

(4) 毒物劇物によって町民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、伊勢保健所、伊勢警察署又は伊勢市消防本部に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

第8節 建築物災害予防

建設課、消防団

町内の建築物の耐震性を高めるとともに、災害発生時における防災上重要な公共施設について、早急に耐震性の強化を図る。また、災害発生時における応急仮設住宅の調査・調達・供給体制を構築する。

- 第1 町有建築物対策**
- 第2 一般建築物対策**
- 第3 ブロック塀、石垣等対策**
- 第4 被災建築物応急危険度判定体制の整備**
- 第5 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成**
- 第6 応急仮設住宅供給体制の整備**

第1 町有建築物対策

町は、町有の建築物等について、次のように耐震性の確保、改築、消防施設等の整備を推進する。

1 防災業務の中心となる施設

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる次の施設の耐震性の確保を図る。

- (1) 防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる役場庁舎及び保健福祉会館（役場被災の場合の代替場所）
- (2) 救護所や避難所となる学校、公民館、体育館

2 老朽建築物の改築促進

老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、公共施設長寿命化計画との整合を図りながら、耐震改修や鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火建物への建て替えを促進する。

3 消防施設等の整備

消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態としておく。

第2 一般建築物対策

町は、病院、社会福祉施設、学校等の多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画等で指定された道路沿道の特定建築物について、町有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用した指導を県に依頼する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで

人命の確保・復旧費用の低減につながることから住宅耐震化を促進する。

第3 ブロック塀、石垣等対策

町は、ブロック塀の正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築確認窓口等での指導により建築基準法等による建築基準が遵守されるよう努める。

また、ブロック塀改修等の補助制度の活用についても啓発するとともに、耐震改修促進法施行令に基づき、一定の条件を満たす塀の所有者に、耐震診断を実施するよう義務付ける。

第4 被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、県と緊密な連携をとるとともに、県による応急危険度判定士の育成に協力する。

また、躊躇なく町受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画）に基づき、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

第5 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

町は、既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する技術者の養成に協力する。

第6 応急仮設住宅供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第9節 地盤災害防止

建設課、消防団

砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等の防災対策を推進し、地盤災害の防止を図るとともに、発生の危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備を図る。

- 第1 当町における危険箇所**
- 第2 土砂災害対策**
- 第3 土砂災害関連情報の収集**
- 第4 避難判断基準の設定**
- 第5 応急仮設住宅供給体制の整備**
- 第6 災害時要配慮者の関連施設の土砂災害対策**
- 第7 地籍調査事業の推進**

第1 当町における危険箇所

当町には、地盤災害の危険性がある危険箇所として、山腹崩壊危険地区 6 箇所、急傾斜地危険箇所 5 箇所、大規模盛土造成地が 5 箇所ある。

第2 土砂災害対策

1 警戒避難体制の整備

町は、警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難指示等の発令時期決定方法
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の町民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、町民への周知
- (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール
- (8) その他必要事項

2 土砂災害に関する情報の収集と伝達

町は、土砂災害警戒区域に指定された区域について、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を町民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第3 土砂災害関連情報の収集

町は、津地方気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備すると

ともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

第4 避難判断基準の設定

町は、収集した土砂災害関連情報に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

第5 応急仮設住宅供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第6 災害時要配慮者の関連施設の土砂災害対策

町は、土砂災害防止法第8条第2に基づく土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者が利用する病院、高齢者施設、障がい者施設、学校、保育所等の施設に対して、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、該当施設を指定し、当該施設に避難確保計画の作成・届出及び避難訓練の実施の徹底を図るよう指導するとともに、未作成対象物については、公表制度に基づき公表する。
(指定施設は資料編に記載)

第7 地籍調査事業の推進

町は、土地の境界を明確化しておくことにより災害復旧の迅速化が図れるため、地籍調査事業を推進する。

第10節 公共施設整備・災害予防

総務政策課、建設課、中日本高速道路(株)

町民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできない道路、河川、鉄道その他の公共施設について、施設の代替性の確保、多重化等など事前の予防措置を講じることにより、被害を最小限にとどめる。

- 第1 道路の防災・減災対策
- 第2 河川の防災・減災対策
- 第3 ヘリポート
- 第4 不特定多数のものが利用する施設

第1 道路の防災・減災対策

町は、災害時における道路機能を確保するため、道路及び橋梁の整備に当たって災害に強い施設の整備を推進する。また、危険箇所の点検及びパトロールを実施し、修繕等の対策が必要な箇所について、計画的に適切な予防保全を実施する。さらに、近隣市町との道路網の整備についても、順次実施を図っていく。

町は、国土交通省、三重県、中日本高速道路㈱等の道路管理者に対して、日常的な危険箇所の点検及びパトロールなど、災害時においても道路の機能を確保できるよう準備しておくことを要請する。

第2 河川の防災・減災対策

町は、治水上改修効果の大きい箇所、及び災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため緊急性の高い箇所から改修事業を推進し、治水対策を図る。

第3 ヘリポート

町は、災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

第4 不特定多数のものが利用する施設

町は、庁舎、学校、社会教育施設、図書館等の管理について、次の措置を行う。

- (1) 地震等各種情報の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 消防用設備の点検、整備
- (6) 自家発電装置、可搬式発電機、再生可能エネルギー等による非常用発電装置の整備

- (7) 防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 避難誘導計画の作成
- (9) 訓練の実施

■3 災害応急対策への備え■

第1 1節 輸送体制の整備

総務政策課、産業振興課、建設課

応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、大規模災害時の緊急輸送体制の整備を推進する。

第1 町における対策

第2 運送事業者等を対象とした対策

第1 町における対策

町は、次の緊急輸送ネットワークの整備、陸上輸送対策、航空輸送対策を推進する。

1 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

(2) 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、道路や橋梁など、災害時に被害を被るおそれがある箇所をあらかじめ把握し、町民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるような体制を構築する。

そのために、道路管理者は、県、町、隣接市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

3 航空輸送対策

ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元町民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

第2 運送事業者等を対象とした対策

町は、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

第12節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

総務政策課

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

- 第1 町の通信施設
- 第2 町防災行政無線
- 第3 県防災行政無線
- 第4 電信電話施設
- 第5 移動通信施設

第1 町の通信施設

町は、町の通信施設について整備計画に基づき整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。また、東海地方非常通信協議会を通じた通信機能の強化を促進する。

加えて、大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、町内のアマチュア無線、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

本町において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

1 利用可能な通信施設

- (1) 町防災行政無線
- (2) 県防災行政無線
- (3) 携帯電話
- (4) パソコン通信
- (5) 災害時優先電話
- (6) アマチュア無線

2 関係機関との連絡方法

町↔伊勢市消防本部	電話、県防災行政無線、パソコン通信
町↔伊勢警察署	電話、パソコン通信
町↔町消防団	防災行政無線（同報系・移動系（消防車））、電話、パソコン通信、アマチュア無線
町↔各自主防災組織	電話、パソコン通信、アマチュア無線

第2 町防災行政無線

町は、町防災行政無線により、災害時における気象情報並びに災害情報の収集（移動系）及び伝達通信業務（同報系）を迅速かつ的確に行う。

第3 県防災行政無線

町は、県、県出先機関及び防災関係機関との間において災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達通信業務を県防災行政無線により迅速かつ的確に行う。

第4 電信電話施設

町は、災害時における通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるよう西日本電信電話株式会社に要請する。

1 電気通信設備等の予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐水対策を行う。
- (2) 暴風のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風対策を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を行う。
- (4) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車等を確保する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次の整備を図る。

- (1) 主要区間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- (3) 災害応急復旧用無線電話機の配備による防災関係機関及び避難所の災害緊急通信の確保

第5 移動通信施設

町は、災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信設備に次の予防対策を推進するよう移動通信事業者に要請する。

- (1) 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じる。
- (2) 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、または可搬型発動発電機等を確保する。

第13節 医療・救護体制及び機能の確保

保健福祉課、病院老健事務局、消防団

大災害時の医療・救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保について計画を定めておく。

- 第1 初期医療体制の整備**
- 第2 医療機関への協力要請**
- 第3 後方医療体制等の整備**
- 第4 医薬品等の確保**

第1 初期医療体制の整備

1 救護所設置場所の事前指定

町は、病院、消防署等周辺の公共施設及び空地を考慮に入れ、あらかじめ救護所の候補地を選定しておくとともに、町民への周知を図っておく。また、診療所等の民間医療機関の活用についても検討する。

2 自主救護体制の確立

町は、救護・医療・介護班の編成、出動について伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会などと協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護・医療・介護班の活動支援等について、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

第2 医療機関への協力要請

町は、町内医療機関に対して救護活動の協力要請ができる体制を確立しておく。

第3 後方医療体制等の整備

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

第4 医薬品等の確保

町及び防災関係機関は、災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、連携して調達に努める。町内で調達不可能な場合は、伊勢保健所、三重県薬剤師会の協力を得る。

第14節 応援・受援体制の整備

総務政策課、保健福祉課、産業振興課、上下水道課

大規模な災害に備え、町外の遠隔地からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備を図る。

第1 町における対策

第2 防災関係機関との連携体制の構築

第1 町における対策

町は、次の応援、受援体制の整備に努める。

1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

町受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画、支援物資の受入れに関する計画及びボランティアの受入れに関する計画）に基づき、躊躇なく応援要請を行とともに、三重県市町災害時応援協定によるさまざまな応援等の支援・協力に努める。

なお、県外における災害に対する応援についても同様とする。

2 県外市町村との災害時連携体制の構築

他市町村との相互応援協定の締結を推進し、応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、県外における災害に対する応援についても同様とする。

3 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

4 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

第2 防災関係機関との連携体制の構築

町は、平常時から連携体制の強化に努め、発災時に陸上自衛隊久居駐屯地（以下、「自衛隊」という。）の災害派遣や、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊

急輸送、給水応援等)について、平常時より準備しておく。

第15節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

総務政策課、産業振興課、上下水道課

災害の予防及び応急対策に必要な物資・資機材を有事に有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら物資・資機材を定期的に点検する。

第1 食料の備蓄、生活用水の確保

第2 点検の実施

第3 水防施設、設備等

第1 食料の備蓄、生活用水の確保

町は、伊勢農業協同組合をはじめ、町内のその他の業者と食料の備蓄、供給の協定締結に努める。

また、防災拠点、各指定避難所及び医療施設へ蛇口付き受水層等の設置に努め、災害時に必要な生活用品を確保するとともに、円滑な給水・支援活動が行えるよう施設の充実を図る。

第2 点検の実施

町は、水防、消防、防疫、応急給水用資機材等の点検を定期的に行うとともに、災害時にその機能を十分発揮出来るよう整備充実に努める。

第3 水防施設、設備等

町は、水防の危険箇所について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭、木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する防災倉庫を整備、改善する。水防資機材については、定期点検時のはかに出水期前にも点検し、出水に備える。

第16節 ライフラインに係る防災対策の推進

総務政策課、上下水道課、中部電力パワーグリッド（株）、
西日本電信電話（株）、移動体通信事業者、東海旅客鉄道（株）

各ライフライン関係機関の情報共有や防災対策の連携を図るなど、ライフラインの防災対策を推進する。

- 第1 上水道施設（町管理）等を対象とした対策
- 第2 下水道施設（町管理）を対象とした対策
- 第3 電気事業者の対策
- 第4 LPGガス事業者の対策
- 第5 固定通信事業者の対策
- 第6 移動通信事業者の対策
- 第7 鉄道事業者の対策

第1 上水道施設（町管理）等を対象とした対策

町は、水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時からの連絡、協調に努める。

1 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

2 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

3 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、町の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水方法を検討し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（H7.12.1 締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

第2 下水道施設（町管理）を対象とした対策

町は、災害時においても町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

1 耐震性の強化

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を確保するとともに、自家発電装置を備えるなど災害に強い下水道の整備を図る。

2 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るために、被災の可能性が高い地区的把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

3 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県及び市町間並びに広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

第3 電気事業者の対策

町は、災害時における早期のライフライン復旧を図るために、電気事業者に対して次の対策を要請する。

1 設備面の災害予防

施設の耐震対策及び耐火対策、施設・設備のバックアップ対策、災害対策用資材等の確保など、設備面の災害予防に努めるとともに、倒木等による送電線被害の予防対策に努める。

2 災害対策体制の整備

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておくとともに、通信途絶時の対応も含めた情報伝達体制の確立等、災害対策体制の整備を図る。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの広域応援体制を確立する。

第4 L Pガス事業者の対策

町は、災害時における早期のライフライン復旧を図るために、L Pガス事業者に対して次の対策を要請する。

1 設備面の災害予防

L Pガス充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、L

Pガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。また、県（県災対本部）や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

第5 固定通信事業者の対策

町は、災害時における早期のライフライン復旧を図るため、西日本電信電話株式会社三重支店に対して次の対策を要請する。

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

第6 移動通信事業者の対策

町は、災害時における早期のライフライン復旧を図るため、移動通信事業者に対して対策を要請する。

対策は、前項の「固定通信事業者の対策」に準じる。

第7 鉄道事業者の対策

町は、災害時における鉄道の早期運行を図るため、東海旅客鉄道株式会社に対して次の対策を要請する。

1 平常時の防災・減災対策

施設の耐震性強化、災害対策用資材等の確保、防災教育及び防災訓練の実施など、平常時の防災・減災対策を図る。

2 災害対策体制の整備

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておくとともに、通信途絶時の対応も含めた情報伝達体制の確立、運転基準及び運転規制区間の設定などによる災害対策体制の整備に努める。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第17節 防災営農の推進

産業振興課

農地における防災対策を推進し、災害時の被害の軽減を図る。

- 第1 防災営農体制の確立
- 第2 防災に関する技術指針
- 第3 農作物の災害防災対策
- 第4 病害虫防除対策
- 第5 家畜伝染病対策

第1 防災営農体制の確立

町は、農作物の防災基盤を確立し、水害、干害、雪害等の災害に対する防災営農を推進するため、品種、作付比率の適正化並びに災害に対応した栽培技術指針等防災営農技術の確立とその普及指導に常時当たるものとし、伊勢志摩地域農業改良普及センター、伊勢農業協同組合等の積極的な協力を得て指導体制の強化に努め災害の予防に対処する。

上記関係機関とは、主に次の事項について協議を行う。

- (1) 異常気象による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- (2) 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- (4) その他必要と認められること。

第2 防災に関する技術指針

町は、次の事項を基に、防災に必要な技術指針を定める。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少に止めるための技術

第3 農作物の災害防災対策

町は、農作物の防災技術について、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図る。

また、防災営農技術の浸透、台風、晚霜等気象情報の周知徹底については、隨時又は必要に応じて関係機関を通じ農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

第4 病害虫防除対策

町は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、病害虫防除に備え、伊勢農業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

第5 家畜伝染病対策

町は、災害発生に伴う家畜伝染病の発生及び蔓延を防止するため、平常定期検査及び予防注射の励行に努めるとともに、緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について南勢家畜保健衛生所等の協力を得て最善の措置を講ずる。

第18節 災害廃棄物処理体制の整備

税務住民課

町民の衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を行う災害廃棄物処理体制の整備を図る。

第1 町災害廃棄物処理計画の策定

第2 広域的な協力体制の整備

第1 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、「町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

第2 広域的な協力体制の整備

1 三重県災害等廃棄物処理応援協定

町は、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき広域的な協力体制に努める。

2 応援体制の整備

町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

3 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定する。

第19節 学校・保育所などにおける児童生徒等の安全確保

保健福祉課、教育委員会

大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・保育所などにおける児童生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。

風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第1 休校・休所措置の実施

第2 児童生徒等の安全確保

第1 休校・休所措置の実施

1 休校・休所措置の判断

町は、小中学校、保育所の始業前に暴風警報等が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、小中学校、保育所の防災計画に基づき速やかに休校、休所の措置を行う。

また、始業後に暴風警報等が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させる。

2 休校・休所措置の連絡

小中学校、保育所の教職員は、休校・休所措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

第2 児童生徒等の安全確保

1 児童生徒等の下校・引き渡し

小中学校、保育所が下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

2 帰宅困難児童生徒等の保護

町及び小中学校、保育所は、帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒について、その保護を行う。

II. 風水害対策計画編

第1部 災害応急対策計画

【第1章 自助・共助】

第1節 風水害による被災を防ぐ

風水害による被災を防ぐために、町民が実施する自助・共助の対策をすすめる。

- 第1 風水害からの自衛措置
- 第2 災害に関する現場情報の報告
- 第3 被害情報等の提供

第1 風水害からの自衛措置

1 気象情報の収集及び避難の準備

町民は、町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や町の発令する避難指示等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立退き避難が必要か又は自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、町から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

2 警戒レベル3高齢者等避難発令時の対応

高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する。

また、高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

3 警戒レベル4避難指示発令時の対応

身の安全を図るため、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難等））を行う。

なお、立退き避難を行う場合は、町により指定避難所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難所や避難経路を確認しておく。

4 警戒レベル5緊急安全確保発令時の対応

既に災害が発生又は切迫している状況であり、直ちに安全の確保を行う。

指定避難所等への立退き避難をすることがかえって危険な場合は、緊急安全確保。

ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2 災害に関する現場情報の報告

町民は、町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知したときは、周辺の町民に”声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

第3 被害情報等の提供

町民は、人的被害や人家等の建物被害を発見した場合、速やかに町や消防署等の防災関係機関に通報する。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努める。

第2節 適切な避難の実施

適切な避難の実施のために、町民が実施する自助・共助の対策をすすめる。

- 第1 適切な避難行動の判断**
- 第2 町民の協力による避難行動の促進**
- 第3 避難行動要支援者の避難支援**
- 第4 災害時要配慮者施設の避難対策**
- 第5 避難者の避難所運営への協力**
- 第6 早期退出への協力**

第1 適切な避難行動の判断

町民は、町から警戒レベル4避難指示が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれがある高まつた場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの指定避難所に避難する、自宅の2階等安全な場所に退避（垂直避難）するなど、各自の判断によって安全を確保するため、自主的に適切な避難行動をとる。

なお、「Myまっぷラン」・「マイタイムライン」等によりあらかじめ個別避難計画等を作成し、避難行動を円滑に行えるようにする。

※ Myまっぷラン：町民一人ひとりが避難計画を作成するための手法。地図に自宅と避難場所・避難所を書き込み、避難経路を家族で相談して計画し、それをもとに地域全体の避難計画に反映させるもの。

※ マイタイムライン：災害（風水害）の発生が想定されるとき、町民一人ひとりがそれぞれの環境にあった避難計画を、災害の時系列に沿った形で作成するためのもの。（令和2年1月改訂の「玉城町総合防災マップ」に掲載）

第2 町民の協力による避難行動の促進

町民は、洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の町民に避難を促しながら、速やかに避難所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

第3 避難行動要支援者の避難支援

町民は、洪水による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、警戒レベル3高齢者等避難情報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

第4 災害時要配慮者施設の避難対策

町は、水防法第15条第2項に基づく浸水想定区域内にある災害時要配慮者が利用する病院、高齢者施設、障がい者施設、学校、保育所等施設に対して、当該施設の利用者の円滑な避難が行えるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

又、該当施設を指定し、当該施設に避難確保計画の作成・届出及び避難訓練の実施並びに自衛水防組織の結成等を図るように指導するとともに、未作成対象物については、公表制度に基づき公表する。（指定施設は資料編に記載）

第5 避難者の避難所運営への協力

自主避難所は、地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。指定避難所でも同様の協力をを行うものとする。

町民は、自主避難所の運営にあたって、災害時要配慮者の滞在が安全になれるよう、その運営に協力する。

また、自主避難所を開設した時や避難所外避難者（在宅、軒先、車中、縁故）は、指定避難所又は町災対本部へ連絡する。

第6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅とともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第3節 災害時要配慮者の支援

災害時要配慮者の支援のために、町民が実施する自助・共助の対策を進める。

第1 町民等による取り組み

第2 町による取り組み

第1 町民等による取り組み

町民や自治区、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、災害時要配慮者の安全確保に努め、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を促進する。

また、自主避難所及び指定避難所の「避難所運営マニュアル」を作成し、災害時要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営に努める。

第2 町による取り組み

町は、総務政策課と保健福祉課を中心として、町消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要配慮者の安否確認の集約を行う。また情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備に努める。

第4節 物資の輸送と円滑な供給に協力

物資の輸送と円滑な供給のために、町民が実施する自助・共助の対策を進める。

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

第2 救援物資等の供給

第3 水、食料の確保

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

基本法に基づいて緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、町民は通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の通行について、次の行動をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難な時は、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- (3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第2 救援物資等の供給

町民は、交通状況を含む緊急物資等の流通機構が機能しない期間については、自らの備蓄で対応することとし、食料や生活必需品が不足する場合は、地域内の町民間で融通し合うよう努める。

第3 水、食料の確保

1 応急給水活動

自治区や町民は、給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理を協力して行う。

2 水、食料の確保

町民は、災害発生後、少なくとも3日分、できれば7日分は、自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での水、食料の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第5節 災害支援のための行動

災害支援のために、町民が実施する自助・共助の対策をすすめる。

- 第1 初期救助活動**
- 第2 ボランティア活動の支援**
- 第3 防疫・保健衛生活動**
- 第4 災害警備活動**
- 第5 廃棄物対策活動**
- 第6 文教等対策**
- 第7 災害義援金への協力**

第1 初期救助活動

被災地の町民及び自主防災組織は、自衛隊、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等の救助機関に協力するよう努める。

第2 ボランティア活動の支援

町民は、次のようにボランティア活動を支援する。

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治区や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第3 防疫・保健衛生活動

町民は、次の防疫・保健衛生活動に努める。

1 健康カード等の作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カード等を作成し、常に身に付

けるよう心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第4 災害警備活動

町民は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体や警察と連携し、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第5 廃棄物対策活動

1 し尿処理

町民は、避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。また、町の指示に従い、下水道、農業集落排水施設の維持確保に協力する。

2 生活ごみ等処理

町民は、避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第6 文教等対策

町民は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会と連携して保護活動に協力する。

第7 災害義援金への協力

町民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

【第2章 公助】

■ 1 災対本部機能の確保 ■

第1節 活動体制の整備

各班共通

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、又は応急的措置等被害を最小限度に留めるための組織を確立する。

第1 計画の方針

第2 組織

第3 配備基準

第4 非常参集

第5 県緊急派遣チームとの連携

第1 計画の方針

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、又は応急的措置等被害を最小限度に留めるための組織を確立する。

第2 組織

1 玉城町防災会議

玉城町防災会議は、基本法及び玉城町防災会議条例（昭和38年条例第12号）に基づいて設置される機関で、地域における防災行政を総合的に運営するための組織である。

(1) 組織

ア 会長（町長）

イ 委員

(ア) 三重県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

(イ) 議会代表

(ウ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(エ) 三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(オ) 教育長

(カ) 玉城病院長

(キ) 消防団長

(ク) 伊勢市消防署玉城出張所長

(ケ) 伊勢農業協同組合代表

(コ) 玉城町商工会代表

(オ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(シ) その他町長が特に必要と認めた者

(2) 所掌事務

- ア 玉城町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 町災対本部

(1) 町災対本部の設置

町長は、町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るために必要があると認めるときに、玉城町災害対策本部条例に基づき、町災対本部を設置する。

(2) 町災対本部設置の基準

- 町災対本部の設置の基準は、次のとおりである。
- ア 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。
 - イ その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長がその必要を認めたとき。
 - ウ 警戒体制（第0次）に移行した場合。

(3) 廃止の基準

町災対本部は、概ね次の基準により町長が廃止する。

- ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したとき。
- イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

(4) 町災対本部の設置及び廃止の公表

町は、町災対本部を設置し、又は廃止したときには、直ちに関係機関に公表するとともに、府内及び町民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他の確迅速な方法で周知する。

(5) 町災対本部の任務

町災対本部は、災害対策の推進に当たり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、町防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

(6) 町災対本部開設前の措置

- ア 総務政策課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、町災対本部開設前に次の事項について措置する。
 - (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
 - (2) 人員配備の指示
 - (3) 関係課等との連絡調整
- イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した当直員は、直ちに総務政策課長等に通報して指示を受ける。

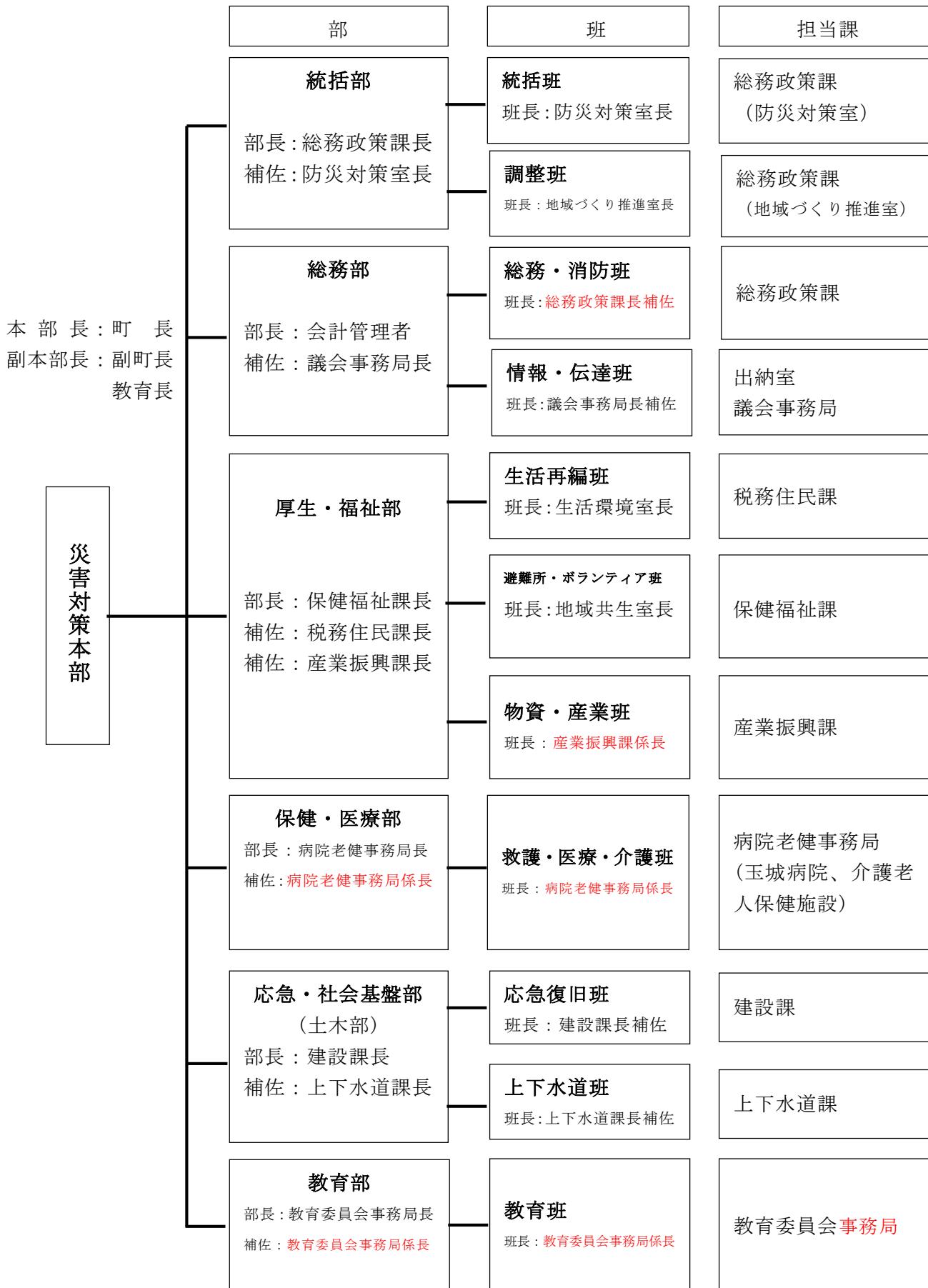
(7) 町災対本部の設置場所

- ア 町災対本部は、庁舎内の住民ホールに置く。ただし、住民ホールが被災し、使用に耐えがたい場合は、代替え施設として、保健福祉会館ふれあいホールに置くことができる。
- イ 町災対本部には、町災対本部の所在を明確にするため「玉城町災害対策本部」の掲示をする。

(8) 組織の概要

- ア 町災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、部長補佐、班長及び部員を置く。
- イ 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- ウ 町災対本部の組織及び所轄事務は、概ね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、隨時各部の相互応援体制をとる。

(9) 町災対本部の組織



(10) 各部、各班の所掌事務

部、班名	職名 (平常時の職名)	所掌事務
統括部	統括部長 (総務政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する統括・調整に関すること ・統括部の統括・調整に関すること ・各部との調整に関すること
統括班	統括班長 (防災対策室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・廃止に関すること ・本部員会議の運営に関すること ・B C P、タイムライン、受援計画の発令に関すること ・応急対策の方針等の企画・立案に関すること ・自衛隊、緊急消防援助隊等の防災関係機関の要請に関すること ・緊急に対処すべき事案の検討に関すること ・本部長指示の伝達に関すること ・災害救助法の運用に関すること ・避難情報に関すること ・災害応急対策の把握及び進捗管理に関すること ・その他必要な事項
調整班	調整班長 (地域づくり推進室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び各部との連絡調整に関すること ・所掌事務外事案の対応調整に関すること ・自衛隊等応援防災機関との調整に関すること ・市町職員の受援に関する調整に関すること ・府内の人的支援ニーズの把握に関すること ・応援自治体職員の配置調整及び活動環境の整備に関すること ・自治体応援職員の勤務管理に関すること ・災害救助法の適用の調整に関すること ・受援状況の進行及び取りまとめ報告に関すること ・火災・救急・救助活動について消防団及び関係防災機関との調整に関すること ・各自治区及び自主防災組織の活動・調整に関すること ・町重要施設への電力及びガスの臨時供給の要請に関すること ・その他必要な事項
総務部	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部の統括・調整に関すること

		(会計管理者)	
	総務・消防班	総務・消防班長 <small>(総務政策課長補佐)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部内の連絡調整に関すること ・職員の健康管理に関すること ・災害関係費の予算に関すること ・町有施設の被災状況の収集に関すること ・町職員の安否確認及び被災状況に関すること ・物品の調達及び出納に関すること ・応援自治体職員の宿泊の確保に関すること ・災害対策本部職員の食料・寝具等の確保に関すること ・町有車両の配車管理、借上車両の手配及び燃料の確保に関すること ・消防団の消火・救急・救助活動等の計画及び活動に関すること ・町民からの問い合わせに関すること ・災害見舞に関すること ・ホームページの管理に関すること ・その他必要な事項
	情報・伝達班	情報・伝達班長 <small>(議会事務局長補佐)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況・活動状況の収集・整理に関すること ・気象情報等の収集及び伝達に関すること ・災害関連情報の収集に関すること ・県などへの被害状況の報告及び速報に関すること ・避難所・避難者等の情報把握に関すること ・広報・広聴に関すること ・その他必要な事項
厚生・福祉部		厚生・福祉部長 <small>(保健福祉課長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生・福祉部の総括・調整に関すること
	生活再建班	生活再建班長 <small>(生活環境室長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の計画策定に関すること ・り災による町税等の減免に関すること ・り災証明、各種支援金・弔慰金及び被災者台帳に関すること ・遺体収容、火葬に関すること ・災害相談窓口に関すること ・災害ゴミの収集・処理に関すること ・環境衛生業務に関すること ・防疫に関すること ・食品衛生に関すること ・その他必要な事項
	避難所・ボランティア班	避難所・ボランティア班長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営及び縮小計画に関すること

	(地域共生室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の把握に関すること ・災害時要配慮者対策に関すること ・福祉避難所の開設・運営及び収容計画に関すること ・保育所の管理運営に関すること ・外国人・帰宅困難者対策に関すること ・町社会福祉協議会との連絡調整に関すること ・災害ボランティアの受け入れ計画に関すること ・町災害ボランティアセンター及び現地協働プラットホームの開設・連携に関すること ・その他必要な事項
物資・産業班	物資・産業班長 <small>(産業振興課係長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・町物資拠点の開設・運営及び物資・器材の管理に関すること ・push型及びpull型支援の対応に関すること ・町協定機関との物資の調達に関すること ・受援物資の受け入れ及び避難所への輸送に関すること ・避難所の物資ニーズに関すること ・町内企業の被災状況の把握に関すること ・農林業の施設等の応急復旧計画及び応急復旧業務に関すること ・被災農作物の被害把握及び提供に関すること ・その他必要な事項
保健・医療部	保健・医療部長 <small>(病院老健事務局長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療部の統括・調整に関すること
救護・医療・介護班	救護・医療・介護班長 <small>(病院老健事務局係長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動計画及び活動に関すること ・老健施設の管理運営及び被災状況の把握に関すること ・医療救護班の受け入れに関すること ・緊急用医薬品等の調達に関すること ・その他必要な事項
応急・社会基盤部	応急・社会基盤部長 <small>(建設課長)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急・社会基盤部の統括・調整に関すること
	応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・施設等の応急復旧計画及び応急復旧業務 ・建設業者等との連絡・調整に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・水防業務に関すること ・緊急輸送ルート確保及び町道の啓開に関すること ・道路パトロールの実施と道路状況の把握及び提供に関すること ・異常時における事前通行規制に関すること ・その他必要な事項
上下水道班	上下水道班長 (上下水道課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の応急復旧計画及び応急復旧業務に関すること ・応急給水業務に関すること ・自治体応援給水車等の配置及び調整に関すること ・応急汚水処理業務に関すること ・その他必要な事項
教育部	教育部長 (教育委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の統括・調整に関すること
教育班	教育班長 (教育委員会事務局係長)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の運営・企画に関すること ・学校施設の管理・運営及び被災状況の把握に関すること ・避難所運営の支援に関すること ・被災教職員及び被災児童生徒の把握に関すること ・文化財等の管理・運営及び被災状況の把握に関すること ・その他必要な事項

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長である町長（以下、「本部長」という。）、副本部長である副町長、教育長（以下、「副本部長」という。）及び各部長で構成し、災害対策の基本的な事項について協議し、各部の情報を共有する。

イ 本部会議の開催

本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。（発災後、概ね1時間を目途に開催する。）

ウ 本部会議の協議事項

- (1) 町災対本部の配備体制に関すること
- (1) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (1) 県その他防災関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること
- (1) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

部長は、本部会議の決定事項について、他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速に実施する。

(12) 町災対本部長の職務代理者の決定

本部長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように決めておく。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 その場における最先任課長又は室長

第3 配備基準

町災対本部は、災害が予想される場合において被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備体制を整える。

■ 配置基準

種別	配備時期	配備内容
準備体制	1 町に次の注意報のいずれかが発令され、必要があると判断された時 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 その他特に町長が必要と認めた時	情報の収集及び連絡を行う各班連絡責任者による最小限の人員体制 勤務時間内—総務政策課（防災対策室） 各課（班）連絡責任者 勤務時間外—自宅待機
0次配備	1 近隣の市町（伊勢市、度会町、多気町、明和町）に波浪・高潮警報以外の警報が発令され、かつ玉城町に注意報が発令された時	防災警戒体制配備表3班体制による0次配備者。
警戒体制（第1・2次）	1 町に次の警報のいずれかが発令された時 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2 その他特に町長が必要と認めた時	事態が悪化した場合、速やかに非常体制に切替えることができるもので、各班の過半数の人員をもって情報の収集及び連絡を行う体制 勤務時間外—宿直者の増員 (防災警戒体制配備表による) (注) 2次配備については本部判断
非常体制	1 町に次の特別警報のいずれかが発令された時 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 大雪特別警報 2 大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあり、町長が必要と認めた時	町災対本部職員全員がいつでも災害出動できる体制

第4 非常参集

- (1) 町職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、以後の状況の推移に注意し、進んで所属の班長と連絡を取り、又は自らの判断で役場又は直近の町施設に参集しなければならない。
- (2) 町災対本部の各班長は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、相互に連絡を取り、又は自らの判断で役場に参集するとともに、必要に応じて町災対本部の設置を本部長に進言し、又は所属班員の呼集を行い、臨機の応急対策を実施しなければならない。

第5 県緊急派遣チームとの連携

町災対本部は、県から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

第2節 動員計画

各班共通

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行う。

第1 動員計画

第2 動員、配備の方法

第1 動員計画

本部長は、配備基準に従って動員を発令する。

第2 動員、配備の方法

本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

1 連絡責任者の任命及び責務

- (1) 各班における業務連絡の責任者は、各課長とする。
- (2) 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。
- (3) 連絡責任者に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を統括班まで届け出る。

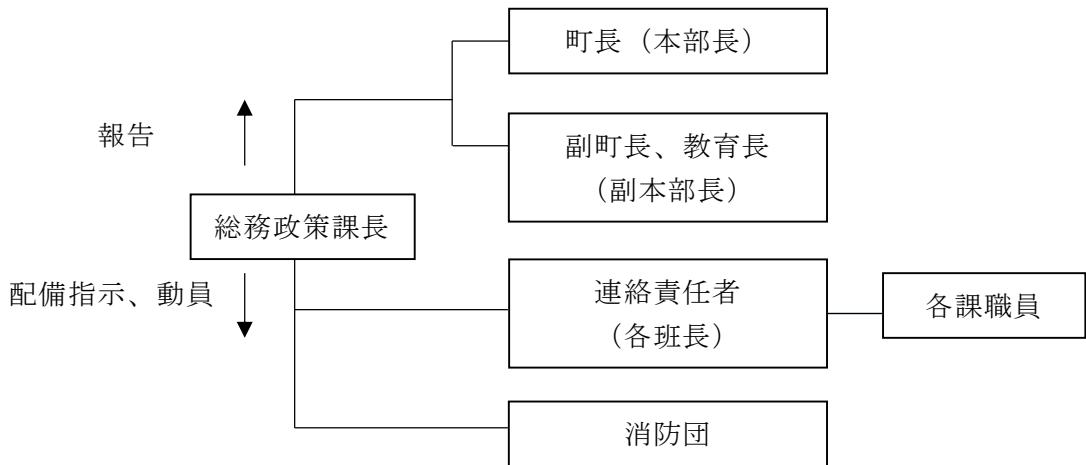
2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

- ア 気象情報の通知（信）を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務政策課長は、本部長及び副本部長の指示により非常配備を決定し、各班連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。
- イ 各班連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- ウ 総務政策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

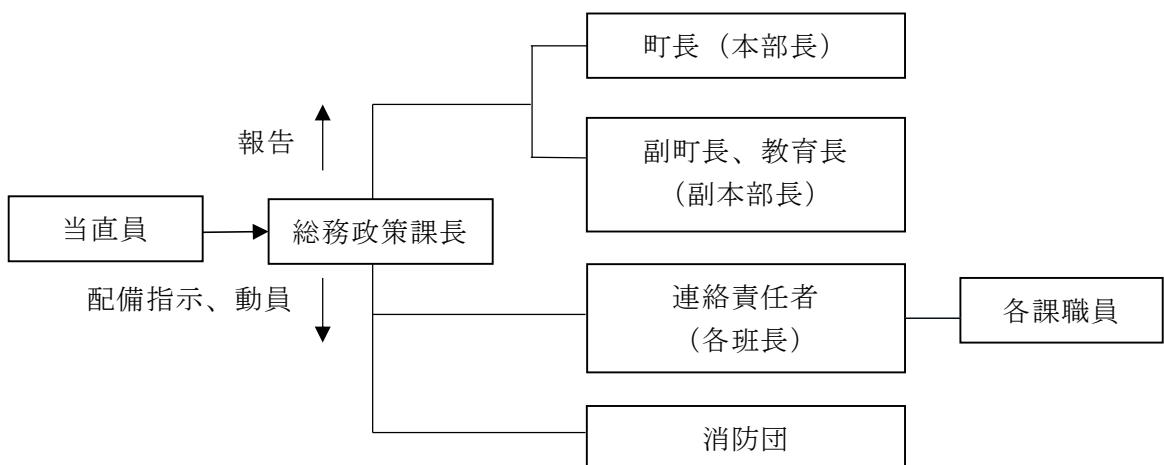
■ 勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 当直員は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知（信）され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務政策課長に連絡する。総務政策課長は、当直員から連絡を受けた場合は、本部長及び副本部長に報告をし、配備体制の指示を受け、各班連絡責任者に伝達する。
- イ 総務政策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- エ 各課の職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛ける。

■ 勤務時間外、休日における伝達系統



3 災害時における町職員の服務心得

(1) 町職員の自覚

町職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

(2) 動員及び参集の義務

町職員は、上司の指示に従って防災・救助・応急復旧活動に従事しなければならない。また、勤務時間外においても、可能な方法により直ちに参集し、配備に就かなければならぬ。

なお、参集途上において被害状況を収集し、情報・伝達班に報告するものとする。

(3) 服務の厳正

町職員は、災害時は、特に果斷即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期さなければならない。

(4) 担当業務の的確な履行

町職員は、災害時における各部の担当業務を的確かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各防災関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たらなければならない。

4 町職員の心掛け及び配備報告

町職員は、被災者に対する応接に迅速かつ懇切に接するよう心掛けなければならない。

町災対本部の各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

第3節 災害対策要員の確保

各班共通

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第1 町における災害対策要員の動員

第2 他の防災機関による要員の確保

第1 町における災害対策要員の動員

町災対本部における災害対策要員の動員は、第2節「動員計画」に定めるところによる。

第2 他の防災機関による要員の確保

町災対本部は、災害の規模等により町災対本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合、次に掲げるところにより措置する。

1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

町内の土木業者並びに県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼する。なお、災害応急対策に必要な労務の供給については、第9節「労務供給計画」による。

2 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（災対法第29条第2項及び被災市区町村応援職員確保システム）、県及び他市町村職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）等を応援協定及び町受援計画（自治体応援職員の受け入れに関する計画）に基づき、その長又は知事に対し派遣の斡旋を要請する。

なお、本部長が職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（斡旋）について必要な事項

3 市町村間の相互応援協力

本部長は、災害が発生した場合において応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期す。

本部長は、災害時の応援協力について、あらかじめ、相互応援協力を締結するよう努める。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときには、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより派遣を要請する。

第4節 災害通信計画

総務・消防班、情報・伝達班

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

第1 通信手段の確保

第2 通信設備の使用優先順位

第3 通信途絶時の対応

第1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線（移動系、同報系）等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、次のように機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

1 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

(1) 非常・緊急通話用電話の指定

既設の電話機のうち1台を非常・緊急電話に指定して、西日本電信電話株式会社三重支店（以下、「NTT西日本三重支店」という。）に申請し、承認を受けておく。

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話が不能若しくは困難な場合は、NTT西日本三重支店の非常・緊急通話受付用指定電話番号又は102番をダイヤルして、自己の非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の内容及び通話先を告げて申込む。

(3) 非常・緊急電報の利用

災害のための緊急を要する電報に当たっては、次の方法により行う。

- ア 加入電話からの発信依頼の場合は、事前に「非常」又は「緊急」電報である旨を申請してから行うこと。
- イ 発信紙により発信依頼する場合は余白に「非常」又は「緊急」と朱書してNTT西日本三重支店に差し出すこと。

2 町防災行政用無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、町防災行政無線（移動系）により、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

3 携帯電話による通信

災害により有線電話が途絶した場合の通信を確保するため、携帯電話、衛星携帯電話を整備する。

4 消防団との通信

災害時において、町と消防団と相互に防災行政無線通信連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

5 他の機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用できるようにするために、平常時から最寄りの機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておく。

6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、平常時から最寄りの官公庁、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう調整しておく。

7 放送施設の利用

町は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼することができる。

この場合、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

第2 通信設備の使用優先順位

- (1) 災害発生時における通信は、相当の輻輳が予想されるので、次のものから優先する。
- (2) 避難指示又は立退き先を指示した場合の報告
- (3) その他応急対策並びに災害復旧等に関する重要な事項

第3 通信途絶時の対応

町は、災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときに避難指示等の重要な情報を町民に伝達するため、防災行政無線（同報系）による情報伝達ができない地域等に対しては、広報車やメール配信、インターネットやホームページ等を通じて周知を図る。

また、県（県災対本部）への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県（県災対本部）に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、南勢志摩地域活性化局（地方部）に対する要請により、連絡体制の確保を図る。

第5節 気象予警報等の伝達活動

各班共通

気象業務法に基づく警報及び注意報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の情報を防災関係機関相互において迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施により、被害を最小限度に防止する。

- 第1 風水害に関する情報
- 第2 土砂災害に関する情報
- 第3 竜巻に関する情報
- 第4 火災に関する情報
- 第5 予警報等の伝達計画

第1 風水害に関する情報

1 気象注意報、警報等

気象庁から、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

発表されている気象警報・注意報の詳細は、気象庁ホームページのほか、国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト、三重県防災対策部が行なっている「防災みえ」メール配信サービス（登録が必要）等で確認できるようになっている。

■ 特別警報の種類と警告内容

警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪 特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

■ 警報の種類と警報内容

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表される。

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加えて、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

■ 注意報の種類と注意喚起内容

注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに発表される。

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷による浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害

	が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山など斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生やすい）おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表します。

(出典：気象庁)

■ 町の大雨注意報、大雨警報の発表基準

	大雨注意報	大雨警報
表面雨量指基準	15	37
土壤雨量指基準	110	163

出所：津地方気象台

- ※ 表面雨量指基準：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標
- ※ 土壤雨量指基準：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。

■ 特別警報の指標

(1) 雨を要因とする特別警報（大雨特別警報）の指標

以下のアまたはイのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報が発表されます。

- ア 48時間降水量及び土壤雨量指基準において、50年に一度の値以上となった5kmメッシュが、共に府県程度の広がりの範囲内で50メッシュ以上出現。
 - イ 3時間降水量及び土壤雨量指基準において、50年に一度の値以上となった5kmメッシュが、共に府県程度の広がりの範囲内で10メッシュ以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となったメッシュのみをカウント対象とする）。
- ※土壤雨量指基準：降った雨が地下の土壤中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

町の大雨特別警報指標（50年に一度の値）

	R 48	R 03	SWI
玉城町	578mm	187mm	315

※ R 48 : 48時間降水量 (mm) R 03 : 3時間降水量 (mm)

SWI : 土壤雨量指基準

(2) 台風等を要因とする特別警報（暴風、高潮、波浪、暴風雪特別警報）の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。

出所：気象庁HP

第2 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報としては、主に気象庁が発表する土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警報判定メッシュ情報がある。

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村における避難指示発令や、町民の自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報である。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっている。

「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土壤雨量指数及び降雨の実況・予報に基づいて、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示（10分ごとに更新）した分布図である。

土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、市町村、あるいは市町村をいくつかに分割した領域を単位として発表しているが、土砂災害警戒判定メッシュ情報は、市町村境にとらわれず、領域内の土砂災害発生の危険度の高い地域を細かく把握することができる。

なお、土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表する。このため、これらの発表状況と土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、整合しない場合がある。

■ 土砂災害警戒情報の概要

発表対象地域	土砂災害危険箇所を保有する市町村
情報文の内容	発表日時、警戒対象地域、警戒情報文（概況、とるべき措置等）
発表の目安	県と津地方気象台は、「土砂災害警戒避難基準雨量」を共同で監視し、2時間先までのスネークラインが、「土砂災害警戒避難基準（CL）」を超過し土砂災害発生の危険性が高まった時

第3 竜巻に関する情報

竜巻に関する情報は、気象庁より発表される。竜巻発生の可能性に応じて、気象情報での案内から竜巻注意情報の提供まで、段階的に発表される。

■ 竜巻に関する情報

情報発表のタイミング	情報名	情報の表記内容
半日～1日前	気象情報	左記の情報発表にて、「竜巻等、激しい突風のおそれ」と表記される。
数時間前	雷注意報	左記の情報発表にて、落雷、ひょう等とともに、「竜巻」も明記される。
0～1時間前	竜巻注意情報	この情報が発生された段階で「今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていること」を示している。

第4 火災に関する情報

1 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

2 火災警報

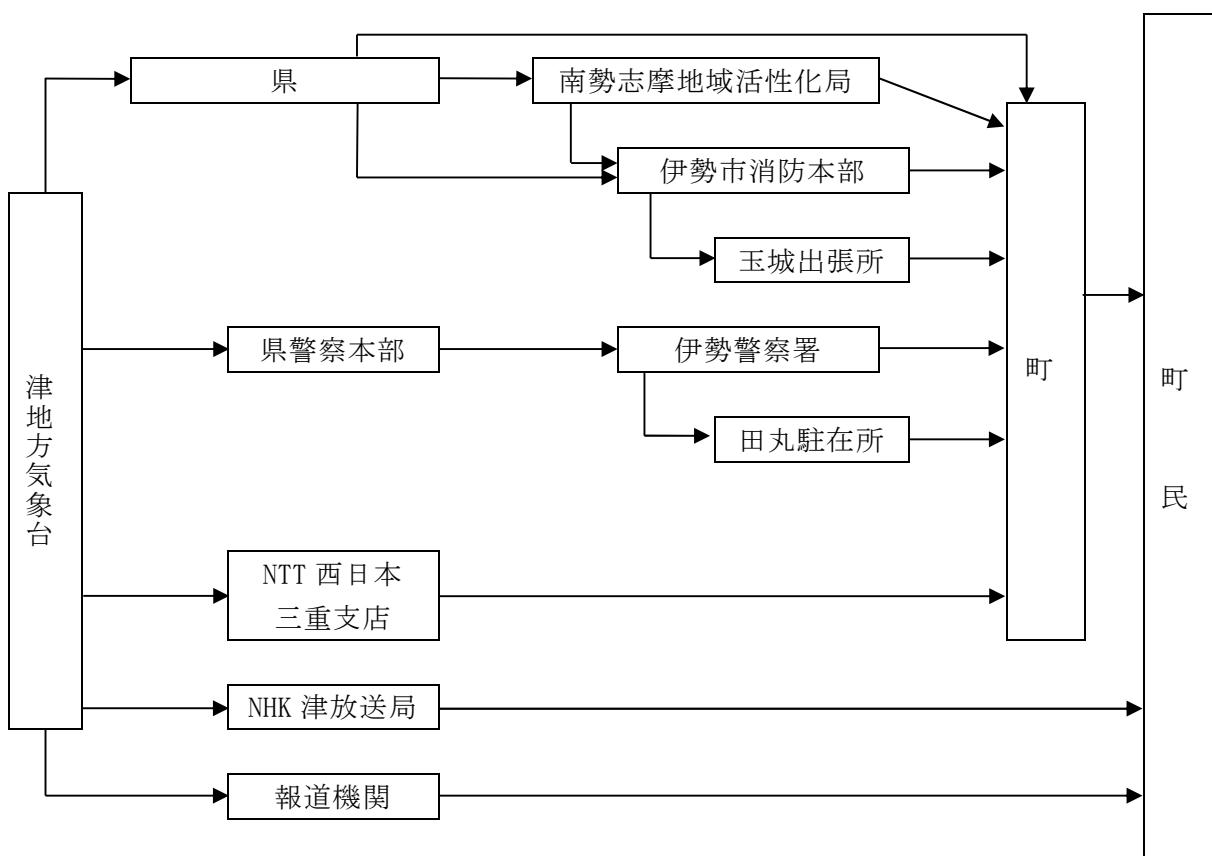
知事から通報を受けた町長が、必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令する。

第5 予警報等の伝達計画

気象予警報及び各種情報の受領及び伝達系統は、次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。

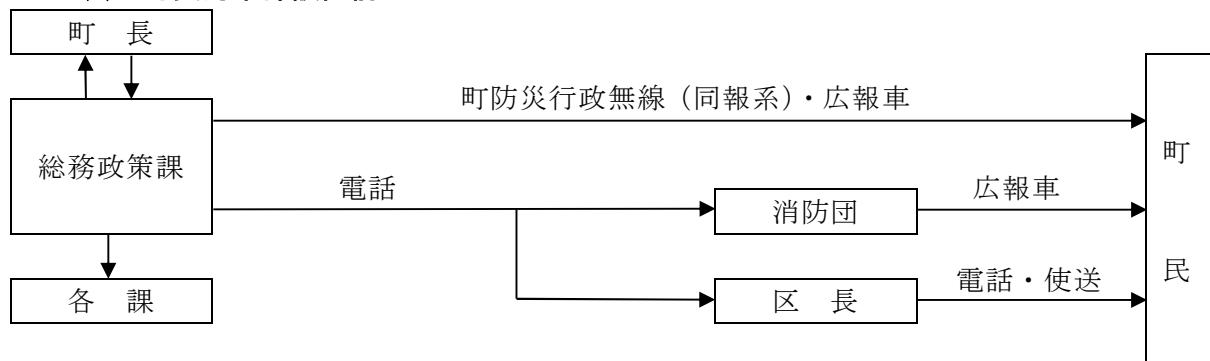
1 気象予警報伝達系統図

気象予警報に関する情報は、次の系統により伝達する。

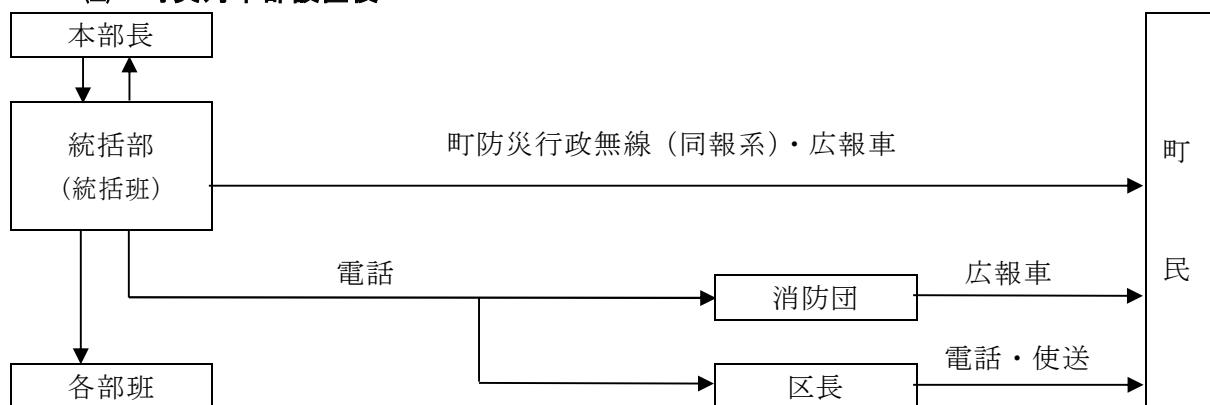


2 町における伝達系統図

(1) 町災対本部設置前



(2) 町災対本部設置後



3 J-ALETRによる伝達

J-ALETRは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、町の防災行政無線を自動起動することにより、国から町民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

■ 伝達する情報の種類

国民保護関係情報	国民保護情報、警報
緊急地震速報	
地震津波情報	津波予報（大津波警報、津波警報、津波注意報）
	震度速報
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
気象等の特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪特別警報
気象警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪警報
気象情報	指定河川洪水予報
	土砂災害警戒情報
	記録的短時間大雨情報
	竜巻注意情報

第6節 被害情報収集・伝達計画

各班共通

災害情報及び被害報告の収集並びに伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに被害状況を収集把握して、本部長に報告し、またこれらに基づき応急対策の指示伝達を実施する。

- 第1 災害情報の収集**
- 第2 収集報告を行う被害状況等の種類**
- 第3 報告責任者**
- 第4 情報の伝達**
- 第5 収集伝達系統図**
- 第6 被害情報等の報告**
- 第7 緊急派遣チーム等との連携**
- 第8 異常現象発見時の通報**

第1 災害情報の収集

町は、伊勢市消防本部や伊勢警察署、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に災害時要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、町民の避難状況の収集に努める。

第2 収集報告を行う被害状況等の種類

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握する。

■ 災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	町民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、上下水道施設、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

■ その後の段階

1	被害状況
2	高齢者等避難、避難指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況

5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、上下水道施設、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

第3 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策業務上極めて重要なものである。このため、町災対本部の各班は、あらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整については責任をもつて処理しなければならない。

なお、被害状況等の報告及びとりまとめ担当は、次のとおりとする。

調査項目	担当
人的被害	生活再建班
住家被害	生活再建班
公共建物被害	避難所・ボランティア班
文教施設被害	教育班
農林・畜産及び農林業施設被害	物資・産業班
公共土木施設被害	応急復旧班
上下水道施設被害	上下水道班
商工関係被害	物資・産業班
医療施設被害	救護・医療・介護班、避難所・ボランティア班
福祉施設被害	救護・医療・介護班、避難所・ボランティア班
火災被害	総務・消防班、統括班、情報・伝達班、調整班
町営住宅被害	応急復旧班
とりまとめ	統括班、総務・消防班、情報・伝達班、調整班

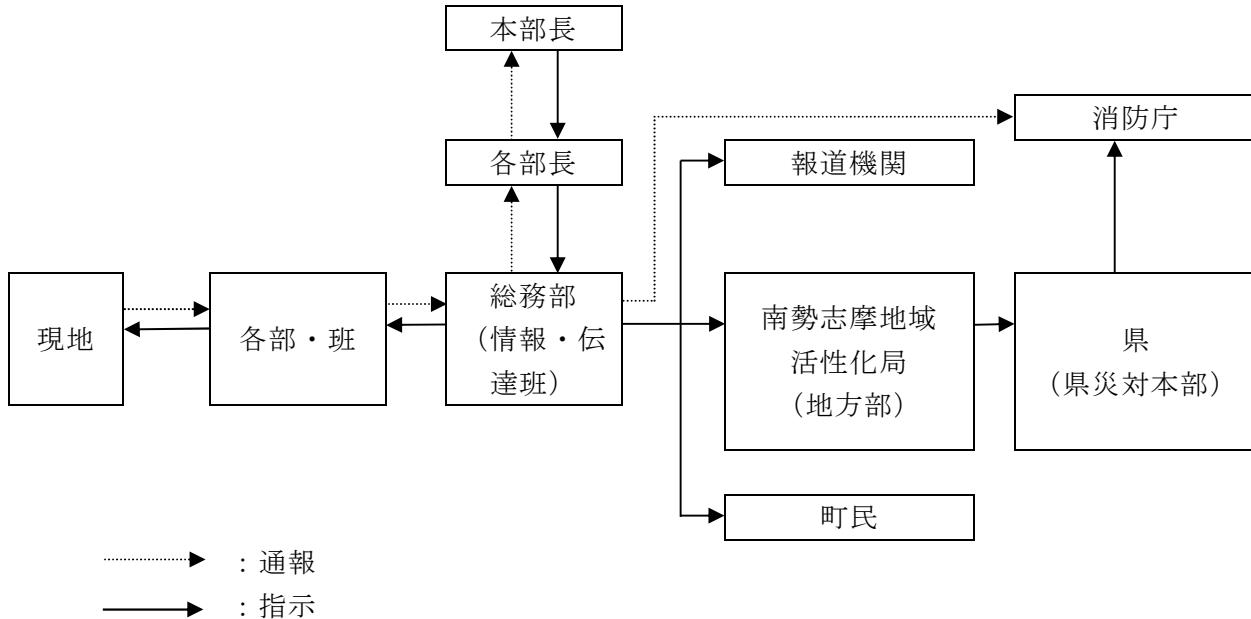
第4 情報の伝達

町は、収集した被害状況等のうち必要なものを、それぞれ次の機関等へ報告伝達する。

- (1) 報告を必要とする防災関係機関（部外）
- (2) 必要な部、班等（部内）
- (3) 報道機関
- (4) 町民

第5 収集伝達系統図

災害情報等の収集及び伝達は、すべて本部長を中心に行うものとし、その系統は次のとおりである。



統括班、情報・伝達班、調整班の記録係は、常に本部長のそばにあって最新の災害情報等を記録、整理する。

県（県災対本部）は、町からの被害報告を取りまとめ消防庁へ報告する。ただし、町災対本部が、通信手段の途絶により連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、伊勢市消防本部への通報が殺到した場合、町災対本部はその状況を県（県災対本部）のほか、直接消防庁に対しても報告する。

第6 被害情報等の報告

町は、町内に災害が発生した場合、防災情報システム等を通じて県にその状況等を報告する。報告の種類は次のとおりとする。

1 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、迅速を旨とし、全般的な状況を主とするもので、町から南勢志摩地域活性化局（地方部）を経て、県（県災対本部）に報告する。

警報が発令されたものについては、原則として発令後2時間以内にその第1報を報告する。

2 災害速報

被害状況の判明次第逐次報告するもので、町から南勢志摩地域活性化局（地方部）を経て、県（県災対本部）に報告する。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したとき、あるいは、そ族昆虫

等駆除指示基準に達したときは、上記の速報とは別に、南勢志摩地域活性化局（地方部）を経て県（県災対本部）に報告する。

3 被害報告

(1) 中間報告

各部の調査にあたる班にあっては、それぞれ所定の様式により所管区域の被害状況を毎日10時までに統括班、情報・伝達班、調整班の記録係に報告する。但し、報告については毎日定時を基本としつつも、事態展開に応じて隨時行う。

(2) 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の時期までに報告する。

4 被害報告の内容基準

被害報告の際の用語の解釈は、次のとおりである。

■ 被害報告の内容基準

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した場合又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な場合
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある場合とする。
	重傷者 (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある場合のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの場合とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの場合とする。
住家被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	住家床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊(焼)、半壊(焼)に核当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取扱う。
	住家床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
公共施設関係	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共施設関係	官公署、庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣、教会その他これに類するもの

その他	田畠	流失、埋没 耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかた場合
	道路	道路法に定める市町村道以上の道路
	道路決壊	自動車の通行が不可能となった程度の被害
	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋梁
	堤防	河川及び海岸の堤防
	鉄道被害	鉄道車両の通行が不能となった程度の被害
	その他の被害	通信施設被害、山林被害、農作物被害等のうち報告を必要とするもの
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎を一世帯として取扱う。
	被災世帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員

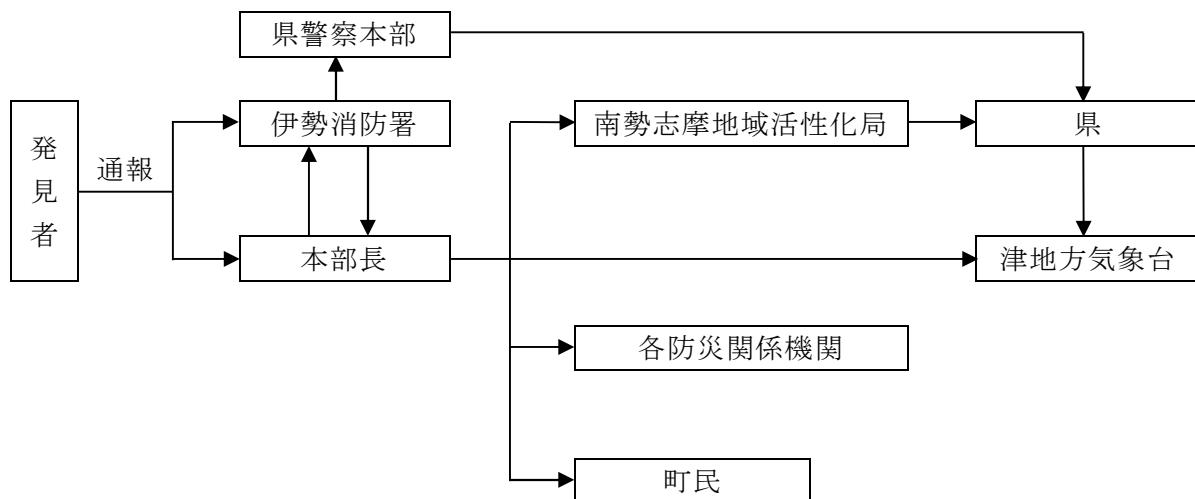
第7 緊急派遣チーム等との連携

町は、県から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第8 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を本部長又は伊勢消防署のうち、最も通報しやすいものに速報する。

本部長は、これらの通報を受けた場合、そのとるべき措置を町民に周知するとともに各防災関係機関へ通報又は連絡する。



第7節 災害広報活動

統括班・調整班・情報・伝達班

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般町民に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また町民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動を行う。

- 第1 実施責任者**
- 第2 広報の手段**
- 第3 通信途絶時の対応**
- 第4 広報の内容**
- 第5 報道機関への情報の発表**
- 第6 町民に対する広報**
- 第7 災害資料及び情報の収集**
- 第8 広聴活動**
- 第9 町民対応窓口の設置**

第1 実施責任者

災害時の広報活動は、統括班、情報・伝達班、調整班が行う。ただし、勤務時間外に突發的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、事後統括班、情報・伝達班、調整班に報告する。

第2 広報の手段

防災行政無線、広報車、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣
町民、被災者	広報車、防災行政無線、広報紙
庁内各班	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を町民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、ホームページ等を通じて周知を図る。

第4 広報の内容

以下に掲げる町民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- (1) 災害発生状況（被害状況）
- (2) 気象状況
- (3) 町災対本部に関する情報
- (4) 救助・救出に関する情報
- (5) 避難に関する情報
- (6) 被災者の安否に関する情報
- (7) 二次災害危険性に関する情報
- (8) 主要道路状況
- (9) 公共交通機関の状況
- (10) ライフラインの状況
- (11) 医療機関及び救護所等の状況
- (12) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (13) 公共土木施設状況
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）
- (19) 次回の広報の日時

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

第5 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、統括班、情報・伝達班、調整班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動については、人命救助の現場や町災対本部内での災害応急対策活動や、町民の生活、経済活動に支障がないと認められる場合で、災害対応要員に余裕がある場合に限り協力する。

第6 町民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

広報車を利用する際は、各地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

第7 災害資料及び情報の収集

- (1) 収集した災害情報を記録、整理するため、統括班、情報・伝達班、調整班に記録係をおく。
- (2) 各班長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡する。
- (3) 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」等を作成する。

第8 広聴活動

- (1) 広報車による広報活動と同時に地域における広聴活動を強化する。
- (2) 災害について、町民から要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに、統括班、情報・伝達班、調整班又は防災関係機関に連絡する。

第9 町民対応窓口の設置

町民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、役場、避難所などに町民対応窓口を設置する。

第8節 自衛隊災害派遣要請

統括班

災害時に町民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、次により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

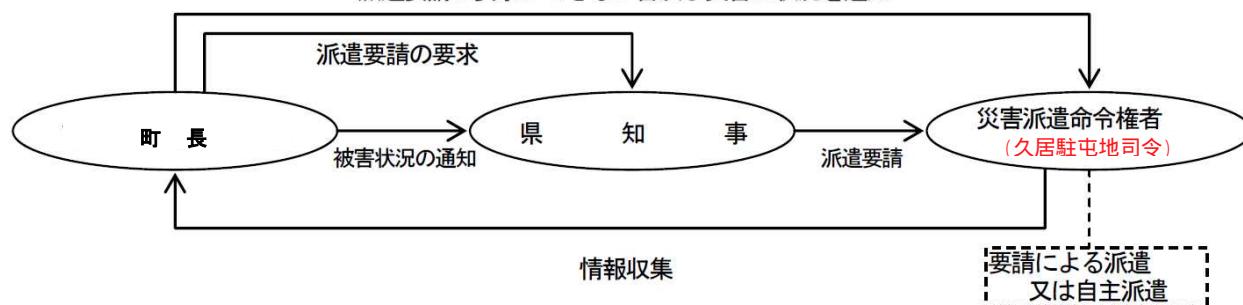
- 第1 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- 第2 災害派遣要請の基準
- 第3 災害時の緊急派遣
- 第4 派遣部隊の活動内容
- 第5 派遣部隊の受入体制
- 第6 派遣部隊の撤収要請
- 第7 経費の負担区分

第1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

町は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、県知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、県知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、町が、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊**久居駐屯地司令**（以下、「**駐屯地司令**」という。）に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知



第2 災害派遣要請の基準

町は、次のときに災害派遣要請を行う。

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突然的で、その救護が特に急を要し、要請を待つことのない場合、**駐屯地司令**の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書）

この場合、町は、**駐屯地司令**に直接災害の状況等を通報することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

第4 派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 消防活動の支援
- (6) 道路の啓開（障害物除去等）
- (7) 診察、防疫及び病害虫防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通整理の支援
- (13) 危険物の除去等

第5 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的が完了し、又はその必要がなくなった場合には、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が協議して負担区分を決める。

第9節 労務供給計画

調整班

災害時における円滑な業務を推進するため、要員が確保できない場合には、必要に応じて雇上げを実施する。

第1 実施責任者

第2 労務者の雇上げ及び活動

第1 実施責任者

本部長は、労務者の雇上げを行う。ただし、災害の程度、規模等により、町において要員の確保ができないときは、労務者の雇上げあるいは災害をまぬがれた市町に応援の連絡調整を行うよう県に要請する。

第2 労務者の雇上げ及び活動

1 雇上げの方法

町災対本部における労務者の雇上げは、その職種等によって概ね次の区分で、それぞれの担当班が行うものとする。

職種	町災対本部担当者
一般医療衛生関係	避難所・ボランティア班、救護・医療・介護班
家畜医療衛生関係	〃
土木建設等関係	応急復旧班
その他の特殊な職業	関係各班
一般労務者	〃

2 労務者の賃金

雇上げ労務者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度とし、町で負担する。

3 一般労務者の雇上げの方法

雇上げの方法は、近隣の公共職業安定所に登録する一般求職者を対象として行う。

■ 2 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 ■

第10節 水防計画

統括班

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき、町区域における洪水による水害を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減して、公共の安全を保持するため水防に関し必要な事項を定める。

- 第1 水防本部
- 第2 水防組織
- 第3 重要水防区域
- 第4 水位の観測及び通報
- 第5 巡視
- 第6 水防機関の活動
- 第7 水防警報
- 第8 避難
- 第9 決壊の通報及び決壊後の措置
- 第10 警察に対する出動要請
- 第11 応援
- 第12 公用負担
- 第13 水防の解除
- 第14 水防報告
- 策15 水防訓練

第1 水防本部

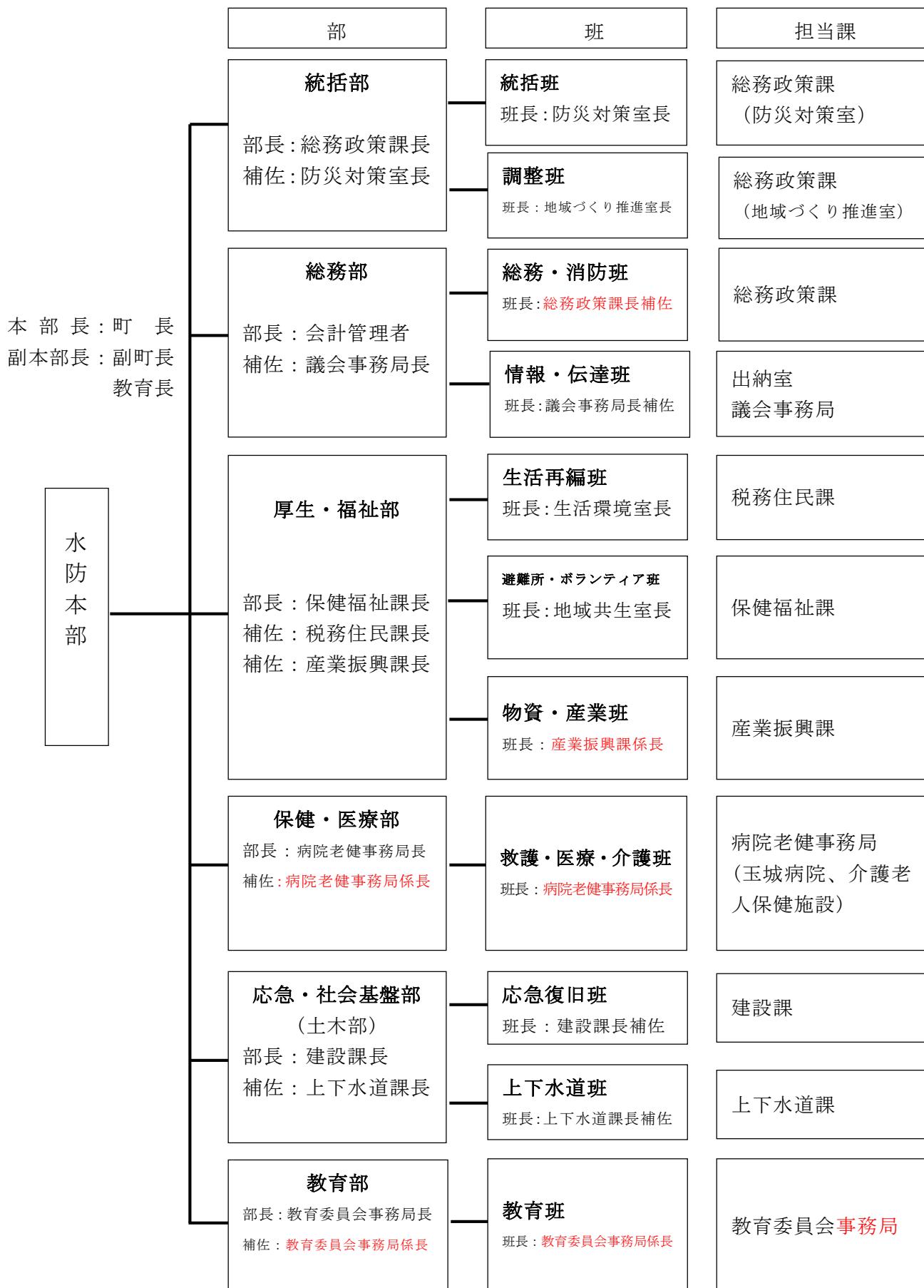
水防活動の円滑なる実施を図るため、玉城町水防本部（以下「水防本部」という。）を置く。なお、町災対本部が、設置された場合は、水防本部の活動を包括する。

第2 水防組織

1 水防本部

- (1) 水防管理者である町長（以下、「水防管理者」という。）は、洪水等により水防活動の必要があると認められるときは、町内の水防活動の統轄及び連絡のため役場内に水防本部を設置する。
- (2) 水防管理者は、町の区域について水害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策が概ね完了したと認めたときは水防本部を廃止する
- (3) 水防管理者は、本部を設置又は廃止したときは直ちに関係行政機関等に通知する。

■ 水防本部組織系統図（災害対策本部と同じ組織系統）



2 町水防団

- (1) 町水防団は、町消防団が兼務するものとし、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため町水防団を各分団に組織しておく。また、その組織は「消防計画」による。
- (2) 町は、水防活動に協力する「水防協力団体」として、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治区等を指定し、水防に関する対象業務として水防資器材の保管・提供を要請する。なお、水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、河川管理者との協議成立で土地の占用許可と見なすなど、河川法第24条、第26条第1項及び第34条第1項において手続きを簡素化している。

3 職務権限の代行

町長が不在等の非常時には、水防本部の設置等の町長権限移譲順位は次のとおりとする。

- 1 副町長
- 2 教育長

4 町災対本部が設置された場合

町災対本部が設置された場合の水防に関する諸活動は、町災対本部が包括する。

第3 重要水防区域

- (1) 本町における重要水防区域は、資料編のとおりである。
- (2) 水防管理者は、重要水防区域のあらゆる状況を承知し、輸送経路見取図を作成しておく。また、万一に備えた多角的輸送路の想定図も策定し、必要がある場合はトラックその他輸送時の配備も計画しておく。

第4 水位の観測及び通報

- (1) 水防管理者は、水防法第10条第1項の規定による洪水に関する予報の通知を知事から受けたとき、または同法第13条の2による洪水に関する予報の通知を直接河川管理者から受けたときは、水位及び流量に関する情報を収集し、常に水防活動に対し的確な情勢判断が下せるようにしなければならない。
- (2) 水防管理者は、水防法第15条に基づき、前項による洪水に関する予報の通知を町が定める浸水想定区域内の要配慮者等利用施設、大規模工場等(以下「事業所等」という。)の所有者等に対し、直接伝達する。
- (3) 前項の事業所等は、水防法第15条から第15条の5及び水防法施行規則第5条に基づき、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行う。
- (4) 監視員は、水位の変動を監視し、通報水位を超えるときは、その状況を次の各号により水防管理者に報告しなければならない。
 - ア 通報水位に達したとき
 - イ 警戒水位に達したとき
 - ウ 以後1時間ごとの水位

- エ 警戒水位を下ったとき
オ 通報水位を下ったとき
- (5) 水防管理者は、前項による水位の状況を伊勢建設事務所（地方部）に通報するとともに、各関係機関及び町民に対して通知する。また、伊勢建設事務所（地方部）から水位の通報を受けたときも同様とする。
- (6) 雨量観測所及び水位観測所は、資料編のとおりである。

第5 巡視

- (1) 水防管理者は、水防法第9条の規定に基づき、常に区域内の河川の巡視を行い、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに伊勢建設事務所（地方部）、伊勢警察署、その他関係機関に通報するとともに、水防活動を開始する。
- (2) 大雨により、低地の浸水やがけ崩れのおそれが認められる場合は、山腹崩壊危険地区、急傾斜地危険箇所及び重要水防区域を中心に警戒に当たる。

第6 水防機関の活動

1 非常配備

- 水防管理者が、町水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。
- (1) 水防管理者がみずからの判断により必要と認める場合
(2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
(3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2 出動体制及び活動

(1) 待機

待機の指令は、水防に關係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者が必要と認めたときとする。

(2) 準備

水防管理者は、河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときには、町水防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

ア 団長、副団長は役場に集合する。ただし、水防管理者から電話等で指示された場合は、災害現場へ直行する。団員は、消防車庫に集合する。

イ 団員は、水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。

ウ 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

(3) 出動

町水防団の一部又は全員が、所定の水防倉庫に集合し警備配置につく。出動命令は、概ね次の状況の際に発する。

ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ　自ら出動の必要を認めたとき。

第7 水防警報

1 水防警報の発令及び解除の基準

水防警報発表の基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えるおそれがあるときとする。なお、その他必要に応じ水防警報を発令することがある。

解除の基準は、水位が警戒水位を下り、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水の状況について適宜通知する。

(1) 知事が水防警報を発する河川と区域

河川名	観測所名	水防 管理団体	区域	距離
宮川	岩出	町	玉城町岩出から玉城町昼田まで	左 2. 0 k

(2) 水防警報の対象とする水位観測所及び通知

町内を流れる宮川では、岩出観測所における水位が以下を超えた際に洪水予報等を発表することになっている。

■ 岩出観測所における水位

区分	水位 (m)
氾濫危険水位	8. 20
避難判断水位	7. 20
氾濫注意水位	5. 00
水防団待機水位	4. 20

出所：国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所

2 水防信号及び標識

水防本部は、水防信号及び標識に関する規則（昭和24年三重県規則第76号）に基づき、水防信号及び標識を使用する。

第8 避難

1 発令基準

(1) 一級河川宮川

避難情報	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	①指定河川の洪水警報が発令された時の岩出水位観測所の水位 ※避難判断水位7. 2mに達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき ②警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	③堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
警戒レベル4 避難指示	①指定河川の洪水警報が発令された時の岩出水位観測所の水位 ※氾濫危険水位 8. 2 mを超え、更に計画高水位である 9. 6 1 mに達することが見込まれる場合 ②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認 ④宮川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、かつ、計画高水位である 9. 6 1 mに達することが見込まれる場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒色）」になった場合 ②災害が実際に発生していることを把握したとき。

※ 避難指示等を発令する区域は、ハザードマップにより浸水予測されている区域や水害の危険のある区域に対して発令する。

参考 宮川岩出水位観測所

基 準 値	
計 画 高 水 位	9. 6 1 m
氾 濫 危 険 水 位	8. 2 0 m
避 難 判 断 水 位	7. 2 0 m
氾 濫 注 意 水 位	5. 0 0 m
水 防 団 待 機 水 位	4. 2 0 m

(2) 上記以外の河川及び用水路等の判断基準

以下の基準を参考に、河川・水路等巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断し、避難の必要がある場合に、避難情報等を発令する。

避難情報	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	当町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険性が高いと判断されたとき
警戒レベル4 避難指示	高齢者等避難が発令され、近隣での浸水が拡大し床上に及ぶことが高いと判断されたとき
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が実際に発生していることを把握したとき

(3) 土砂災害（水害）に伴う避難指示等の発令判断基準

以下の基準を参考に、土砂災害危険情報の危険度表示区域に該当する土砂災害警戒区域に対し、今後の気象予測や土砂災害警戒区域警戒区域の巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	①当町に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発令され、かつ、土砂災害の危険度分布が『警戒（赤メッシュ）』に到達し、今後さらに強い降雨が予想される場合 ②土砂災害特別警戒区域等の巡視により、前兆現象が発見されたとき（湧水、小石がパラパラ落ち出す等） ③台風等、夜間から明け方に通過することが予想される場合（①を基準に夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	①当町に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発令され、かつ、土砂災害の危険度分布で『非常に危険（うす紫）』に到達し、今後さらに強い降雨が予想される場合 ②土砂災害・土石流特別警戒区域等の巡視により、前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生） ③近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）が発見されたとき ④台風等、夜間から明け方に通過することが予想される場合（①、②を基準に夕刻時点で発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	①当町に大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発令され、かつ、土砂災害の危険度分布で『極めて危険（濃い紫）』に到達し、今後さらに強い降雨が予想される場合 ②災害が実際に発生していることを把握したとき

※ 避難情報等はハザードマップによる土砂災害、土石流特別警戒区域等に対し発令されます。

2 避難の発令

避難の発令は、第1部第2章第18節「避難対策活動」に定めるとおりとする。

- (1) 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保は、防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ及び広報車（消防車含む。）で伝達する。地区では、早鍾乱打、口頭等で伝達を行う。
- (2) 避難経路及び誘導は、本部又は地区及び事業所で臨機応変の措置をとる。
- (3) 水防管理者は、警戒レベル4避難指示を発令する。

3 避難所

避難所は、風水害対策編第1部第2章第18節「避難対策活動」に定めるとおりとする。

第9 決壊の通報及び決壊後の措置

- (1) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊、越流したとき、伊勢建設事務所（地方部）及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者等に通報しなければならない。水防管理者は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければならない。
- (2) 水防管理者は、決壊、越流等により被害を生じたときは、伊勢建設事務所（地方部）に対し次の報告を行う。
 - ア 日時
 - イ 場所
 - ウ 人的被害
 - エ 家屋、田畠、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
 - オ 被災額の概算
 - カ 復旧見込等の所要事項

第10 警察に対する出動要請

水防管理者は、伊勢警察署の援助について、あらかじめ次の事項を協定しておき、水防のため必要があるときは、協定に基づき、伊勢警察署長に対して、警察官又は警察吏員の援助を要請することができる。

- (1) 要請の目的編成（員数）
- (2) 集合場所、日時
- (3) 任務指導区分
- (4) 応援者の休養宿泊
- (5) 経費の分担区分

第11 応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときには、他の水防管理者又は伊勢市消防本部に対して応援を求めることができる。

第12 公用負担

- (1) 水防管理者及び伊勢市消防本部消防長は、水防法第28条の規定により、水防現場において次の権限を行使することができる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木その他の資材の使用、収用
 - ウ 車その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

- (2) 公用負担権限について委任を受けた者は、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示しなければならない。

第13 水防の解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に下がり、かつ危険がなくなったと認めたときは、伊勢建設事務所（地方部）と協議の上、水防解除の指示を受けたうえで、水防解除する。

第14 水防報告

1 報告

水防管理者は、次の場合直ちにその概要を伊勢建設事務所（地方部）に報告する。

- (1) 警戒水位に達し又はそれ以外の場合に町消防団あるいは伊勢市消防本部が出動したとき。
(2) 水防作業を開始したとき。
(3) 他の水防管理者に応援を要請したとき。
(4) 堤防、水門、樋門、ため池等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。
(5) 水防管理者が水防解除したときには、伊勢警察署長に連絡して一般に周知を図るとともに、伊勢建設事務所長（地方部長）に報告する。

2 水防てん末報告書

水防管理者は、水防活動終結後直ちに次の事項を取りまとめ、伊勢建設事務所（地方部）に報告する。

- (1) 気象状況
(2) 警戒、出動及び解除命令時期
(3) 消防団員の出動時刻及び人員
(4) 堤防その他諸施設の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
(5) 水防作業の状況
(6) 使用水防資材の種類及び員数
(7) 水防法第28条の規定に基づき、公用負担を命じた資材等の種別、数量及び使用場所
(8) 応援の状況
(9) 居住者等の出動状況
(10) 警察官の応援状況
(11) 現場指揮者の職氏名
(12) 立ち退きの状況及びこれを支持した理由
(13) 水防関係者の死傷の有無
(14) 功労のあったものの職氏名およびその功績内容
(15) 今後の水防施策上改善を要すると認められる事項等及びその要旨
(16) その他必要と認められる事項

第15 水防訓練

水防管理者は、次の項目について訓練を行うものとし、町民の参加により、町民の水防意識の啓発、避難、立退き等の訓練に努める。

- (1) 観測（水位、雨量）
- (2) 通報（電話、伝達）
- (3) 動員（町水防団の動員）
- (4) 輸送（資材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 橋門、角落しの操作等
- (7) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）
- (8) 応援救護

第11節 消防活動

総務・消防班、伊勢市消防本部

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

- 第1 組織
- 第2 消防団員の招集
- 第3 消防活動
- 第4 消防相互応援協定
- 第5 緊急消防援助隊の応援出動
- 第6 災害時における救急業務対策
- 第7 火災気象通報の取扱い
- 第8 消防施設の整備
- 第9 林野火災計画

第1 組織

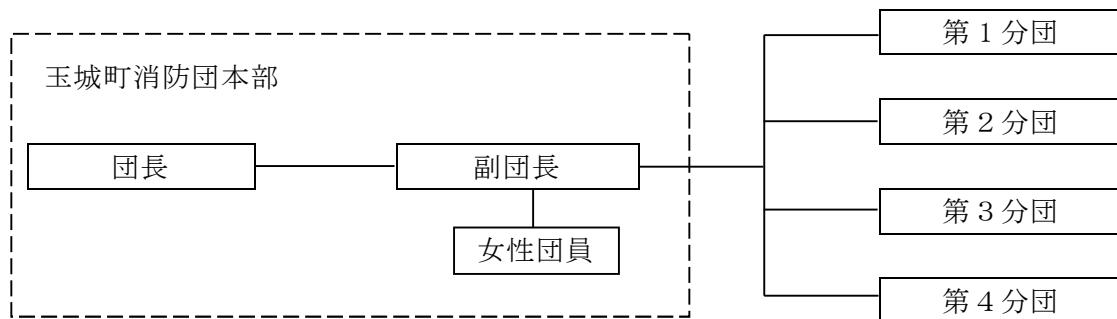
1 伊勢市消防署玉城出張所

現在、当町には常備消防がなく、伊勢市に消防業務を委託しており、伊勢市消防署玉城出張所が、火災の初期鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

2 町消防団

町の消防体制は、伊勢市消防署玉城出張所、町消防団、自主防災組織及び自衛消防団で構成され、消防体制の充実強化を推進し、町民の安全確保に努めている。

町消防団の組織は次のとおりである。



第2 消防団員の招集

1 非常招集

消防団は、大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに

出動しなければならない。

2 招集集結場所

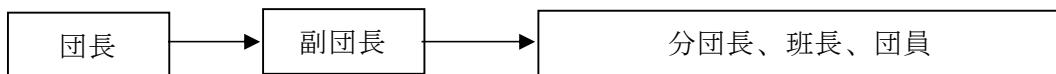
- (1) 消防団長及び副団長は、町災対本部へ集合し、災害に関する情報を入手した後、団員に招集の指示を行い災害の発生場所へ向かう。ただし、町災対本部から電話等にて前記災害情報の通知を受けた場合は、災害発生場所へ直行する。
- (2) 団員は、消防車庫に集結する。

3 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、町防災行政無線（同報系）の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。



第3 消防活動

1 異常気象時火災防御

強風注意報、異常乾燥注意報等の発表されているときに発生した火災は、延焼速度が速く、かつ、飛び火等により大規模火災へと進展する可能性がある。

このため、町は、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を行う。

2 自主防災組織との連携

町消防団は、災害現場付近の自主防災組織、自衛消防団の出動を促し、初期救出及び初期消火の徹底を図り、連携のもとに活動を行う。

3 伊勢市消防署玉城出張所との相互協力

伊勢市消防本部及び町消防団は、被害を最小限にとどめるために一体となって活動する。

4 危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は、引火性、発火性を有し、時には爆発する危険がある。

このため、町は、設備等については関係法令に定める保安基準により火災予防を図るとともに、非常災害に対応できる態勢を確立する。

5 火災拡大後の措置

火災が拡大したときは、各隊の防御担当面、現場の地利、水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずる。

- (1) 防災関係機関への連絡
- (2) 後続応援隊の誘導

- (3) 飛火警戒体制の確立
- (4) 町民に対する避難誘導
- (5) 必要に応じた破かい消防
- (6) 消防水利の確保

第4 消防相互応援協定

町は、大規模火災時等で、延焼阻止の見込みがたたない場合は、次の応接協定により関係機関へ応援を要請する。

- (1) 三重県市町災害時応援協定（平成24年締結）
- (2) 三重県消防相互応援協定（平成9年締結）
- (3) 玉城町度会町消防相互応援協定（昭和62年締結）
- (4) 三重県防災ヘリコプター支援協定（平成25年締結）
- (5) 高速自動車国道近畿自動車道関・伊勢線消防相互応援協定（平成5年締結）

第5 緊急消防援助隊の応援出動

町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要講する。

第6 災害時における救急業務対策

- (1) 町は、要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対して、町内の医療機関及び運輸業者等の協力を求めて止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (2) 町のみでは救急業務が不可能な場合には、隣接市町に対し応援を要請する。

第7 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱いは、次による。

1 火災気象通報

津地方気象台長から通報される火災気象通報は、おおむね次の基準のいずれかによる。

- (1) 実効湿度60パーセント以下で、最小湿度30パーセント以下となる見込みのとき。
- (2) 平均風速が13m/s以上となる見込みのとき。（降雨・降雪中は通報しないこともある。）
- (3) 実効湿度60パーセント以下で、最小湿度40パーセント以下・平均風速が10m/s以上となる見込みのとき。

2 伝達の方法

通報を受けた県は、三重県気象情報配信システム等により町長に伝達する。

3 火災警報の発表

町長は、県より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは屋外でのたき火の禁止等火災予防上必要な措置をとる。

第8 消防施設の整備

町は、消防施設の整備計画を立案し、計画に従い整備を行う。また、保全については定期的な点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を隨時行うこととし、保管場所ごとの点検責任者を定める。

第9 林野火災計画

町は、林野火災が発生した場合は、その発生場所、風向及び地形等現地の状況に応じ、次の事項を配慮しながら、消防団長の指揮のもとに最善の方法を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域及び出動順路と防御担当区域
- (2) 消防資材、救急資材その他資器材の携行、運搬補給
- (3) 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- (4) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (5) 応急防火線の設定及び救急救護対策
- (6) 林野火災が大規模化した場合の、自衛隊の災害派遣要請の実施
- (7) 県防災ヘリコプターの応援要請

第12節 緊急輸送活動

物資・産業班

防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

- 第1 実施責任者
- 第2 輸送の方法
- 第3 輸送の対象
- 第4 輸送車両等の確保
- 第5 燃料の確保
- 第6 伊勢警察署との連携

第1 実施責任者

災害時における輸送は、本部長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は統括班、総務・消防班、調整班が行う。

また、町で対処できないときは、県に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) ヘリコプター等による輸送

第3 輸送の対象

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、上下水道施設、保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

2 第2段階

- (1) 第1段階の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- (4) 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

3 第3段階

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に要する人員及び物資
- (3) 生活必需品

第4 輸送車両等の確保

1 車両確保の順序

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- (1) 町災対本部、応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 営業者所有の車両等
- (4) その他の自家用車両等

町は、車両に不足を生じる場合、災害時における応援協力等の協定に基づき、民間事業者等から車両及び人員の応援を要請する。また、協定締結外の民間企業等からも車両借り上げの協力を求める。

2 輸送力の確保

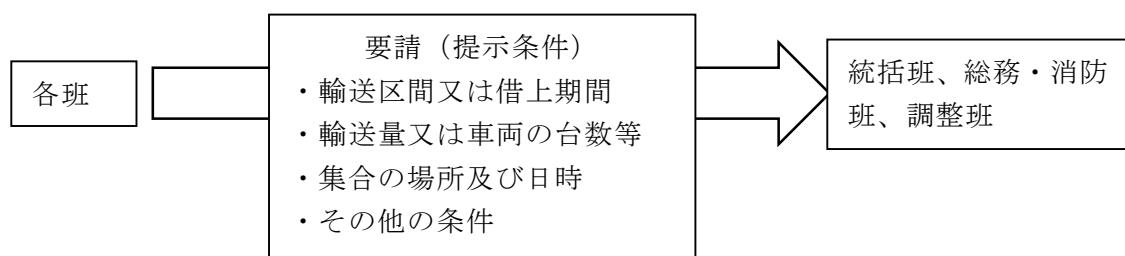
町は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法を実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各班は、必要な車両を統括班、総務・消防班、調整班に要請する。

統括班、総務・消防班、調整班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



イ その他の車両

統括班、総務・消防班、調整班は、各班からの要請により、町有の車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合には、直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図る。

(2) 鉄道による輸送

町は、被災者又は物資の輸送のため、車両の増結・臨時列車の増発などが必要な場合、東海旅客鉄道株式会社と協議して適切な措置を講ずる。

(3) ヘリコプター等による輸送

町は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊の応援を要請する。

第5 燃料の確保

町は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

第6 伊勢警察署との連携

町は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようするため、伊勢警察署と連携を密にするとともに、必要により防災行政無線（移動系）等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第13節 県防災ヘリコプター応援要請計画

統括班

町内において災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターの応援を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

- 第1 県防災ヘリコプターの応援要請**
- 第2 受入体制の構築**
- 第3 応援要請の原則**
- 第4 応援要請方法**
- 第5 防災ヘリコプターの活動内容**

第1 県防災ヘリコプターの応援要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しへリコプターの応援要請を行う。

第2 受入体制の構築

町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

第3 応援要請の原則

町長及び伊勢市消防本部消防長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、ヘリコプターの応援要請を行う。

- (1) 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第4 応援要請方法

町は、知事（防災対策部）に対して、電話等により、次の事項について応援要請を行うが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 離着陸場の所在地及び地上支援体制

- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

第5 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第14節 道路交通応急対策計画

応急復旧班、伊勢警察署

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じる。

第1 実施責任者

第2 実施方法

第3 道路パトロールと緊急時の措置

第4 緊急通行車両の申請

第5 緊急輸送道路の確保

第6 路上放置車両等に対する措置

第1 実施責任者

1 町長の措置

道路管理者である町長（以下、「道路管理者」という。）は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、伊勢警察署に交通規制を依頼する。

2 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
三重県公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な措置があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車以外の車両	基本法第76条
伊勢警察署	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ぼないもので期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法第5条第1項

警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

第2 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者は、応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は道路管理者に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は道路管理者は、他の関係機関と相互に連絡するとともに、道路被害状況を調査する。
- (3) 町は、道路被害状況を調査する。調査の結果、支障箇所を発見したときは、関係機関に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡する。
- (4) 道路管理者及び上水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 三重県公安委員会（以下、「県公安委員会」という。）、伊勢警察署又は道路管理者は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 県公安委員会、伊勢警察署又は道路管理者は、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じ規制区間に準じた通行規制を実施する。
- (3) 県公安委員会、伊勢警察署又は道路管理者は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

- (4) 道路管理者は、災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、通行規制を行う。
- (5) 道路管理者は、(4)の通行規制を行ったときは、直ちに伊勢警察署に連絡する。
- (6) 措置命令等
- ア 伊勢警察署の措置命令等（災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行う場合）
- (イ) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命じることができる。
- (ロ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。
- イ 災害派遣部隊の自衛官の措置
- 災害派遣部隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、上記アの措置を行うことができる。ただし、自衛官の取った措置については、直ちに伊勢警察署に通知しなければならない。
- ウ 消防吏員の措置
- 消防用緊急通行車両の通行の障害の除去については、上記イに同じ。
- (7) 車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第3 道路パトロールと緊急時の措置

1 道路パトロール

町は、管理する道路の要注意箇所又は区域をパトロールする。

2 道路パトロールにおける緊急時の措置

(1) 応急対策

道路管理者又は伊勢警察署は、交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 緊急連絡、通行規制

道路管理者は、落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに通行規制等を実施する。

(3) 町民への周知

町は、前記の災害が付近の町民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに町民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

第4 緊急通行車両の申請

1 事前届出制度

- (1) 町は、災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両

の内、必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

- (2) 事前届出についての事務は、伊勢警察署において行う。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- (1) 車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出る。
- (2) 前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。
- (3) 緊急通行車両の確認事務については、県警察本部交通規制課、伊勢警察署において行う。

第5 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

1 道路啓開の実施

道路管理者は、緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

2 災害時における車両の移動

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

3 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

第6 路上放置車両等に対する措置

1 道路管理者が行う措置

道路管理者は、災害時に道路上に停止した車両・その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、区間を指定（「指定道路区間」という）して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動したり、指定道路区間を緊急通行車両が通行するための必要な措置を命ずることができる。

2 消防吏員が行う措置

消防吏員（伊勢市消防本部職員）は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、路上放置車両等の移動等で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員（伊勢市消防本部職員）の取った措置については、直ちに伊勢警察署長に通知しなければならない。

第15節 ライフライン等応急復旧計画

応急復旧班、上下水道班

上下水道、発電施設等について被害状況を迅速に把握し、二次災害防止措置を行う。ライフライン施設の管理者は、町災対本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

- 第1 上水道施設**
- 第2 下水道施設**
- 第3 電気事業者の対策**
- 第4 LPGガス事業者の対策**
- 第5 固定通信事業者の対策**
- 第6 移動通信事業者の対策**
- 第7 鉄道事業者の対策**

第1 上水道施設

1 被害状況の把握

町は、発災後、町が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を町災対本部へ報告する。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

町は、被災箇所の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

3 復旧作業

町は、他のライフライン事業者(電気、ガス、電話、情報供給機関等)との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努める。

水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管等重要施設から優先的に実施する。

第2 下水道施設

1 被害状況の把握

町は、発災後、町が管理する下水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認にあたらせるとともに、被害状況を町災対本部へ報告する。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

町は、被災箇所の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

3 復旧作業

町は、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は、町民に対し、下水排除の制限を行う。復旧にあたっては、自ら実施が困難な場合は、「三重県の下水道事業災害時における応援に関するルール」に基づき応援要請を行う。

第3 電気事業者の対策

町は、ライフラインの早期復旧のため、電気事業者に対して次の対策を要請する。

1 災害対策活動の実施

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- (1) 関係部署等への情報伝達体制の確保
- (2) 施設・設備等の被害状況の把握
- (3) 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- (4) 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

2 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

3 利用者等への広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びホームページ等により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

第4 L Pガス事業者の対策

町は、ライフラインの早期復旧のため、L Pガス事業者に対して次の対策を要請する。

- (1) 町災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) L Pガス使用者から緊急出動の連絡を受けた場合、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、速やかに修理を行う。
- (4) L Pガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

第5 固定通信事業者の対策

町は、ライフラインの早期復旧のため、西日本電信電話株式会社三重支店に対して、「第4節 災害通信計画」に準じる対策を要請する。

第6 移動通信事業者の対策

町は、ライフラインの早期復旧のため、移動通信事業者に対して、「第4節 災害通信計画」に準じる対策を要請する。

第7 鉄道事業者の対策

町は、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧を図るために、東海旅客鉄道株式会社に対して輸送確保のための対策を要請する。

■ 3 救助・救急及び医療・救護活動 ■

第16節 救助・救急活動

総務・消防班、伊勢警察署、伊勢市消防本部

町は、災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救助又は生死不明の状態にある者に対する救急活動を、自衛隊、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等と連携した体制で実施する。

困難な状況下（気象条件、現場条件）での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。

- 第1 救助・救急活動の実施
- 第2 対象者
- 第3 救助の方法
- 第4 協定に基づく応援要請
- 第5 協定に基づく応援出動
- 第6 救助・救急活動の調整
- 第7 活動拠点等の確保
- 第8 重機・資機材の調達等
- 第9 惨事ストレス対策

第1 救助・救急活動の実施

町は、自衛隊、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等と連携して、救助・救急活動を実施する。

第2 対象者

生命、身体が危険な状態にある次の者を救助・救急活動の対象とする。

- (1) 火災時に建物内等にとり残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 自動車、鉄道若しくは航空機等による大事故が発生した場合

第3 救助の方法

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救助作業を行う。

1 町災対本部未設置の場合

町災対本部が設置されていないときは、町消防団本部を通じて、消防団各分団が出動、救出に当たる。ただし、団本部に連絡するいとまのないときは、町が各分団に連絡の上、出動を要請する。この場合、分団長は速やかに消防団本部へ出動の報告を行う。

2 町災対本部設置の場合

総務・消防班を通じ、町消防団長へ出動を命じる。

第4 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、三重県内消防相互応援協定に基づき、県内消防機関の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

第5 協定に基づく応援出動

町は、市町からの要請又は県からの指示があった場合には、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町には、当該協定の定めるところにより応援出動する。

第6 救助・救急活動の調整

町は、町単独では十分な救助・救出活動が困難なため、県や他の市町へ応援要請を行ったときには、管内における自衛隊、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等と綿密な連携のもとで活動調整にあたる。

第7 活動拠点等の確保

町は、自衛隊、伊勢警察署及び伊勢市消防本部等の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

第8 重機・資機材の調達等

町は、必要に応じて、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

第9 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第17節 医療・救護活動

救護・医療・介護班

発災後は、町立玉城病院を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第1 実施責任者

第2 医療・救護活動

第1 実施責任者

町は、災害時における被災者への医療及び助産の救助を行う。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

第2 医療・救護活動

1 町の体制

町立玉城病院は、被災地における医療・助産を確保するため、伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会等の協力を得て救護・医療・介護班を編成し、必要に応じて出動する。

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の体制で行う。

編成基準例
医師 1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師 2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員 1～2名
※災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加える。

2 医療情報の収集・共有

町は、医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況の情報を、迅速に把握、共有に努める。

3 実施方法

(1) 救護所の設置

町は、被災状況に応じて救護所の設置を行い、災害拠点病院や伊勢地区医師会、歯科医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。町民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。（事務職員）

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。（医師・看護師・保健師）

また、指定避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、指定避難所への救護所の併設についても検討する。（事務職員）

(2) 医療救護班の派遣による実施

町は、当該地域において医療及び助産救助の実施が不可能又は困難なときは、南勢志摩地域活性化局（地方部）に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。（事務職員）

なお、この場合、医療救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施するものとし、あらかじめ施設所有者と協議を行っておく。（事務職員）

(3) 医療機関による実施

町は、医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適當なときは、医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて実施する。（管理者・事務職員）

(4) 避難所における医療

町は、指定避難所において検診等医療を必要とする場合、県、日本赤十字社三重県支部等の協力を得て、巡回診療を行う。（医師・看護師・保健師）

(5) 患者搬送及び収容

伊勢消防本部は、知事又は町長から要請のあったとき、もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、緊急の交通・輸送手段の確保により応急的に措置する。

また、町長は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

4 医薬品等資材の確保

町及び防災関係機関は、災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、連携して調達に努める。町内で調達不可能な場合は、伊勢保健所、三重県薬剤師会の協力を得る。（薬剤師・事務職員）

5 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、救護・医療・介護班等以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。（事務職員）

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、救護・医療・介護班等以外の助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。（事務職員）

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費

等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。(事務職員)

(4) 費用の支弁区分

- ア 町は、町長が対策を実施する責務を有する災害について負担する。
- イ 災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁する。
- ウ 会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。(事務職員)

■ 4 避難及び被災者支援等の活動 ■

第18節 避難対策活動

避難所・ボランティア班、教育班、消防団、伊勢警察署

町は、町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある町民に対して避難を指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等を確保する。

- 第1 避難実施体制の確立
- 第2 避難所の開設
- 第3 避難情報等の発令
- 第4 避難の実施
- 第5 避難誘導
- 第6 学校等における避難計画
- 第7 災害時要配慮者に対応する避難所等の整備
- 第8 入浴施設確保対策
- 第9 避難所の管理運営
- 第10 避難所外避難者についての配慮
- 第11 帰宅困難者対策

第1 避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

町は、災害による危険が生ずることが予想される地域や警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示を発令すべき対象者や、タイミングなどについて、津地方気象台、三重河川国道事務所等の国の機関や県等から、災害に関する情報等の必要な助言を得られる体制をあらかじめ構築する。

第2 避難所の開設

1 開設

町は、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示を発令する必要が生じた場合は、指定避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設する。

指定避難所は資料編に示すとおりである。

また必要があれば、災害の危険に配慮しつつ、施設の管理者の同意を得て避難所として開設するほか、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保し、開設に努める。

2 避難所の周知

町は、指定避難所を町民に周知させる標示を行う。また、町防災行政無線（移動系、同報系）や緊急速報メール、広報車、県を通じた放送関係機関への放送要請等を通じ、指定避難所を周知させる。

3 県への報告

町は、指定避難所を設置したときには、次の事項についてただちに県に報告する。

- (1) 避難の種類（自主避難、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示）
- (2) 避難所開設の日時及び場所
- (3) 箇所数及び収容人員

4 避難所常駐職員

町は、指定避難所を開設し、避難町民を収容したときは、直ちに各指定避難所の常駐職員として避難担当の所属職員を派遣する。

5 避難町民の把握

避難所常駐職員のうち避難所の管理を行う者は、避難町民の実態把握と保護に当たるものとし、町災対本部と情報連絡を密に行う。

6 開設状況の記録

避難所の運営・管理を行う者は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成し、避難所状況を町災対本部へ報告しなければならない。

（報告様式は避難所運営マニュアルを参照）

7 避難所の閉鎖

町は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、指定避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第3 避難情報等の発令

1 発令

発令は、次の場合に行う。

(1) 警戒レベル3高齢者等避難

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。

(2) 警戒レベル4避難指示

状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令する。

(3) 警戒レベル5緊急安全確保

災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。命を守る

最善の行動をとる。

2 避難情報の伝達内容

町が避難情報等を発令する際には、次の項目から必要な情報を明示して行い、町防災行政無線（同報系）や緊急速報メール、ホームページ、広報車、県を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、町民等に対する避難情報の周知を図る。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等
 - ア 避難後の戸締り
 - イ 家屋補強
 - ウ 携帯品（食料、飲料水、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度のもの）
 - エ 服装（ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

第4 避難の実施

1 実施方法

(1) 発令

町は、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難情報等の発令判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難情報等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は町が手配した車両等を用いて避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雪等が予測され、夜間避難など、高齢者等避難等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、早期の避難所開設や避難情報等の発令を検討する。

(2) 避難の実施

町は、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令状況によって、町民を町の指定緊急避難場所、指定避難所へ誘導する。

(3) 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、関係機関、関係者等に協力を求め、避難行動要支援者名簿を活用するなどして発災後速やかに避難行動要支援者の支援を行う。名簿の個人情報は、個人保護条例に基づき適正に管理する。

2 実施責任者

警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、町民の避難の的確な措置を実

施する。

実施責任者	災害種類	要件	根拠法	報告先
町長 (警戒レベル3 高齢者等避難)	風水害	避難行動要支援者等、特に行動に時間要する者が避難行動を開始しなければ人的被害が発生する可能性が高まったとき。	防災基本計画	
町長 (警戒レベル4 避難指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第60条	知事
知事 (警戒レベル4 避難指示)	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったと認めるとき。	災対法第60条	
警察官 (警戒レベル4 避難指示)	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災対法第61条	町長
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号) 第4条	公安委員会
知事、その命を受けた職員若しくは 町長 (警戒レベル4 避難指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	警察署長 (町長が指示したとき。)
知事、その命を受けた職員 (警戒レベル4 避難指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号) 第25条	警察署長
自衛官 (警戒レベル4 避難指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第94条	

3 高齢者等避難及び避難指示等の伝達の方法

町は、次の方法により高齢者等避難、避難指示を行う。

- (1) サイレンによる避難信号の発信
- (2) 防災行政無線（同報系）による放送の実施
- (3) 消防車・広報車による町内巡回放送
- (4) 消防団員による個別訪問
- (5) 区長による各戸伝達
- (6) 緊急速報メールの配信
- (7) ホームページによる情報発信
- (8) 県を通じた放送関係機関への放送要請等

4 県に対する報告

町は、高齢者等避難及び避難指示を発令したときには、次の事項を記録するとともに、その旨を県に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難先
- (5) その他

5 防災関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町は、町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

町は、避難町民の誘導、整理のため伊勢警察署等の関係機関に高齢者等避難及び避難勧告の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

町は、隣接市町の施設を利用しなければならない町民に対し、高齢者等避難及び避難指示を行うときには、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

6 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の解除

町長は、十分に安全性の確保に努めたうえで、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の解除を行う。

なお、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において発令した警戒レベル3高齢者等避難又は警戒レベル4避難指示を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、三重河川国道事務所又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求める。

第5 避難誘導

1 事前処理

町は、避難の万全を図るため、避難場所、避難経路及び避難方法等をあらかじめ町民に周知する。

2 避難誘導

避難者の誘導は、警察官、消防団員、町職員等が行うが、状況に応じ自治区長、自主防災組織等の協力を得て、安全と統制を第一に誘導し、必要に応じて誘導用ロープ等を使用して安全を図る。

3 避難順位

避難の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者及び避難支援等関係者
- (2) 要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、病人等）
- (3) 一般の町民
- (4) 防災関係者

4 移送の方法

避難に当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、自力による避難が不可能な場合においては、車両等によって行う。

5 広域災害による大規模移送

町は、被災地が広域で大規模な移送を要し、当町のみでは措置できないときには、県に避難者移送を要請する。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、伊勢警察署等に連絡して実施する。

また、広域避難の場合には、事前に運送事業者と締結した協定に基づいて被災者の運送を行うほか、運送事業者に被災者の運送を要請する。この場合、町は県に対して、被災者の運送の要請を行うよう求める。

6 国による広域一時滞在の協議

町及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合、国が広域一時滞在のための協議を代行する。

7 携帯品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限をし、円滑に避難できるようにする。

第6 学校等における避難計画

学校及び保育所における児童、生徒の集団避難については、次のとおりとする。

1 実施責任者

実施責任者は、小・中学校は校長、保育所は所長、児童館は館長、放課後児童クラブは所長とする。

2 避難の順位

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年が最初に避難する。

3 避難誘導の責任者及び補助者

避難誘導の責任者は、小・中学校にあっては教頭、保育所等にあっては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

4 避難誘導の要領、措置

- (1) 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。
- (3) 避難に当たっては、十分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。
- (4) 実施責任者は、避難誘導の状況を遂次町長又は教育長に報告する。
- (5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

5 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

また、水防法及び土砂災害防止法に基づき、浸水区域内にある施設または、土砂災害危険区域にある施設は避難確保計画等を作成するとともに、避難訓練を実施し、町へ報告しなければならない。

6 避難訓練、避難計画

実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第7 災害時要配慮者に対応する避難所等の整備

町は、県と連携して、災害時要配慮者が滞在する施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行うとともに、被災施設や災害時要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等と連携して支援にあたる。

町民は、災害時要配慮者の安全確保や避難に協力する。

1 災害時要配慮者の滞在する施設、福祉避難所の被災状況把握

町は、災害時要配慮者が滞在する施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 災害時要配慮者の避難所生活

町は、被災して避難所生活を送る災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

町は、避難所運営マニュアルを活用し、災害時要配慮者に配慮した避難所運営を行うと

ともに、避難所での生活が困難な者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、災害時要配慮者の生活の場を確保する。

3 災害時要配慮者の保健・福祉対策等

災害時要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、災害時要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

4 外国人支援

町は、外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、NPO、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認のほか、ピクトグラムを用いた案内標識や、やさしい日本語を活用するとともに、三重県多言語支援センターへ翻訳・通訳を依頼するなど、多言語での情報提供等の実施に努める。

第8 入浴施設確保対策

町は、被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水道が復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

1 公共入浴施設等の利用

保健福祉会館及びアスピア玉城等の入浴施設の復旧対策を行い、入浴環境を確保する。なお、浴場の再開を広報等で町民への周知にも努める。

2 仮設入浴施設等の設置

避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

3 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設の利用につき県へ要請を図り、入浴の支援を受ける。

第9 避難所の管理運営

指定避難所等の避難生活施設は、避難者が一定期間、滞在することが考えられることから、必要に応じて避難所の運営に関する協議等を行い組織的な運営を行う。協議等に際しては、災害時要配慮者や男女のニーズ等を的確に把握できるように、多様な人々の参画を促す。

大規模な地震が発生した場合には、町の避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定される。このため、自治区や自主防災組織等の地域団体は、避難所運営マニュアルを活用し、地域の組織力を生かして避難者をまとめ、各種活動を行う。

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し

協力を求める。

- (2) 運営に必要な町職員を配置し、安全と秩序の確保のため必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 性別や障がいの程度等の視点に立った避難所運営に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- (5) 常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、心身双方の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。特に、災害時要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。
- (6) 疾病予防等の観点から、必要に応じて健康相談窓口を開設し、食中毒や感染症予防、こころのケア等の保健指導を実施する。
- (7) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

第10 避難所外避難者についての配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供などの措置を図り、生活環境の確保が図られるよう努めるとともに、避難所外避難者に対して、最寄りの町指定避難所へ届け出るよう広報に努める。

第11 帰宅困難者対策

1 施設における保護

(1) 帰宅困難者の保護対策

町及び企業・事業所の管理者は、従業員や施設利用者の安全確保のため、発災直後における施設内待機や避難誘導等の実施、また必要と考えられる備蓄品の確保、それらを必要とする人への提供、災害時要配慮者への対応を行う。災害時要配慮者に対しては、車椅子や救護用担架、段差解消板等をあらかじめ備えておくよう努める。

(2) 受入施設（一時的な滞在施設）の確保

大災害により、鉄道、バス等の公共交通機関が停止した場合、滞在が長期化することも想定され、帰宅が可能になるまでの期間、滞在するための施設が必要となる。その場合、町は、企業・事業者と連携し、帰宅困難者の一時的な滞在ができる施設の確保、支援に努める。

(3) 施設内保護ができない場合の対応

建物やその周辺の安全が確保できず、施設内で利用者を保護できない場合、施設の管理者は、関係機関と連携し、他の受入施設や町の指定避難所へ利用者を誘導する。

2 帰宅困難者受入施設の開設

企業・事業者等の帰宅困難者受入施設の管理者は、町からの要請あるいは施設管理者の自主的な判断により、対応できる職員の安全確保、施設全体や周辺の安全を確認の上、受

入施設を開設する。

3 帰宅困難者に対する情報提供

帰宅困難者への情報提供については、企業・事業所、交通機関、町が協力し、概ね以下の通り実施する。

主体	対策
企業・事業所	災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を町や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に対して情報提供を行う。
交通機関	鉄道・バス利用者に対し、駅から受入施設等までの情報を提供するほか、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。
町	防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、ホームページの活用、報道機関や通信事業者等との連携協力により、帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。 また、道路啓開等により、自動車等で帰宅を希望する者には、帰宅支援ステーション（G S、コンビニなど）の位置を表示した地図を提供するように努める。

第19節 ボランティアの受入体制

避難所・ボランティア班

町は、町受援計画（第4章ボランティアの受け入れに関する計画）に基づき、みえ災害ボランティア支援センターを中心としたボランティア支援活動を展開する。災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受け入れ体制を確立する。

被災者の多様なニーズに対応するため、**様々な専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等**が連携して支援活動を行う。

第1 現地災害ボランティアセンターの設置

第2 ボランティアの受け入れ

第3 災害支援団体との連携

第1 現地災害ボランティアセンターの設置

町は、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協働し、町の被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

なお、活動拠点等は下記のとおりとする。

【災害ボランティアセンター】

施設名称	所在地	備考
玉城町保健福祉会館	勝田4876-1	指定避難所

【サテライト】

施設名称	所在地	備考
お城広場	田丸114-1	屋外

【現地協働プラットホーム】

施設名称	所在地	備考
田丸小学校	佐田1247	指定避難所
有田小学校	長更376	指定避難所
外城田小学校	蚊野2018	指定避難所
下外城田小学校	小社曾根776	指定避難所

1 災害ボランティアへの支援

町は、被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

2 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

町は、専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

第2 ボランティアの受入

- (1) 町は、社会福祉協議会と連携して受付窓口を定める。
- (2) 町及び社会福祉協議会は、各ボランティア団体等のなかから長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。

第3 災害支援団体との連携

町は、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

第20節 防疫・保健衛生活動

生活再建班、避難所・ボランティア班

感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。

食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。

災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第1 実施責任者

第2 避難所の衛生保持

第3 臨時予防接種の実施

第4 保健活動

第1 実施責任者

町は、被災地の防疫についての計画の策定及び実施を行う。

第2 避難所の衛生保持

町は、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持及び感染症等の未然防止に努める。

第3 臨時予防接種の実施

町は、県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

第4 保健活動

1 保健活動

町は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。災害時要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、保健師等の関係者と連携した活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

2 栄養・食生活支援

(1) 町は、関係機関と連携を図りながら、指定避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
ア 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

イ 指定避難所での共同調理、炊出し等への指導助言を行う。

ウ 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

(2) 町は、栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

第5 ペット対策

町は、三重県獣医師会伊勢志摩支部の助言・協力を得て、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努め、飼い主とペットが快適に避難所生活できる環境づくりを行う。

第21節 行方不明及び遺体の取り扱い

生活再建班、消防団、伊勢警察署

多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、町は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

- 第1 行方不明者及び遺体の搜索
- 第2 検視場所・遺体安置所の開設
- 第3 遺体の収容、処理
- 第4 遺体の埋火葬

第1 行方不明者及び遺体の搜索

1 実施者及び方法

町は、伊勢市消防本部、伊勢警察署、自衛隊、町消防団等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借り上げて実施する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の届出は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、防災行政無線等をもって連絡する。
- (2) 搜索は、町が消防団及び伊勢警察署と協力し、搜索班を編成し実施する。また、被災の状況により、町民の応援を得て実施する。

3 遺体搜索

- (1) 町は、伊勢警察署等と連携して、行方不明の状態にある者で、すでに死亡していると推定される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索活動は、町が消防団、伊勢警察署に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施する。また、必要により町民の協力を得る。

4 応援の要請

町は、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び持物等
- (3) 応援を求める人数又は舟艇、器具等
- (4) その他必要な事項

5 町民からの照会による安否情報の提供

町は、大規模災害が発生した際、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、かつ、

人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。

回答に際しては、DV被害等おそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにする等の個人情報の管理を徹底する措置を講じる。

第2 検視場所・遺体安置所の開設

町は、伊勢警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。なお、災害時に検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、伊勢警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。

第3 遺体の収容、処理

町は、救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときには、速やかに警察等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容する。また、検視・検案・身元確認を伊勢警察署に依頼し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

1 実施者及び方法

町は、伊勢警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携、協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の措置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町で実施できないときは、他の市町の出動応援を求める等の方法により実施する。

2 遺体保存用資材の確保

町は、検視・検案・身元確認を依頼し、埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

第4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

1 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町が直接火葬もしくは土葬に付す。なお埋火葬の実施が、町でできないときは、他機関の応援及び協力を得て実施する。

2 遺体の搬送

町は、埋火葬場までの搬送車両が不足する場合、車両の確保を県に要請する。

第22節 食料供給活動

物資・産業班

町は、災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行う。

- 第1 実施体制
- 第2 避難所等における必要物資品目・量の把握
- 第3 食料の調達・供給活動
- 第4 炊出しの実施
- 第5 町民による備蓄の推進
- 第6 調達体制の強化

第1 実施体制

町は、災害時における主食等の供与及び炊出しを実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第2 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は、避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

第3 食料の調達・供給活動

1 避難者に対する食料供給

町は、在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

時期	食料
避難者発生～12時間以内	町民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
避難者発生 12時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
避難者発生 24時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配達食
避難者発生 72時間後～	町民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

2 食料調達要請

町は、必要な食料の調達が困難な場合は、三重県市町災害時応援協定に基づき、県及び県内市町への応援要請を行う。また、町は、県を通じて東海農政局に対して米穀及び乾パン等の供給を要請する。

3 応急給食の実施

町は、町受援計画（第3章支援物資に関する受入れ計画）に基づき、設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、アレルギー対策やハラール食品などの食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

4 災害時要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

5 業者単位での備蓄

町は、インスタント食品等の食料の確保について、協定に基づき業者に備蓄を依頼する。

第4 炊出しの実施

1 実施者及び協力団体

炊出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、ボランティアのほか、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

2 材料の確保

材料は、関連する業者等から調達する。

3 予定場所

炊出し予定場所は、町内の給食施設若しくは実際に使用している指定避難所とする。ただし、避難者以外に炊出しを必要とする場合は、適宜有効な場所を確保し行う。

4 輸送

炊出しは、必要により給食施設から指定避難所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

5 燃料

炊出し用燃料については、町内業者の協力を得て確保する。

6 実施に伴う記録

町は、炊出しの状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておく。

第5 町民による備蓄の推進

町は、町民に対し、少なくとも3日分、できれば7日分は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での水、食料の備蓄を図るよう広報を行う。

第6 調達体制の強化

町は、災害時に食料の調達を速やかに行うため、次の事項を実施する。

- (1) 小売業者のリスト作成と毎年の更新作業
- (2) 食料品関係の組合、業者等との災害時の供給協定の締結の検討

第23節 生活必需品等供給活動

物資・産業班

町は、生活必需品が確保できない避難者に対し、町が備蓄している生活必需品を供給するとともに、そのために必要となる生活必需品の緊急調達を行う。

生活必需品の供給又は緊急調達が困難な場合は、生活必需品の提供又は調達の代行を県に要請する。

孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。

第1 実施体制

第2 避難所等における必要物資品目・量の把握

第3 生活必需品等の調達・供給活動

第4 物資等の供給

第5 協定に基づく物資等の供給

第6 備蓄の実施

第7 救援物資の集積場所

第1 実施体制

町は、衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として町長が実施する。

第2 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は、避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握するよう努める。

第3 生活必需品等の調達・供給活動

1 避難者に対する生活必需品等の供給

町は、指定避難所及び避難所外避難所の避難者等に対し、以下の生活必需品等の供給計画を参考に、備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

時期	生活必需品
避難者発生～ 24時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
避難者発生 24時間後～	日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPGガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）等

2 県に対する生活必需品等調達要請

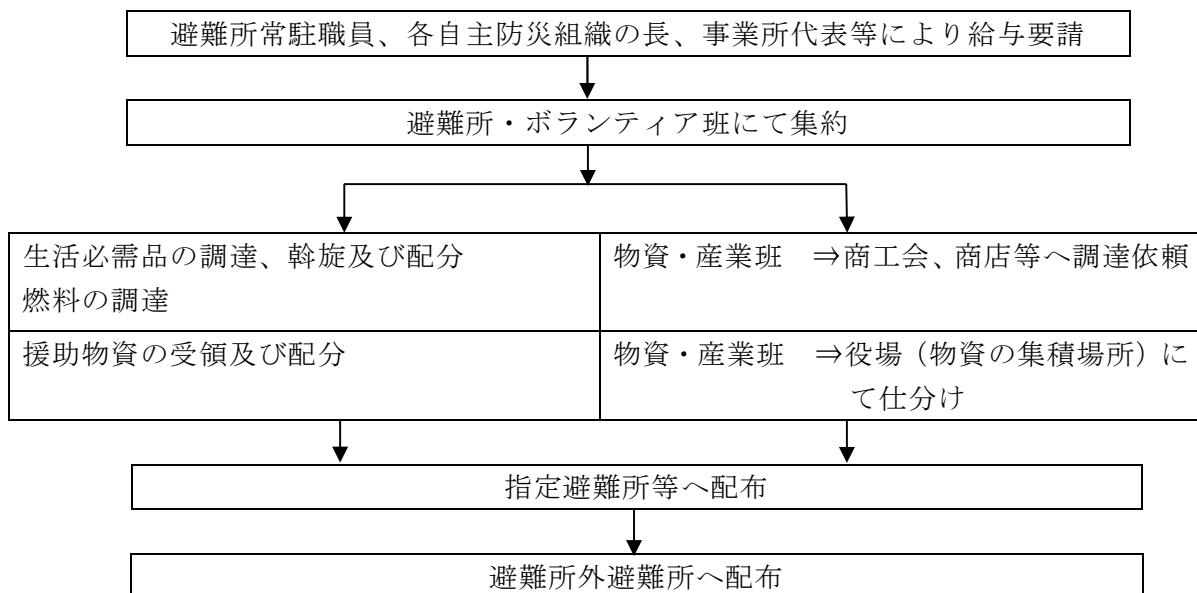
町は、必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

3 生活必需品等の配分

町は、物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

4 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行う。町は、自主防災組織、ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



5 災害時要配慮者に対する配慮

町は、災害時要配慮者に対し、必要な生活必需品の確保に努める。

第4 物資等の供給

町は、調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を避難者等に供給する。

第5 協定に基づく物資等の供給

町は、被災市町又は県からの物資等の要請があった場合、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

第6 備蓄の実施

町及び自主防災組織等は、備蓄を推進するとともに、町民においても食料、飲料水、生活必需品等を備蓄及び非常持ち出し品の中に備えるよう広報を行っていく。

第7 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、町受援計画（支援物資の受入れに関する計画）に定める下記の場所とする。

【施設内輸送拠点】

施設名称	所在地	備考
玉城町屋内体育館	田丸114-1	非耐震
お城広場	田丸114-1	屋外
玉城町防災倉庫	佐田23-1	

【代替え施設】

施設名称	所在地	備考
玉城町体育センター	下田辺800	指定避難所
玉城町総合グラウンド	下田辺800	屋外

第24節 文教対策

教育班

町は、通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施し、教育機能の早期回復をめざす。

災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。

文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第1 応急教育の実施判断

第2 教職員の確保

第3 被災児童生徒等の保健管理

第4 学校施設等の一時使用措置

第5 学用品の調達及び確保

第6 国・県・町指定の文化財の保護

第1 応急教育の実施判断

町は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (3) 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなど避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合でも情報を伝達できる方法により、実施時期等の周知を図る。
- (4) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

第2 教職員の確保

町は、教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときには、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

第3 被災児童生徒等の保健管理

町立学校の教職員は、分担して児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

第4 学校施設等の一時使用措置

町は、避難所に指定されている学校において、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力する。

また、災害応急対策のため、町立学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

さらに、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、各避難所の「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、避難者等の協力を得る。

第5 学用品の調達及び確保

町は、災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

第6 国・県・町指定の文化財の保護

1 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県に報告する。県は、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

なお、文化財は、資料編のとおりである。

2 応急対応

国・県・町指定等文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は県の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

■ 5 特定災害対策 ■

第25節 危険物等災害応急対策

総務・消防班、消防団

危険物施設、ガス施設、毒物劇物保管施設等の事故等による災害の発生時には、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき、施設所有者等は、直ちに応急措置を講ずる。

第1 危険物製造所等の応急対策

第2 ガス施設等の応急対策

第3 毒物劇物災害応急対策

第1 危険物製造所等の応急対策

1 危険物製造所等、火薬類保管施設が実施する対策

製造所等の所有者、管理者又は占有者は、消防法の定めるところにより、災害の発生等について伊勢市消防本部及び三重県防災対策部消防保安課に通報する。

2 町が実施する対策

町は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める時は、伊勢市消防本部を通じて製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

第2 ガス施設等の災害応急対策

ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、災害が発生した場合、国、県、町及び伊勢警察署に通報する。なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るために、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

1 ガス事業者等が実施する対策

- (1) 発見、通報と町民の安全
- (2) ガス漏れの初期応急措置

ガス管の切損等によってガス漏れの危険がある場合は、ガスを遮断する等、二次災害防止に必要な措置を講じる。

- (3) 作業の識別

事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる免許証の携行、及び服装等を着用する。

2 町が実施する対策

- (1) 災害発生防止の緊急措置

ア 伊勢市消防本部及び伊勢警察署への出動要請(基本法第58条)

イ 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（基本法第63条）

ウ 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置、基本法第64条）

（2）災害応急対策

ア 発見、通報と町民の安全

町は、災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、関係職員を現地に派遣して、県と連携を図りながら、速やかに危険区域の町民に事態を周知し、町民の安全を確保する。

イ 火気規制、立入規制

町は、ガス事業者と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域（基本法第63条）を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、町民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

町は、危険のおそれのある場合に、区域内の町民に避難すべき理由を周知させ、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

3 ガス施設等の防災関係機関が実施する対策

（1）液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

（2）県が実施する高圧ガス施設等に係る緊急措置に対する支援

第3 毒物劇物災害応急対策

町は、伊勢警察署、伊勢市消防本部と連携し、毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の応急対策を実施する。

1 毒物劇物の所有者等が実施する対策

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊勢保健所、伊勢警察署又は伊勢市消防本部に届出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

2 町が実施する対策

（1）町は、伊勢保健所と密接な連絡をとり、町民に対する広報汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する。

（2）施設の責任者及び町、伊勢警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとる。

ア 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定

イ 交通の遮断、避難、広報の実施

ウ 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

■6 復旧に向けた対策■

第26節 廃棄物対策活動

生活再建班

町は、大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

- 第1 障害物の除去
- 第2 し尿処理
- 第3 生活ごみ等処理
- 第4 災害がれき処理

第1 障害物の除去

1 実施者

- (1) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。
- (2) 町は、管理する緊急輸送道路等が障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- (1) 町民の生命及び財産等の保護を必要とする場合
- (2) 河川氾濫の防止その他水防活動の実施のため必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため必要とする場合
- (4) その他公共的立場から必要とする場合

3 実施方法

障害物の除去は、建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、町民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第2 し尿処理

1 処理体制

町は、避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）また、人員、器材が不足する場合には、県及び近隣市町に支援を要請する。

2 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

指定避難所においては、災害用マンホールトイレ、仮設トイレ等の設置を推進し、可燃ごみとしての排泄物を極力少なくするとともに、宮川流域下水道が復旧するまでの間、旧浄化センター施設を活用した緊急のし尿処理を行う。

3 トイレの備蓄

町は、避難所や地域の事情等を考慮しつつ、災害用トイレの備蓄、流通在庫備蓄等を組み合わせて、簡易トイレの必要数を確保するとともに、仮設トイレの確保と災害用マンホールトイレの設置等を進める。

第3 生活ごみ等処理

1 処理体制

町は、被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、町民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。人員、処理機材等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

2 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

第4 災害がれき処理

1 処理体制

町は、災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

2 処理の方法

町は、町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に

処理を行う。

第27節 応急住宅対策

生活再建班、応急復旧班

町は、県と連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。既設の町営住宅等で入居可能な住宅には、災害時要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供するとともに、住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを行い、自宅避難を促進する。

- 第1 住宅関連情報の収集**
- 第2 被災建築物応急危険度判定等の実施**
- 第3 応急仮設住宅等の確保**

第1 住宅関連情報の収集

1 住宅相談窓口等の設置

町は、適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

2 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

町は、住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県に報告する。

第2 被災建築物応急危険度判定等の実施

1 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、県に応援要請して町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、町民の安全の確保のため、建築物の被害状況を現地調査して余震などによる二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣町民等にも情報提供を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地応急危険度判定の実施を決定したときは、県に応援要請して町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被災状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣町民等にも情報提供を行う。

第3 応急仮設住宅等の確保

1 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保と斡旋

町は、町営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、斡旋する。

これら住宅への入居は、災害時要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

その場合、町は、県建設業協同組合等の業界団体、建設事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

3 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町長が行う。

その場合、町は、プレハブ建築協会、県建設業協同組合、建設事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、応急仮設住宅団地内に集会所を設置するなどコミュニティづくりに努め、入居にあたっては、災害時要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、従前の集落やコミュニティを維持・継続できるような入居形態とするよう努める。

さらにペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペットの管理場所を三重県獣医師会伊勢志摩支部の助言・協力を得て設置するよう努める。

第28節 農業災害対策

物資・産業班

町は、被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

- 第1 農業用施設応急対策
- 第2 農作物被害軽減対策
- 第3 畜産被害軽減対策
- 第4 畜産応急対策

第1 農業用施設応急対策

町は、かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近町民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第2 農作物被害軽減対策

1 被害状況の把握

町は、速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

2 被害拡大防止のための技術指導

町は、伊勢農業協同組合等と連携して、被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

3 災害等緊急時の種子の確保

町は、関係機関と連携し、必要種子量の確保に努めるとともに、必要に応じ、県を通じて東海農政局へ災害対策用種子の斡旋を依頼する。

第3 畜産被害軽減対策

1 家畜伝染病防疫対策

南勢家畜保健衛生所は、被災地における家畜伝染病予防業務を実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

2 一般疾病対策

家畜の所有者及び施設管理者は、治療を要する一般疾病的発生に際して、必要な治療を行い、家畜の消耗防止に努める。

3 畜舎の消毒対策

県は、伝染病発生対策のため畜舎の消毒を実施する。

4 消毒薬等の確保

町は、災害に対処するために必要な消毒薬品、一般疾病の動物用医薬品等について、関係機関と連携をとり、確保に努める。

第4 畜産応急対策

1 家畜対策の推進

畜産業は、ひとたび災害が発生すると、生産活動に大きな影響が生じる。

このため、家畜の所有者及び施設管理者は、家畜逸走防止のためのフェンスの強化、飼料・飲料水の確保、防疫対策等に努める。

2 逸走家畜対策

町は、災害応急対策への影響を軽減するため、町民に対して逸走家畜の存在を広報する。

なお、逸走家畜は、原則として所有者及び施設管理者の責任において保護し、畜産施設へ移送する。

3 応急避難対策

畜舎の倒壊や停電、屋外の地盤被害等により家畜を所有できない場合には、家畜の避難が必要である。

所有者及び施設管理者は、町に被害状況を報告するとともに、家畜の避難先（町内外の他の畜産施設等）の確保と移送を行うものとする。

町は、家畜の避難先の確保と移送に協力する。

第29節 災害義援金・義援物資の受入れ

総務・消防班

県は、被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

- 第1 実施機関の設置
- 第2 災害義援金等の募集・受入
- 第3 災害義援金の保管
- 第4 災害義援金の配分

第1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

(関係機関)

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

第2 災害義援金等の募集・受入

県内で大災害が発生した場合、県は、災害義援金を広く全国に 対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

町は、災害義援品について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

第3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、県において一括してとりまとめて保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

第4 災害義援金の配分

県は、配分の単位を市町として、被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

第30節 災害救助法の適用

統括班、総務・消防班

暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害によって、多大の人的、物的被害が発生した場合、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、県が必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行う。

第1 災害救助法の適用手続き

第2 救助の実施

第3 適用基準

第4 経費の支弁及び国庫負担

第1 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、町がこれを補助する。

町は、災害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、災害救助法の適用を要請する。

また、町は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

第2 救助の実施

町は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

第3 適用基準

災害救助法の適用は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、具体的な適用基準は、概ね次のとおりとする。

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 災害救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準

- (1) 町域内において、50世帯住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において25

世帯以上の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第2号）

- (3) 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（施行令第1条第1項第3号）
- (4) 数多の者が生命及び身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（施行令第1条第1項第4号）

※ 住宅滅失世帯数は以下の通り換算する。

- 1世帯一損壊・焼失・流失した部分の床面積が述べ床面積の70%以上程度のもの、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害が合計の50%以上のもの。
- 1／2世帯に換算一損壊・焼失・流失した部分の床面積が述べ床面積の20%以上70%未満のもの、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害が合計の20%以上50%未満のもの。
- 1／3世帯に換算一床上浸水や土石竹木（土砂）の堆積流入で一時的に居住できなくなったもの。

第4 経費の支弁及び国庫負担

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 輸送費及び賃金職員等雇上費

2 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1) 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- (2) 国庫負担：(1) の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- (3) 町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込額の2/100を超える、4/100以下の部分	80/100
標準税収入見込額の4/100を超える部分	90/100

当町の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項による）

人口※1	世帯数※1	第1号 住家が滅失した世帯の数 ※2	第2号 住家が滅失した世帯の数 ※2
15,044	5,387	50世帯（別表第一）	25世帯（別表第三）

※1：人口、世帯数は、令和2年国勢調査の数値。

※2：災害救助法の適用基準においては、その時点での最新の数値を用いる。

別表第一

市町村内人口	住宅滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上15,000人未満	40世帯
15,000人以上30,000人未満	50世帯
30,000人以上50,000人未満	60世帯
50,000人以上100,000人未満	80世帯
100,000人以上300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯
上記を満たした市町村が適用自治体となる。	

別表第二

都道府県の区域内の人口	住宅滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上	2,500世帯

別表第三

市町村内人口	住宅滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上15,000人未満	20世帯
15,000人以上30,000人未満	25世帯
30,000人以上50,000人未満	30世帯
50,000人以上100,000人未満	40世帯
100,000人以上300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯
別表第二を満たした都道府県内で上記を満たした市町村が適用自治体となる。	

第2部 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木施設災害復旧計画

応急復旧班

町民の生命・身体の保護を図るため、町は、公共施設等の緊急点検・巡回を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。

災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。

河川の被災箇所の速やかな応急復旧を図る。

農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第1 町道、橋梁に係る機能回復・復旧活動

第2 河川施設に係る機能回復・復旧活動

第3 農業用施設及びため池施設に係る機能回復、復旧活動

第1 町道、橋梁に係る機能回復・復旧活動

1 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

町は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業協同組合等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

2 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

町は、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や町民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

3 施設における危険箇所の周知

町は、被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

4 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、町は、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年3月31日法律第97号）に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第2 河川施設に係る機能回復・復旧活動

1 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

河川管理者は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、水防計画や建設業協同組合等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

2 施設の復旧活動

河川管理者は、河川施設の復旧にあたって、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

3 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、河川管理者は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

4 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第3 農業用施設及びため池施設に係る機能回復・復旧活動

町は、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県から助言を得るとともに、応急復旧工事を実施する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行う。

第2節 農業経営安定計画

物資・産業班

町は、被災農林業者等の自立を支援する。

第1 日本政策金融公庫等融資制度

第2 天災融資法による融資制度

第1 日本政策金融公庫等融資制度

町は、被災により経営に支障を生じている農林業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

第2 天災融資法による融資制度

町は、暴風雨及び豪雨等により農林業者等が被害を受けた場合、農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資することができる。

第3節 被災者の生活確保

生活再建班

町は、被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。

町は県と連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

- 第1 被災者情報の収集と対応**
- 第2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策**
- 第3 租税の徴収猶予及び減免等**
- 第4 臨時託児所の開設**
- 第5 臨時町民相談窓口の開設**

第1 被災者情報の収集と対応

1 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は町の整備促進に協力する。

2 罷災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罷災証明書の交付体制を確立し、速やかに被災者に罷災証明書を交付する。県は、町の被害認定や罷災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

第2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

1 生活資金等の貸付

(1) 災害援護資金

- ア 実施主体：町
- イ 対象災害：県内で災害救助法が適用された町が1以上ある災害
- ウ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- エ 貸付限度額：350万円

(2) 母子父子寡婦福祉資金

- ア 実施主体：町
- イ 受給者：配偶者のない女子あるいは男子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者（母子及び父子家庭）及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ウ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- エ 貸付資金の種類：事業開始資金、住宅資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、修業資金、医療介護資金、結婚資金がある。

(3) 生活福祉資金

- ア 実施主体：県社会福祉協議会
- イ 貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
- ウ 貸付資金の種類
 - (ア) 緊急小口資金（災害時特例）
 - (イ) 生活福祉資金（本則貸付）

2 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

(1) 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害
- ウ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ 県内にア又はイの町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- カ 県内にア、もしくはイの町を含む場合、又はウに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の町にあっては、2以上の世帯）の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
a 全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
d 大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
a 全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
d 大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

3 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携**(1) 住宅自力再建支援**

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていく。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び町民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

(2) 災害公営住宅の建設

県及び町は、災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設

計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構との連携

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

第3 租税の徴収猶予及び減免等

1 県税の減免及び期限延長

(1) 県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

(2) 各種期限の延長

県は、広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

2 町税の減免等の措置

町は、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところにより必要な措置を行う。

第4 臨時託児所の開設

町は、被害が甚大で災害復旧に多数の労力を必要とするような場合において必要があると認めるときは、被災者の復旧業務の一助として被災地域の幼児を保育するため適当な最寄りの公共施設を借上げて臨時託児所を開設する。

第5 臨時町民相談窓口の開設

町は、災害が終息したときは被害の状況を分析し、必要と認めたときは、被災地域の地区公民館若しくは役場等に臨時相談所を開設して各種相談業務に応じる。

III. 地震対策計画編

第1部 災害応急対策計画

【第1章 自助・共助】

第1節 地震による被災を防ぐ

災害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握し、また、自宅の防災対策、地域における避難計画づくりや避難訓練の実施など、町民や地域における防災の日常化の定着に向けた取組を進める。

第1 気象情報の収集

第2 災害時要配慮者への支援

第3 避難情報（避難指示）発令時の対応

第1 気象情報の収集

町民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により気象情報や町の発令する避難判断情報の収集に注意を払う。

避難指示が発令された場合には、周辺の町民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

第2 災害時要配慮者への支援

町民は、災害時要配慮者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

第3 避難情報（避難指示）発令時の対応

町民は、自らが居住等する地域に町から避難情報（避難指示）が発表された場合は、身の安全を図るため、避難を行う。

なお、町民が避難を行う場合は、まず自主避難所に避難し、その後、町が指定している指定緊急避難場所、指定避難所に避難することとし、あらかじめ目的地となる避難所や避難経路を確認しておく。

第2節 適切な避難の実施

<風水害に準ずる>
第1部 第1章 第2節 適切な避難の実施

第3節 災害時要配慮者の支援

<風水害に準ずる>
第1部 第1章 第3節 災害時要配慮者の支援

第4節 物資の輸送と円滑な供給に協力

物資の輸送と円滑な供給のために、町民が実施する自助・共助の対策を進める。

- 第1 緊急の交通・輸送機能の確保
- 第2 救援物資等の供給
- 第3 水、食料の確保

第1 緊急の交通・輸送機能の確保

1 大地震発生時に自動車運転者がとるべき行動

一般車両の運転者は、車両を運転中に大地震が発生したときには、次の行動を講じるとともに、原則として徒步で避難する。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

第2 救援物資等の供給

<風水害に準ずる>

第1部 第1章 第4節 物資の輸送と円滑な供給に協力

第3 水、食料の確保

<風水害に準ずる>

第1部 第1章 第4節 物資の輸送と円滑な供給に協力

第5節 災害支援のための行動

<風水害に準ずる>

第1部 第1章 第5節 災害支援のための行動

【第2章 公助】

■ 1 災害対策本部機能の確保 ■

第1節 活動体制の整備

各班共通

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、又は応急的措置等被害を最小限度に留めるための組織を確立する。

なお、この活動に定めのない事項については、風水害対策編 第1部 第2章 第1節「活動体制の整備」に定めるとおりとする。

- 第1 整備の方針
- 第2 配備基準
- 第3 町災対本部設置基準
- 第4 初動体制
- 第5 防災関係民間団体の協力
- 第6 国又は県による代行

第1 整備の方針

町の地域に震災が発生した場合は、町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに町民の協力を得て活動する。

なお、この整備に定めのない事項については、風水害対策編第1部第2章第1節「活動体制の整備」に定めるとおりとする。

第2 配備基準

1 準備体制

災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに町災対本部を設置するための前段階として、準備体制をとる。

2 警戒体制、非常体制

町災対本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、警戒体制又は非常体制をとる。

■ 配備体制

種別	配備内容	配備人員	配備時期
第1配備 準備体制	配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に入れる体制	勤務時間内 総務政策課 (防災対策室) 各部長・班長 勤務時間外 総務政策課 (防災対策室)	1 町内で震度4以下の地震を観測した場合で町長が必要と認めたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他地震に関する災害が発生したとき。
第2配備 警戒体制	相当の被害が近く発生することが予測され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行うことが出来る体制	勤務時間外・内 総務政策課 (防災対策室) 各部長・班長	1 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 県内で震度5強以上の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定をおこなったとき、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
第3配備 非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町の総力を挙げて応急対策活動にあたることができるもの体制	全職員(会計年度任用職員を除く。) ・動員命令を待たず自主参集する。 ・参集できない者は、最寄りの町機関へ参集する。 ・参集途上、情報収集を行う。	1 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 3 地震に関する甚大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき。

※ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)：南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.8程度の以上の地震が発生した場合、又は通常と異なるゆっくりすべりが発生した場合。

※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)：南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合。(一部割れ)

※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)：南海トラフの想定震源域でM8.0以上の地震が発生した場合。(半割れ)

第3 町災対本部設置基準

次の基準により、町災対本部を設置する。

- (1) 町内で震度5弱以上（第2、第3配備のとき）
- (2) 当町以外の県下で震度5強以上
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時。
- (4) その他地震に関する災害で町長が必要と認めた時

第4 初動体制

1 初動体制の動員等

勤務時間外に震度5弱及び4以下の地震が発生した場合の初動体制及び動員は、原則として第2の配備基準に基づいて行う。

2 自主的な参集

勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合の初動体制は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。

■ 参集手順

(1) 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
(2) 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後町災対本部に参集する。
(3) 参集	全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町災対本部に参集する。 災害その他により、町災対本部に参集出来ない職員は、最寄りの当町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
(4) 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
(5) 被害状況の報告	職員は収集した情報を部長あるいは班長に報告する。 各部長（又は次席者）は、被害状況を町災対本部長に集約する。
(6) 緊急対策班の編成	先着した職員により、順次初動に必要な業務に当たる。

3 初動に必要な業務

初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

(1) 被害状況調査

各課職員は、県、消防、警察等防災関係機関と連携して被害情報を収集する。役場に

参考する場合には、その途上で被害状況を確認する。

- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 町災対本部の設置
- (5) 防災用資機材の調達・手配
重機、救出用資機材、本部員の使用機器等災害応急対策に必要な資機材
- (6) 広報車、防災行政無線等による町民への情報伝達
- (7) 支援物資調達準備計画の策定
- (8) 安全な指定避難所への誘導
- (9) 指定避難所の開設
- (10) 広域応援要請の検討

第5 防災関係民間団体の協力

町は、その所掌事務に關係する民間機関等に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

第6 国又は県による代行

被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、国又は県は、応急措置を実施するため町に与えられた権限の一部をもって、実施すべき応急措置の全部または一部を代行する。

第2節 災害通信計画

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第4節 災害通信計画

第3節 地震情報等の伝達計画

各課共通

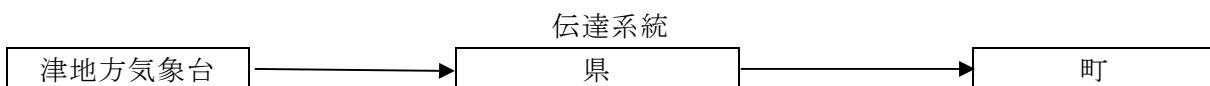
町は、地震発生時には、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報等の地震に関する情報を関係機関に迅速かつ的確に連絡し、震災対策の適切な実施を図り、被害を最小限にとどめる。

なお、この活動に定めのない事項については、風水害対策編 第1部 第2章 第5節「気象予警報等の伝達活動」に定めるとおりとする。

第1 地震情報

第1 地震情報

津地方気象台は、担当する予報区の区域に対し、地震現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況に関する情報を次の手順で発表する。



第4節 被害情報収集・伝達計画

各課共通

地震発生時の災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

町は、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

なお、この計画に定めのない事項については、風水害対策編 第1部 第2章 第6節「被害情報収集・伝達計画」に定めるとおりとする。

第1 関係機関からの情報収集

第2 被害情報の収集

第3 収集すべき被害情報

第4 通信ボランティアの活用

第1 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

特に災害時要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、町民の避難状況の収集に努める。

■ 関係機関との連絡手段

町↔伊勢市消防本部	電話、県防災行政無線
町↔伊勢警察署	電話
町↔町消防団	防災行政無線（同報系・移動系（消防車））、電話
町↔各自主防災組織	防災行政無線（同報系）、電話

第2 被害情報の収集

1 災害発生直後の措置

町は、災害応急対策を決定するため、被害状況を調査する。ただし、震度5強以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う。その内容は、「活動体制の整備」に定めるとおりである。

2 被害情報等の報告

町は、地域内に災害が発生した場合、防災情報システム等を通じて県にその状況等を報告するが、県と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

また、震度6弱以上の揺れを観測した際には、発災12時間以内に市町村行政機能チェックリストを用いて、（様式は資料編）

(1) トップマネジメントが機能しているか

ア 市町村長の安否は確認できたか

イ 災害対策本部会議を定期的に開催しているか

- ウ 災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか
エ 広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）
(2) 業務実施体制（人的体制）は整っているか
ア 職員は業務等を担うために適切に参集しているか
イ 職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか
(3) 業務実施環境（物的環境）は整っているか
ア 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか
イ 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか
ウ 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
について取りまとめ、県へ報告する。

3 被害調査の追加措置

町は、詳細な被害調査が必要な場合、各部（班）により調査班を編成し、被害調査を行う。

4 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

5 緊急派遣チーム等との連携

県及び南勢志摩地域活性化局から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

第3 収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握する。

■ 災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要な有無及び避難の状況
5	町民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

■ その後の段階

1	被害状況
2	避難指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

第4 通信ボランティアの活用

町は、大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、町内のアマチュア無線、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第5節 災害広報活動

統括班、情報・伝達班、調整班

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時において町民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者等への広報活動を行う。

なお、この活動に定めのない事項については、風水害対策編 第1部 第2章 第7節「災害広報活動」に定めるとおりとする。

第1 実施責任者

第2 広報の手段

第3 通信途絶時の対応

第1 実施責任者

災害時の広報活動は、統括班、情報・伝達班、調整班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、事後統括班、情報・伝達班、調整班に報告する。

第2 広報の手段

町は、防災行政無線（同報系）、広報車、電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣
町民、被災者	広報車、防災行政無線、広報紙、パソコン通信、 レアラート
庁内各班	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折り込み）、情報紙

第3 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を町民に伝達するため、町は、防災行政無線（同報系）による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やホームページ等を通じて周知を図る。

第6節　自衛隊災害派遣要請

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第8節　自衛隊災害派遣要請

第7節　労務供給計画

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第9節　労務供給計画

■ 2 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 ■

第8節 消防活動

総務・消防班、消防団

風水害対策編 第1部 第2章 第11節「消防活動」に定めるとおりとするが、地震火災の特徴と初期消火等への対応は、次のとおりである。

- 第1 地震火災への対処
- 第2 初期消火体制の確立
- 第3 消防活動

第1 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火が後手になり、大規模火災に進展すること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- (4) 倒壊した建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期消火体制の確立

- (1) 町は、地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分發揮するため、防火用水、バケツ、街頭消火器等を整備し、町消防団を中心とした初期消火体制の確立を図る。
- (2) 町は、交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

第3 消防活動

- (1) 町は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、町民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、町民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- (2) 町は、災害の規模が大きく近隣市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

- ア あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
 - イ 町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防機関等の応援出動を要請する。
 - 更には、三重県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (3) 町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

第9節 緊急輸送活動

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第12節 緊急輸送活動

第10節 県防災ヘリコプター応援要請計画

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第13節 県防災ヘリコプター応援要請計画

第11節 公共施設・ライフライン等の応急復旧計画

応急復旧班、上下水道班、消防団

交通施設・道路・河川等の公共土木施設、電気・電話・上水道等のライフライン施設等は、地震により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備する。

第1 公共土木施設

第2 ライフライン施設

第1 公共土木施設

1 道路、橋梁

緊急輸送道路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、道路交通の確保に万全を期す。

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第14節 道路交通応急対策計画

2 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに浸水を防除するよう応急措置を実施する。

第2 ライフライン施設

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第15節 ライフライン等応急復旧計画

■ 3 救助・救急及び医療・救護活動 ■

第12節 救助・救急活動

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第16節 救助・救急活動

第13節 医療・救護活動

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第17節 医療・救護活動

■ 4 避難及び被災者支援等の活動 ■

第14節 避難対策活動

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第18節 避難対策活動

第15節 ボランティアの受入体制

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第19節 ボランティアの受入体制

第16節 防疫・保健衛生活動

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第20節 防疫・保健衛生活動

第17節 行方不明及び遺体の取り扱い

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第21節 行方不明及び遺体の取り扱い

第18節 食料供給活動

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第22節 食料供給活動

第19節 生活必需品等供給活動

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第23節 生活必需品等供給活動

第20節 文教対策

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第24節 文教対策

■5 特定災害対策■

第21節 危険物等災害応急対策

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第25節 危険物等災害応急対策

■6 復旧に向けた対策■

第22節 廃棄物対策活動

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第26節 廃棄物対策活動

第23節 応急住宅対策

<風水害に準ずる>
第1部 第2章 第27節 応急住宅対策

第24節 農業災害対策

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第28節 農業災害対策

第25節 災害義援金・義援物資の受入れ

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第29節 災害義援金・義援物資の受入れ

第26節 災害救助法の適用

<風水害に準ずる>

第1部 第2章 第30節 災害救助法の適用

第2部 災害復旧・復興計画

第1節 公共土木災害復旧事業計画

<風水害に準ずる>
第2部 第1節 公共土木施設災害復旧計画

第2節 農業経営安定計画

<風水害に準ずる>
第2部 第2節 農業経営安定計画

第3節 被災者の生活確保

<風水害に準ずる>
第2部 第3節 被災者の生活確保

第4節 激甚災害の指定

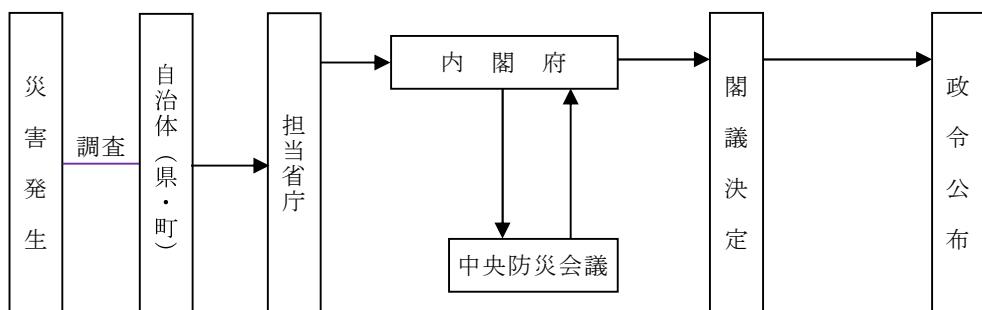
統括班

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当するとと思われる場合には、町は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかに調査することにより実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

- 第1 激甚災害の指定手続き
- 第2 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業
- 第3 激甚災害に関する調査
- 第4 激甚災害指定の申請
- 第5 災害復旧事業の実施
- 第6 特別財政援助の交付（申請）手続き

第1 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



第2 激甚災害に係る財政援助措置の主な対象事業

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公立学校施設災害復旧事業
- (3) 公営住宅災害復旧事業
- (4) 児童福祉施設災害復旧事業
- (5) 老人福祉施設災害復旧事業
- (6) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (7) 堆積土砂排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
(2) 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前的小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(3) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
(4) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
(2) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 激甚災害指定の申請

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた時は、町の関係部署が県と密接な連携のうえ、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第5 災害復旧事業の実施

町は、激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

第6 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

第5節 復興体制の構築と方針策定

統括班

県では、特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「三重県震災復興本部(仮称)」を設置する、としている。そして、発災後、「三重県震災復興本部(仮称)」は、速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、市町の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針(仮称)の策定を行う、としている。

これを踏まえ、町は復興体制の構築と方針策定を実施する。

第1 復興体制の構築

第2 復興計画の事前検討

第1 復興体制の構築

町は、特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

第2 復興計画の事前検討

1 復興計画の事前検討

町は、特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定できよう、記載項目や内容等に係る事前検討に努める。

2 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための次の計画を策定するよう努める。

- (1) 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- (2) 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）
- (3) その他被災者再建に関する計画
- (4) 産業と経済の再建に関する計画

第3部 特別対策 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正されたことをうけて、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に関する事項を定める。

第1 目的

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する災害からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、I. 総則・災害予防対策編 第1部 第6節「町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項について定める。

第1 施設等の整備

第1 施設等の整備

町は、地震防災上緊急に整備すべき以下の施設等を早急に整備する。

- (1) 建築物、構造物の耐震化・不燃化
- (2) 指定緊急避難場所の整備
- (3) 指定緊急避難場所までの避難経路の整備
- (4) 防災行政無線(デジタル同報系)の整備
- (5) 消防用施設等の整備
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備
- (7) 土砂災害防止施設の整備
- (8) 指定避難所の整備

第3節 関係者との連絡協力の確保に関する事項

資機材、人員等の配備手配、他機関に対する応援要請、帰宅困難者への対応など、関係者との連携協力の確保に関する事項を定める。

第1 資機材、人員等の配備手配

第2 他機関に対する応援要請

第3 帰宅困難者への対応

第1 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- (2) 町は県に対して町民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を、町受援計画(第3章 支援物資受け入れに関する計画)に基づき要請をする。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、町受援計画(第1章 自治体応援職員の受け入れに関する計画)に基づき、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、玉城町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は資料編のとおり。
- (2) 町は、必要があるときは、応援協定に基づき要請する。

第3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は、身の安全が確保されている者については「不要・不急に移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、事業者と協力して一斉徒步帰宅の抑制対策を進める。
- (2) 町は、鉄道・バス事業者その他の民間事業者と連携して、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策を進める。

第4節 防災訓練に関する事項

防災訓練に関する事項について定める。

第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

第2 実施回数

第3 県の助言と指導

第4 具体的かつ実践的な訓練の実施

第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的とし、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 実施回数

防災訓練は、原則として防災週間に実施するほか、自治区または学校区ごとに避難訓練及び避難所運営訓練を少なくとも年に1回以上実施する。

第3 県の助言と指導

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対して必要に応じて助言と指導を求める。

第4 具体的かつ実践的な訓練の実施

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員収集訓練及び本部運営訓練
- (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 避難所運営訓練
- (4) 地震情報等の収集及び伝達訓練
- (5) 災害の発生状況、避難情報(避難指示等)、各避難場所・避難所等への避難者の人員等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練等
- (6) その他必要な訓練

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 町職員に対する教育

第2 町民等に対する教育

第3 相談窓口の設置

第1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を実施する。

防災教育の内容は次のとおり

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波・臨時情報等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) その他必要な教育

第2 町民等に関する教育

町は、防災訓練などあらゆる機会を通じて、事前防災対策、避難対策など、町民に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、「知つ得、納つ得」お出かけ講座等により、地域の実情に合わせて、より具体的に自助努力を促し、地域防災力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に対する知識
- (2) 地震・津波・臨時情報等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法など
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所・避難所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難所運営に関する知識
- (9) 少なくとも3日分、できれば7日分程度の食料・飲料水の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) その他必要な教育

第3 相談窓口の設置

町は、県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨趣旨を徹底する。

第4部 特別対策 南海トラフ地震に関する緊急応急対策計画（南海トラフ地震臨時情報）

第1節 総則

大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）は大規模地震発生前の事前措置を講じて、地震災害を防止、軽減することを目的に制定された。

しかし、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が「南海トラフ沿いの地震・観測に基づく防災対応のあり方について（報告）」を平成29年9月に取りまとめ、この報告の中で、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」との考えが示されたことで、東海地震の「警戒宣言」は事実上凍結された。

今後は、前震等の異常現象を受け、より範囲の広い南海トラフ全域を対象とした「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになったことに鑑み、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ地震特措法」という。）に基づき、県下全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、発災時に被害の軽減及び社会的混乱の防止を図るために、「南海トラフ地震臨時情報発令時の緊急応急対策計画」を策定する。

第1 計画作成の基本方針

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 計画作成の基本方針

1 基本的な考え方

- (1) この計画は、前項の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応検討ガイドライン（平成31年3月）が定められたことにより、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発せられてから南海トラフのいずれかで地震が発生するまでの間、又は南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発令されるまでの緊急応急対策を中心に作成する。
- (2) この計画は、南海トラフ沿いの巨大地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため、町、町民及びその他防災関係機関等の取るべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 南海トラフ想定震源域又はその周辺でM6.8程度以上の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表される前において、政府が準備行動等行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動をとる。
- (4) 地震及び後発地震等の発生後の災害対策は、「III. 地震対策計画編 第1部 災害応急対策計画」に移行して対処する。
- (5) 町は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報発表

に伴う緊急対策に万全を期す。

2 町が行う業務

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等に関する情報の収集・伝達及び広報
- (2) 避難情報の発令又は警戒区域の設定
- (3) 県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 町民等の事前避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県警戒本部へ報告する。
- (4) 町職員・消防団及び自主防災組織等の配備
- (5) 自主避難所の開設、非常用備蓄品等の再点検
- (6) 町管理施設の点検、事務機、什器等の固定確認
- (7) その他被害軽減を図るための措置に関する事項

第2節 活動体制の整備

統括班

町は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられ大規模地震が発生する恐れがある場合には、民心の安定を図り、緊急応急対策を推進するため、町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

なお、先発地震及び後発地震が発生した場合は、町災対本部に移行する。

第1 県の体制

第2 町の体制

第1 県の体制

県は、防災対応を取るべく南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、以下に掲げる配備体制をとる。

【被害想定】

南海トラフ想定震源域の西側でM 8.0 以上の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。（三重県内では最大震度3で被害が発生していない。津波注意報、その後津波警報が発表）

体 制	準備体制	警戒体制
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表 ・津波注意報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報発表
本部設置		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置
配備要員	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の配備による 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策部全職員
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、連絡体制の確保等 ・情報の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関等との情報共有・連携体制の構築等

第2 町の体制

1 町警戒本部

町は、防災体制を取るべく南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、町警戒本部を設置して地震防災応急対策活動を行う。

警戒態勢については、III. 地震対策計画編 第1部 第2章 第1節「活動体制の整備」に定めるとおりである。

なお、防災体制を取るべく主な業務は、次の通りとする。

(1) 防災体制を取るべく南海トラフ地震臨時情報の町民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

- (2) 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - ア 必要に応じてリエゾンの派遣等の要請
 - イ 必要に応じて交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会へ要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - ウ 町民等の事前避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- (3) 避難情報の発令又は警戒区域の設定
- (4) 町消防団及び自主防災組織等の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- (5) 自主避難所の開設及び避難者等の安全確保
- (6) 先発、後発地震に備えた飲食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- (7) その他地震防災応急対策上の措置

2 消防（水防）機関

消防の所掌事務の主な業務は、次の通りとする。

- (1) 伊勢市消防本部は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。
 - ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火、救急、救助資機材の増備と出動態勢の確立
 - ウ 警戒区域内の町民への避難情報の伝達
 - エ 出火防止のための広報
- (2) 町消防団は、伊勢市消防本部、防災関係機関等と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。
 - ア 情報の伝達と収集
 - イ 消火、救急、救助及び水防活動の出動態勢の確立
 - ウ 火気使用の自粛の広報及びパトロールの実施
 - エ 消防水利等の点検及び確保
 - オ 事前避難町民等の誘導
 - カ 消防防災活動資機材の点検、増備及び確保
 - キ 警戒区域からの避難誘導及びパトロール
 - ク その他状況に応じた防災、消防、水防活動

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、I. 総則・災害予防対策編 第1部 第6節「町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第3節 情報伝達計画

情報・伝達班

南海トラフ沿いで、先発地震の発生又は通常とは異なるゆっくりすべり等の異常現象が発生し、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、町は、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとる。

第1 南海トラフ地震に関連する情報

第2 情報伝達

第3 南海トラフ地震に関連する報道機関への情報

第1 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震臨時情報」には、「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）、「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了）の5パターン4種類の情報がある。

1 防災対策をとるべきケース

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域でM 6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくり滑りが発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合。

(2) トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、東西どちらかでM 8.0以上の地震が発生した場合。（半割れケース）

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM 7.0以上の地震が発生した場合。（一部割れケース）

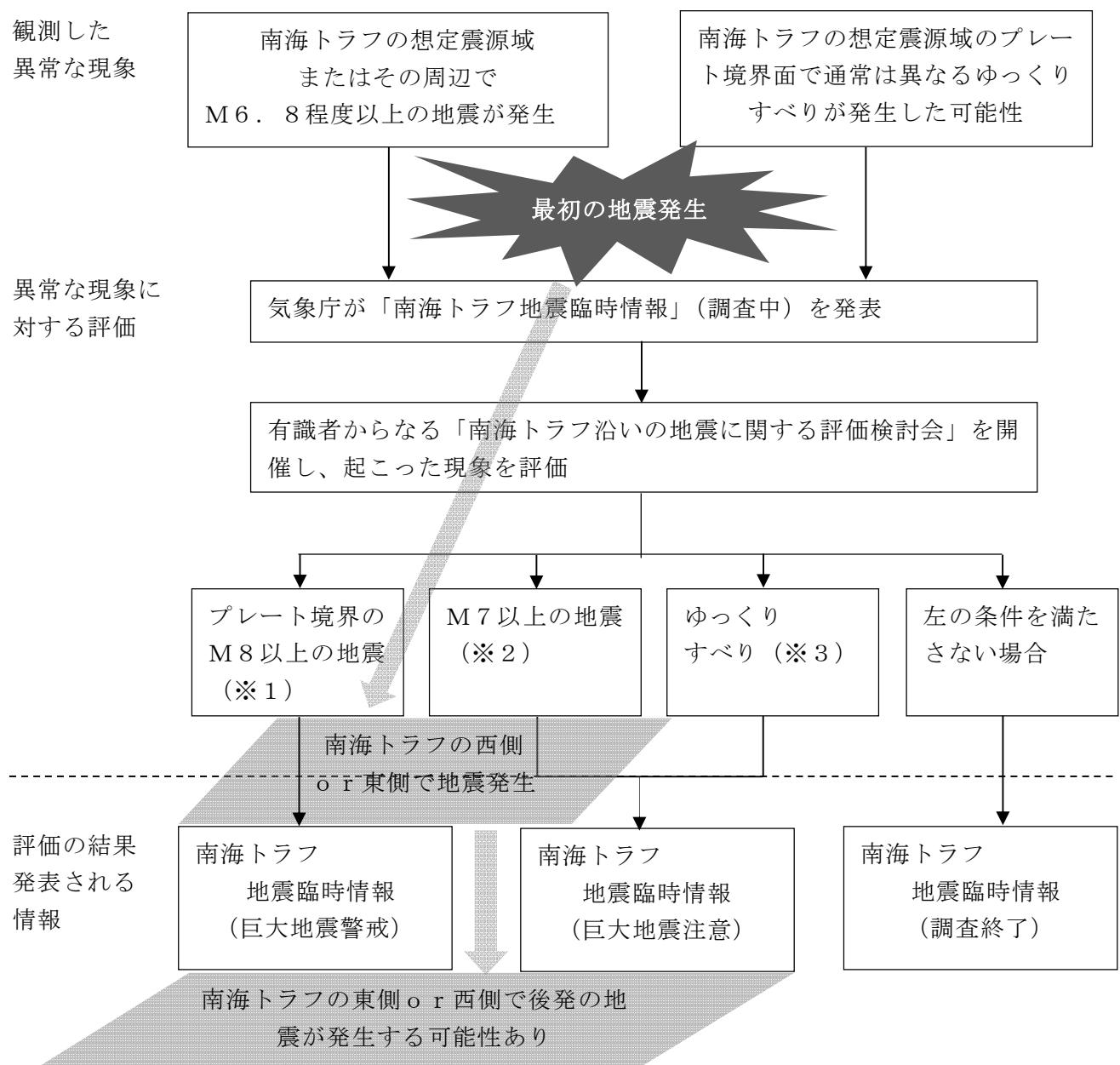
(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ひずみ計等で有意な変化として捉えられている、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。（ゆっくりすべりケース）

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記いずれにも該当しない場合

■情報発表までのフロー



※1 南海トラフ想定震源域内のプレート境界においてM 8. 0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフ想定震源域内のプレート境界においてM 7. 0 以上、M 8. 0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7. 0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉え、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべり)

■住民、企業の防災対応の流れ

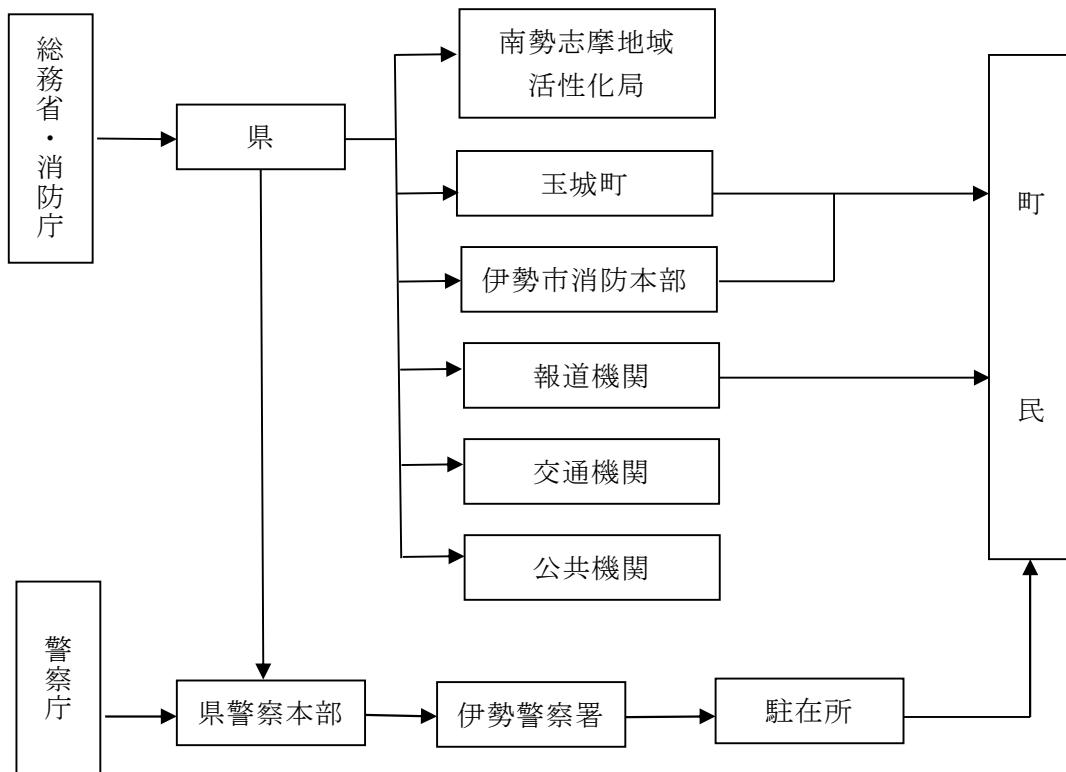
	プレート境界M 8 以上の 地震	M 7 以上地震	ゆっくりすべり
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対応準備・開始	●個々の状況に応じて防災対応を準備・開始	
2時間程度	<u>巨大地震警戒対応</u> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃からの地震への備えを再確認する。 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	<u>巨大地震注意対応</u> ●日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まつたと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら通常の生活を行う。
大規模地震の発生まで			
	南海トラフ地震防災対策推進地域		
	事前避難対象地域		
	高齢者等	住民	
	事前避難対象地域	事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	●社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	●要配慮者のみの避難	●全住民が避難
地震発生後1週間～2週間	●日頃からの地震への備えを再確認等	●日頃からの地震への備えを再確認等	●日頃からの地震の備えを再確認等
地震発生後2週間以降	●通常の生活	●通常の生活	●通常の生活

第2 情報伝達

1 伝達系統

南海トラフ地震臨時情報に関する情報は、次の系統により伝達する。

■情報伝達経路



2 南海トラフ地震臨時情報の受理、伝達、周知

以下により南海トラフ地震臨時情報の受理、伝達、周知を行う。

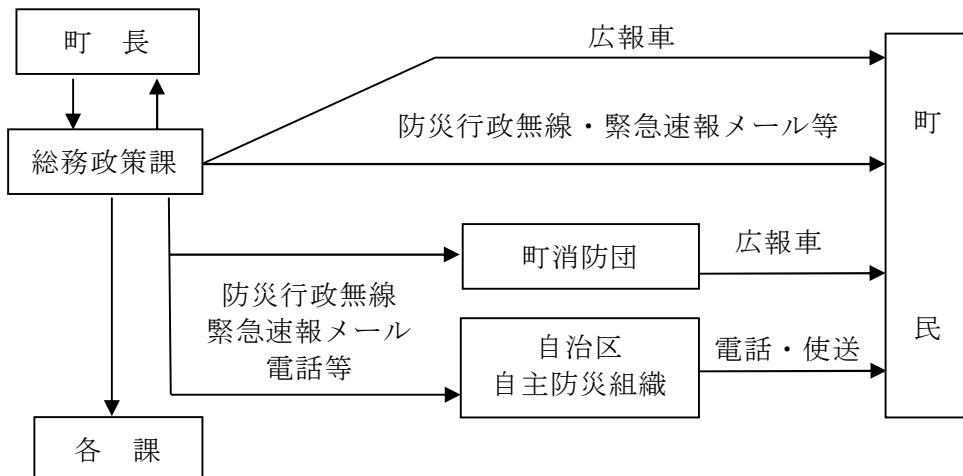
- (1) 県から伝達される南海トラフ地震臨時情報の受理は、勤務時間内外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより確実に行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、直ちに町民及び関係団体に確実に伝達し、周知徹底を図る。

3 情報伝達手段

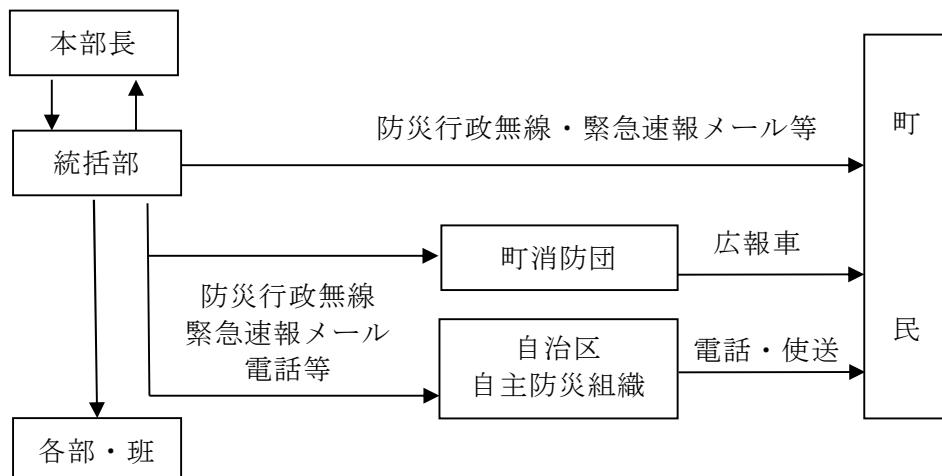
町防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、電話等により行う。

(1) 町民への伝達系統

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時



イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時



4 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

町は、地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、担当部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織及び区の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な収集にあたる。情報の種類の主なものは、次の通りとする。

- (1) 避難の状況（事前避難、先発地震による避難）
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ライフライン関連施設の運営状況

- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の情報又は警戒区域の設定状況
- (7) 消防職・団員及び自主防災組織の活動状況
- (8) 地域内事業所の地震防災対策状況の把握

5 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

県警戒本部へは、避難の状況及び町の地震防災応急対策の実施状況を速やかに報告する。

第3 南海トラフ地震に関する報道機関への情報伝達

1 日本放送協会が実施する対策

日本放送協会は、南海トラフ臨時情報の放送を行う。南海トラフ臨時情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して、冷静な対応を呼びかけるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の性格・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等に配慮を行いうように努める。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の臨時ニュースは、テレビ、ラジオ等を通して全国放送を行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、テレビ、ラジオ等で速やかに緊急警戒放送を開始する。

また、大規模な先発・後発地震が発生する時は、緊急地震速報を発表する。

2 県の実施事項

県は、県警察本部及び市町の南海トラフ地震臨時情報に関する情報等により、各種の混乱の生ずる恐れがあると認めた時、又は混乱が生じた時は、県民の取るべき措置について呼びかけを行う。

また、状況に応じて県警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格高騰、買い占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

第4節 避難対策活動

避難所・ボランティア班

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、先発・後発地震の発生後の火災等の災害から避難を容易にするための事前措置及び避難行動による混乱防止措置に努める。

- 第1 避難対策の基本方針**
- 第2 避難のための「避難指示」**
- 第3 警戒区域の設定**
- 第4 避難状況の報告**
- 第5 避難計画**

第1 避難対策の基本方針

「南海トラフ地震臨時情報」には、「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）、「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了）の5パターン4種類の情報がある。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された場合、「要配慮者及び町地域防災計画において指定した土砂災害危険区域に居住する町民並びに昭和56年以前の旧耐震基準で建設された住宅に居住の町民等」（以下（避難対象町民等）という。）は、原則、親戚又は知人宅等へ事前避難を基本とするが、町指定の自主避難所も開設する。

後発地震が発生しないまま、1週間が経過した場合は、大規模地震が発生しない可能性がなくなったわけではないことに十分注意しながら通常の生活に戻るべき旨を呼びかける。

第2 避難のための「避難指示」

1 「避難指示」の基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発令されたときは、原則として、避難対象町民等に「避難指示」を行う。

2 避難指示の伝達方法

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発令された時は、速やかに避難対象町民等に対して、町防災行政無線（同報系）、広報車等により「避難指示」を行う。

また、伊勢警察署に対し、「避難指示」の伝達について協力を要請する。

なお、町は必要に応じて「避難指示」に関する放送を県を通じて報道機関に伝達する。

3 避難に関しての周知事項

町は、常日頃から自主防災組織や避難対象町民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒又は注意）が発令された時には、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒又は注意）が発令されたことと、避難すべき地区及び避難対象町民等、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客等へも周知、伝達に努める。

- (1) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具等の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- (2) 避難経路及び避難先の確認
- (3) 避難する時期
- (4) 避難行動における注意事項（非常持出し袋等）

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域設定の対象地域

町は、災害対策基本法第63条基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、周知する。

2 南海トラフ地震臨時情報の受理、伝達、周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、速やかに警戒区域の設定を行い、退去及び立入禁止の措置を取る。

町は、伊勢警察署、伊勢市消防署玉城出張所等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のパトロールを実施する。

第4 避難状況の報告

町は、区・自主防災組織の責任者及び施設等の管理者から、次に掲げる避難状況の速やかな報告を受けて、県にその状況を報告する。

ただし、避難対象区域及び避難対象町民居住地区以外の地域にあっては、原則として次の報告を求めない。

1 避難の経過に関する報告

- (1) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- (2) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- (3) 町等に対する要請事項

2 避難の完了に関する報告

- (1) 避難所名又は避難場所（住所）
- (2) 避難者数
- (3) 必要な救助及び保護の内容
- (4) 町等に関する要請事項

第5節 消防活動

総務・消防班

南海トラフ地震臨時情報調査（調査中）に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された場合は出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第1 消防団の非常配備

第2 町民への広報

第1 消防団の非常配備

- (1) 消防団員の非常呼集を行うとともに、消防車両の積載器具を点検し、ホース等の資機材の増載を行い警戒体制の強化を図る。
- (2) 正確な情報の収集及び伝達に配慮した通信機器の配置を行う。
- (3) 事前に災害発生危険地域へ消防団を配置し、火災の未然防止並びに初動対応の迅速化を図る。
- (4) 消防活動の速やかな励行、火災発生の防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (5) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (6) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (7) 迅速な救急救助のための体制を確立する。
- (8) 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の応受援体制の整備を図る。

第2 町民への広報

町及び町消防団は、自主防災組織、自衛消防団の協力を得て、火災の発生防止、初期消火の予防広報を行う。

第6節 ライフライン施設応急対策計画

上下水道班

「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された場合は、飲料水及び電気等の供給、通信の確保等の対策を図るとともに、先発・後発地震の発生後災害応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な措置をとる。

第1 飲料水の確保（上下水道課）

第2 電気の供給（電気事業者）

第3 通信の確保（固定通信業者、移動通信業者）

第1 飲料水の確保（上下水道課）

- (1) 町は、町民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう呼びかけるとともに、これにより増加する水需要に対し、施設能力の範囲内において飲料水を確保、継続する。施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援を要請する。
- (2) 町は、水道施設の破損に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配置等応急給水体制を確立する。

第2 電気の供給（電気事業者）

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された場合は、原則として電気の供給の継続を確保する。町は、上記情報が発表された場合は、電力事業者に次の事項を要請する。

1 地震災害企業警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、「地震災害企業警戒本部等」（以下「企業警戒本部」という。）を設置する。

2 要員・資機材等の確保

- (1) 地震警戒要員を確保する。
- (2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認確保を行う。
- (3) 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

3 情報連絡ルートの確保

- (1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
- (2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- (3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用

のため、地方自治体、警察、公共機関との連携を保つ。また、必要がある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

4 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛けかり中の工事の应急安全措置等必要な予防措置をとる。

5 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保（固定通信事業者、移動通信事業者）

通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、通話の激増による輻輳から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の通話について状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

町は、上記情報が発表された時は、通信事業者に次の事項を要請する。

1 地震災害企業警戒本部の設置

「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時、企業警戒本部を設置する。

2 要員・資機材等の確保

- (1) 地震警戒要員を確保する。
- (2) 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- (3) 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

3 情報連絡ルートの確保

- (1) 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）の発表時から行う。
- (2) 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- (3) 地域復旧体制への協力及び情報収集と緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

4 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛けかり中の工事、作業中の工事の应急安全措置等必要な予防措置をとる。

5 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項について広報を行う。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- (2) 電報の受付、配達状況
- (3) 災害時優先電話の確保
- (4) 災害用伝言サービスの運用、運用開始時期
- (5) 利用者に協力を要請する事項
- (6) その他必要とする事項

第7節 道路交通応急対策計画

応急復旧班

「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予測されるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が円滑に行われるよう交通の確保を図る。

また、公共輸送機関は、各機関の定める計画により、安全の確保を図りつつ、運行の確保に努める。

第1 道路交通対策

第2 鉄道対策

第1 道路交通対策

1 交通規制方針

県は、「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発令された場合、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

町は、県が行う以下の交通規制に協力する。

- (1) 事前避難対象区域内の一般車両の運行は極力抑制する。
- (2) 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

2 緊急輸送車両の確認

(1) 事前届出制度

緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。

第2 鉄道対策

「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒又は注意）情報が発令された時でも、通常運行する。

ただし、津波による危険性の回避措置をとる。

第8節 食料、生活必需品確保活動

物資・産業班、上下水道班

南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、町は、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。

必要な緊急物資は、平素から町民が自助努力によって備蓄、確保することを基本とし、県又は町の緊急物資の供給はこれを補完する。

第1 食料、生活必需品の確保

第1 食料、生活必需品の確保

町は、食料、生活必需品の確保に関して、次の対策を実施する。

- (1) 町民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (2) 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- (4) 町受援計画（支援物資の受入れに関する計画）に基づき、町物資拠点の開設準備を行う。
- (5) 町民に対して飲料水、食料の点検、確保及び貯水を呼びかける。
- (6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、応急給水活動に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (7) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (8) 応急復旧体制の準備を行う。

第9節 医療救護活動

救護・医療・介護班

南海トラフ地震臨時情報（調査中）基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、町は迅速な救急・救護に関する活動を実施する。

第1 医療・救護体制の確立

第2 医薬品の確保

第1 医療・救護体制の確立

町は、町立玉城病院を中心に、町内の病院、診療所等に応急救急・救護体制の確立を図るように依頼する。

第2 医薬品の確保

町は、町内の調剤薬局、病院、診療所に備蓄されているもののほか、三重県薬剤師会との協定に基づき調達する。

後発地震発生後、医薬品等が不足する場合には、県に応援の要請を行う。

第10節 公共施設等の対策

応急復旧班

南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発表された時は、町は備蓄物資・施設等の点検を実施し、必要に応じて施設の安全対策の措置を講じる。

上記情報が発表された時は、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施する。

第1 公共施設

第1 公共施設

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（調査中）に基づき、政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）の情報が発表された時は、町は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施し、状況を把握し、必要に応じて工事中の道路における工事（占用工事等含む）の中止等の措置を取る。

2 不特定多数の者が利用する施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は、概ね次の通りとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の来訪者への伝達
- (2) 来訪者の避難等の安全確保のための措置
- (3) 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転落落下防止等危険物質による危害の予防
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽、予備貯水等への緊急貯水
- (6) 消防用施設等の点検、整備と事前配備

3 防災上重要な施設

緊急応急対策の実施上重要な施設の管理者は、前項のほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電設備、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (2) 再生可能エネルギーによる非常用電源の確保
- (3) 無線通信機器等通信手段の確保
- (4) 自家発電及び公用車両等の燃料の確保

第11節 町民の防災対応

統括班

町民の防災対応は、南海トラフ地震臨時情報の（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれの情報が発表された場合にも、南海トラフ推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本となる。

第1 巨大地震警戒への対応

第2 巨大地震注意への対応

第1 巨大地震警戒への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である。

1 住民の緊急にとるべき防災対応

- (1) 家具等の固定状況の確認
- (2) 備蓄飲料・食料（1週間程度）及び非常持出し品の確認と飲料水の緊急貯水
- (3) 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- (4) 家族との安否確認方法の確認
- (5) 避難対象町民等は事前避難

2 土砂災害に対する防災対応

- (1) 地震に伴う土砂災害は、発生危険度の高い箇所の特定が困難であるが、土砂災害に不安のある町民は事前避難で身の安全を守る。
- (2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、各施設の避難確保計画に基づき避難し、入居者の身の安全を確保する。

3 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- (1) 耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある町民等は、知人宅や親戚宅等への事前避難を行い、身の安全を確保する。
事前避難は1週間程度とし、地震の発生が無くなったわけではなく、地震発生に注意しながら日常生活を送る。
- (2) 町民等は、普段利用している施設について、地震に対する安全性を把握するよう努め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）が発令された場合には、安全な行動を選択する。
- (3) 地震火災については、普段から感震ブレーカーの設置等事前対策を進めるとともに、先発地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること等によって、火災の発生を防止する。
- (4) 避難所等へ避難する際には、電気ブレーカー及びガスの元栓を遮断して避難する。（後発地震による通電火災の予防）

4 避難先の確保

- (1) 避難所等の選定においては、1週間（「巨大地震警戒対応」における避難期間）程度の避難生活が可能な個所（知人宅、親戚宅等）を事前に協議選定しておく。
- (2) 知人宅等への避難困難な町民等は、町指定の自主避難所を確認しておく。

5 避難先の運営

- (1) 避難所の運営は避難者自らが行うことを基本とする。
- (2) 災害が発生した後の避難と異なり、ライフラインは通常どおり稼動し、商業施設等も営業していると想定されることから、自ら必要な物は自ら確保する。
- (3) 生活用品や貴重品等の確保のために自宅への一時帰宅にあたっては、帰宅中に地震が発生した場合の安全を自ら確保したうえで実施する。

第2 巨大地震注意への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令された場合は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である。

1 住民の緊急にとるべく防災対応

- (1) 家具等の固定状況の確認
- (2) 備蓄飲料・食料（1週間程度）及び非常持出し品の確認及び飲料水の緊急貯水
- (3) 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- (4) 家族との安否確認方法の確認
- (5) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
 - ア 危険性が高い場所を避ける。
 - イ 安全な場所で就寝する。
 - ウ 不要不急の外出は避ける。
 - エ 高い所へ物を置かない。
- (6) 避難対象町民等は、いつでも避難が出来るよう準備しておく。

第12節 企業の防災対応

統括班

企業の防災対策は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）のいずれかの情報が発表された場合、日頃から地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。

また、地震発生の可能性と防災対応を実施した場合の日常生活や企業活動への影響とのバランスを考慮し「より安全な防災行動を選択」という考え方方が重要である。

第1 事業継続計画（BCP）の確認

第2 巨大地震警戒への対応

第3 巨大地震注意への対応

第1 事業継続計画（BCP）の確認

1 事業継続計画の必要性

事業継続計画は、不測の事態が発生しても、事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるため方針、体制、手順等を示した計画であり、その計画の検討にあたっては、重要業務の検討、被害状況の確認、事前対策の実施、緊急時の体制等を再確認し、必要があれば見直しをする。

- (1) 日頃から地震への備えの再確認等、後発地震に備えて警戒又は注意した防災対応を取ることを通じて、人的・物的被害の軽減を図る。
- (2) 後発地震発生時に生命に危険を及ぼす事象を整理し、どのように従業員の安全に配慮するか検討する。
- (3) 自社の既存のBCPを確認し、自社の脆弱性を把握する。
- (4) 自社の既存のBCPの中に、まだ不十分の対策があれば、その対策を進めることが極めて重要であり、突発性の地震対策にも繋がる。
- (5) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講じるなど防災対応力を強化することが必要である。

2 情報発表時の社会状況の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、被災地域以外では、ライフラインは原則として継続され、後発地震に備えて1週間程度は地震の発生に注意しながら通常の社会活動を営むための事前対策が必要である。
- (2) 事前避難町民等や学校の対応、交通対策について確認し、企業活動への影響を想定する必要がある。（従業員の減少）
- (3) 町外の事前避難対象地域や被災地域に位置する取引先の事業停止等により、必要な経営資源の調達が困難となる。
- (4) 町外の事前避難対象地域の各種対応が未決定であれば下記事項を参考とする。
 - ア ライフライン：通常どおり
 - イ 事前避難対象地域：沿岸部に30分以内に30cmの津波が到達する市町村の浸水区域全域

- ウ 学校の防災対応：事前避難対象地域に位置する学校は臨時休業
- エ 交通対策：事前避難対象地域の道路への車両の走行は抑制、鉄道は津波による危険性の回避措置を実施
- オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時は、学校や交通機関は通常どおり機能し、日常の生活と大きく変わらない状況であることが想定されるが、突発地震に十分注意しながら事業を継続する。

第2 巨大地震警戒への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応については、南海トラフ地震が突発的に発生した際のBCPを参考に、必要な事業を継続するための措置を検討するとともに、後発地震に備えた具体的な防災対応を実施する。

1 必要な事業継続をするための措置

- 南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）発表後の企業活動への影響を踏まえ、情報発表後の1週間を基本とする期間で、企業活動を効率的に継続するための措置を検討する。
- ア 出社できない可能性のある従業員の把握
 - イ 異業務に必要な人員の再配置
 - ウ 代替となる人員や取引先の確保
 - エ 被災地における関連業務への影響等を踏まえ、場合によっては優先度の高い業務を事前選択する。

2 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

- (1) 突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく必要がある。
 - ア 安否確認手段の確認
 - イ 什器及び事務機器の固定・落下防止対策の確認
 - ウ 食料や燃料等の備蓄の確認
 - エ 町の災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
 - オ 発災時の職員の役割分担の確認
- (2) 上記の措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、すべての企業が検討することが望ましい。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設を管理・運営する企業等は、日頃の備えの再確認を確実に実施するとともに、施設及び設備等の点検についても実施する。

3 施設及び設備等の点検

- (1) 地震が発生した場合に被害が生ずる怖れのある施設や緊急的に稼動しないといけない設備等について、倒壊、破損、出火、動作不良等を防止するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には緊急的に点検や確認を行う。
 - ア 主要生産設備の点検
 - イ 施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検
 - ウ 転倒・落下物の危険個所の点検

第4部 特別対策 南海トラフ地震に関する緊急応急対策計画（南海トラフ地震臨時情報）

エ 緊急用車両の点検

オ 消防用設備の点検

カ 貯蔵危険物品の確認と点検

- (2) これらの措置については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、速やかに実施するとともに、点検の結果、必要に応じて応急的な補強等対策を講じる。
- (3) 点検等に従事する者の安全確保について十分配慮するものとし、点検や整備の手順、担当などの実施体制を具体的に定める。
- (4) 特に、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理又は運営する企業については、必要な点検・整備等を確実に実施する。

4 従業員等の安全確保

- (1) 町外の事前避難対象地域に居住する従業員は、後発地震発生後の避難では津波に巻き込まれる等危険性が高いため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に居住市町から避難の勧告等が発令された住民は津波警報解除後も最初の地震発生から1週間避難を継続する。
- (2) 町外の事前避難対象地域に居住する従業員が知人宅や親戚宅等への事前避難が難しい場合、当該従業員の避難先について、可能な範囲で、各企業で避難先を確保しておくことが望ましい。

5 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るために、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う必要がある。

ア 輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更

イ 利用する港・空港等の変更

ウ 荷物の平積み措置

エ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

オ サプライチェーン（供給連鎖管理）における代替体制の事前準備

カ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

キ 津波浸水想定地域から貨物、輸送機器、荷役機器等の移動

ク ヘルメットの携行の徹底

ケ 定期的な重要データのバックアップ

コ 速やかに作業を中断するための措置

6 地域への貢献

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、普段取り組んでいる企業活動の延長として、地域の避難活動等を支援するなど、災害時に企業の果たす役割として、地域へ貢献する。
- (2) 個々の企業等において、日頃から地域の自主防災組織との協働体制を構築し、非常食、資機材の提供・避難誘導、要配慮者支援等を実施する。
- (3) 旅館やホテル等の宿泊施設については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、避難の長期化が想定されるため、避難先として客室を提供する。

- (4) 医療・福祉事業者については、避難者のメンタルヘルスケア、要配慮者に対するケア等の支援を実施する。
- (5) ある程度の規模を有する製造業者等については、工場や倉庫、社員はじめ、緊急用物資や資機材を保有していることから、避難先としての敷地の解放や、周辺地域への社員の応援派遣、物資や資機材の供与・貸与等の支援を実施する。

7 情報の伝達

- (1) 防災対応を取るべき旨の通知や南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報の内容については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行えるようにする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報の発表を知った時は、テレビ又はインターネット等で具体的な内容を把握するなど、伝達の遅延、誤解が無いようにする。
また、これらの情報を把握する責任者（及び代理者）を定めておく。
- (3) これらの情報について、責任者、従業員、利用者等に伝達する具体的な経路及び方法を定める。
- (4) 防災対応を取るべき旨の通知については、防災対応を実施する従業員等に対して、確実かつ迅速に伝達する。

8 防災対応実施要員の確保等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量を踏まえて、具体的な所要要員を確保する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される時間帯（営業時間内、外）ごとに参集人員、参集手段等を考慮して所要要員を確保する。
- (3) 所要要員の不時の欠員に備え代替え要員を考慮するものとし、職員のローテーションについても考慮する。
- (4) 各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容等を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第3 巨大地震注意への対応

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の防災対応については、個々の状況に応じて、後発地震に備えて注意した防災対応を実施する。
- (2) 第2で想定した南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応を参考に、第12節、第2、1、(1) 必要な事業を継続させるための措置を実施したうえで、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応をとる。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達や、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に基づく防災対応実施要員の確保に関する措置については、第12節、第2、1、(6)、(7)の内容に留意し、防災対策をとる。